

の必ず援いて論證したものである。李善は、下の如く立論する。

臣、遼陽及び開原に至りて、故老を詢及するに、彼等は皆ないふ、宣徳の年間、遼東に邊牆なかりし時、唯だ瞻望を嚴にし、烽堠を遠きに置きたれば、海運は、直ちに遼陽・鐵嶺に通じ以て開原に達しき。開原城の西に、老米灣といへるあり。又た舊行の陸路は廣寧より直ちに開原に至るに三百餘里にすぎず。前年邊外の荒地を燒きたる時、東西の兵馬、碁盤山の地方に會合し、それより東北して開原に近き平頂山に至りたり。その中間に顯州の廢城あり。肥饒の地、萬頃に下らず。案するに、畢恭の邊牆を立てし後、此等の土地を境外に置きたり。爾後三衛の夷人（兀良哈）肆意に南侵し、漸くにして遼河套等の處に入り、牧畜に托して潛行し、隙を伺ひて入寇したれば、邊牆の害を爲すこと、昔時よりも甚し。且つ現在の邊牆に沿ひたる地方は、多く平漫にて、土脈は鹹鹵なり。遷年春秋に、人夫四五萬名を徵集して費すところの糧餉萬石に上げれども、邊防に益なきのみか、徒らに人力を勞するに過ぎず。最初の計畫の恃むところは、遼河を險となせばなり。然るに、夏旱には水淺く、敵の騎兵は渡るを得べし。冬寒には水凍りて坦途を履むが如し。人畜を抄掠し、敢て耕作せしめず。遂に田野荒蕪し、邊儲虚耕するに至りにき。又た地方の糧儲の不足なるよりして、北京よりの轉運を仰ぐに、現今の道路は遼河に隔阻せらる。加之、盤山より牛莊に抵るの地の、低窪なるより、雨量較々多かれば、水潦泛溢して、旅行者は阻隔せらる。萬一開原警ありとも、錦州・義州及び廣寧の兵、何を以て應援せむや。且つ遼東は、一方に孤懸して、女直・蒙古及び漢人は雜居せり。遼河の守、失はるれば、遼陽支えす、遼陽支えざれば、畿輔の地豈に能く宴然たらむや。臣の慮ここに及びて之れが爲めに寒心せざる能はず。計るに、今舊路を開復せば、墩・空・城・堡及び瞭守の官軍、往來の道里は、三分の

二を減すべく、その山澤の利、舟楫の便及び肥饒の田は、勝けて言ふべからざらむ。又た形勢の大略をいはゞ、錦州・義州を西路となし、廣寧を中路となし、遼陽を東路となし、開原を北路とす、遠近を酌量し、聲勢を聯絡し、隨機應援、彼此相援ければ、常山の蛇の首尾相通するが如く、邊疆は盤石の安に擬すべし。

以上、李善の政見は、西邊の凹字形から來る禍害を痛切に感得して、それを除かんと努力したものであつた。彼れは廣寧から一直線に開原の西北に至る通路を回復して、邊牆を西方に展出せむとしたものであるから、若しも、此の政見にして實行されたならば、今の新民府の疆域、法庫廳の幾んど全部は、收めて遼東の内地に入るものと知られたが、それは、遂に果されずに、明一代を終始したのである。李善歿後一世紀餘にも、此議論は、北京廷で反覆されたが、要するに、卓上の空論たるに止まつた。吾人は、繰り返していふが、遼河水道の敵前暴露は、新植民地たる遼東の交通機關喪失を意味するのであつて、商事でも農事でも、共に著るしい影響を受け、兵事上には、根本的遺算を招致したのである。約するに、明代の遼東は、西邊の防備に疲かれたところから、東邊の外敵は、それに乘じたといふ形に陥つたものであらう。凹字形の邊牆は、たしかに明一代の失策であらねばならぬが、これ果た、漢人の當代に於ける實力の反影に外ならぬ。

### 五、東邊展拓の要求起る。

明初の東邊は連山關 滿洲に於て、明國の兵勢の波及した極際と、明人が確實に土地を把持した範圍とは、同一を以て論ずべきものではない。前者の例を擧ぐれば、かの永樂帝の奴兒干征伐の如きもので、明國の中央政府から派遣



された官吏は、黒龍江口に駐在したりとはいへ、之を以て確實なる領土占領といふことを得ないのであるから、明人の遼東といふ意味も、考量せられざるを得ぬのである。明初の記録を辿るに、明國の兵は、一時鴨綠江の上流から朝鮮の咸鏡道に出でたほどであつて、その勢力も見るべきものがあつたが、その割合に、明人の遼東は、漢人を内地から吸収する上に於て好況を呈せず終つたらしく思はれる。吾人の考ふるところでいふと、明人の遼東は、西は遼河に限られ、東は千山山脈に限られた。千山山脈といふと、聊か漠然たる界限のやうにも見ゆるが、撫順あたりでは今の炭坑の東邊から清河城の東を行き、南して大摩天嶺の連山關に出でたといふことが知れる。景泰元年（一四五〇）明の使者倪謙の、朝鮮に使した日記によれば、下の如き記事がある。曰く、景泰元年正月十日。遼東を發す。時に遼陽の都司は、東寧衛の指揮一名百戸四名二百の軍馬を率ゐしめて護送す……由來、遼東より鴨綠江に至るには八站あり。今は廢す。護送の官員は、帳房を齎らして隨行す。高麗衛、頭館站、車嶺を経て、浪子山に至りて人家に宿す。十一日。浪子山より發程し、背陰山、盤道嶺を過ぎ、辛寨に至りて宿す。十二日。辛寨より發程。高嶺より東山關口に至りて宿す。東關は、華夷の界限に係れり」と。この東山は、連山の誤であらうといふ説もあるが、それは間違ひで、東山はその地方の土稱で、連山關を呼んだものである。その確かなることは、今日でも、遼陽人が、鴨綠江方面を指して東山といふので知るを得る。倪謙は連山關を指して華夷即ち中外の界限であるといつて居るが、嘉靖年代に書かれた呼爲卿の遼陽副總兵題名記にも、我成祖（永樂帝）の都を北京に立てしより、遼東はやがて東北の巨鎮となつたのである。景泰年間、外寇（兀良哈、瓦剌）頻りに我遼東を侵せしより、遼陽は河によりて邊牆を設けた、舊邊は、東、連山關に止つたが、今日では饒陽等の諸城があるといつて、いづれも、連山關が、遼東都司の極邊であつたこと

を明示して居る。連山關といふところは、大摩天嶺の山中で、鴨綠江と遼河との一大分水嶺を劃する地方であれば、之を扼して中外を限るといふことは、寧ろ自然であつた。概言するに、明國では、國初の八十年間、東南は僅かに八九里の地點に盡き、東北は二十五六里の地點に抵りて界限をなしたに外ならぬので、狭長なる地域が、遼河の右岸に沿ひて展開したのであつた。東部の邊牆といふものも、その當代では、何等設定されたことは認められぬから、連山關は、朝鮮への通路の關門として、獨立して置かれたに過ぎぬほどのものである。

**東邊初度の展拓** 成化三年役の結果として、明國では、邊牆を東方に新たに設定したことは、前にも言ひ及んだ。それはいふまでもなく、此の戦役の動機が、女眞の侵略に原因したのであれば、邊牆も國防の意義に解せられるが、他方より觀測すれば、右は幾分遼東の明人の、該方面を開拓せんと企てた要求に伴はなかつたといふことも得ない。戦役の勝利の功果として、明では遼陽の東、三百六十清里ほどの地點に在る今の鳳凰城まで確實に領有することを得た、乃ち明の遼東都司の東邊は、従前に比して、殆ど二倍の疆域を收め得たものと察知せられる。然れども、こゝに注意すべきことは、新邊と舊邊との中間乃ち連山關より鳳凰山に至るの地は、極めて磽确、極めて薄瘠で、耕作の餘力は、幾んど無いといつてもよい程である。つまり、兵要上からいふと、倔強の防禦陣地であるだけ、それだけ、當時明で採用しつゝあつた屯田軍の利益に伴ふものといふことを得ない事實がある。一四六七年十二月御史李秉の上疏の中に、蓋州・復州及び廣寧から、鳳凰山關隘の守備兵を送發したが、彼等は、多く樂從せないとあるが、これは、這般の消息を裏書するものであらう。天啓元年（一六二一）遼東經略熊廷弼の、その友人に與へた書中に、最も能く該地方の地形を述べた一節がある。曰く



遼東の山脈たる、東北は長白山より發し、西南旅順海口に至りて止まりてある。而して此山脈の一路は枝脈を分出して峪地を形成し、每一峪には一河がある。水は、滌然として流れ、石は滾々として出で、屯田することは、不可能である。そこでもつて、居民は、山に依りて住み、山を挖りて耕種する。今年は此一塊を挖り、地力が盡くれば、又た別の一塊を耕すといふ始末、空地のないといふことも、理の當然である。

と、此説明によりても、李秉が意見書を想像することを得るのである。果して然らば、此方面で、多少でも、屯田の便宜を得んとする場合には、何とかして救済の方法を採らざるを得ぬのであらう。吾人は、これらが、當代明人の、久しきに亘つた宿題であつたことと想像する。かの鴨綠江西岸なる沃土の開拓は、斯くして新たに要求されることとなつた。

**鴨綠江下流域の拓地着手せらる** 鴨綠江の下流なる、今の安東縣附近の、漢人によりて耕されたのは、蓋し嘉靖三年（一五二四）前後に始まるであらう。成化三年後に築造された邊牆の南端は、鳳凰山附近に止まるが、湯站即ち今の湯山城の築かれしことは、成化十六年（一四八〇）の前後に在るから、鴨綠江下流の沃土の、多數明人に知れ渡つたことは、大約そ此時代に在らねばならぬので、湯站創設のことは、寧ろ東邊開拓の氣運を導いたといふ推測も下し得る。熊廷弼が遼東勘界の疏の一節に、下の意味の記事がある。嘉靖十六年以前に於て、鴨綠江の西、湯站の東北、九連城の南北なる順江一帶には、遼東人と朝鮮人と雜住交通しつゝあつたが、後、朝鮮の要求で、明人の、それらの地に住種するを禁止し、朝鮮の民にも、鴨綠江を越ゆることを許さないこととした。然れども、それは、畢竟空文で、後には、皆我が明人の占住に歸したのである。かの鎮江城の、九連城址に建設されたことは、右の結果たるに外ならぬ

のであると。吾人は、此等の事實に基いて、明人の東邊拓地の要求の、久しき時代から懷抱されたといふことも推測し得らるゝのである。萬曆元年（一五七三）遼東の參將李成梁は、巡撫張學顔と謀つて、遂に此計畫を實行するに至つた。明史でいふところの、寬奠六堡の徙築は、之をいふ。

**東邊第二の展拓** 寬奠（寬甸）の六堡とは、寬奠・長奠・永奠・大奠・新奠及び張其哈刺奠子の各奠に創建せられんとする六城堡をいふのである。奠（甸）といふ意義は、明白でないが、一般には平地といふことに解せられるので、今の寬甸の地方には、六個の平地があつたのを、明人は、早くより開墾しつゝあつたものと解せられる。張學顔のいふところによると、鳳凰城の東方山地に、明の前哨であつた險山堡の管轄區域は餘りに曠莫に過ぐるのみならず、建州女直の一部は、寬甸地方を根據地として、邊牆を侵すので到底禦ぎ切れるもので無い。これは、寧ろ邊牆を前展して敵の根據地を占領し、建州女直を寬奠外に驅逐するの手段を採用するに若かさるものであらうと。かやうな決意の下に於て、彼れは李成梁と協力し、六堡をそれぞれ創建した。吾人は張・李二人者の經營が、ともかくも、奏効して、その地に多數の明人を吸収して、蔚然たる一都會を形成したことを認めねばならぬのである。明の記録には、萬曆三十年前後に於て、總戸數六萬にも上つたといつてある。若し果してこれが實際であるとすれば、建州女直は、少からざる壓迫を受けたことと解釋されざるを得ぬのであつた。女真人からいふと、寬奠の喪失は、鴨綠江の下流に進出し、乃至は、朝鮮を脅かすの要路を杜塞されたことになる。明人の當時の記録でいふと、李成梁は、寬奠占領の勢に驅られ、遂に兵を今の懷仁附近にまで進めたことがあるやに思はれるが、若しこれが信ぜられるならば、女真人は兵力財賦の根本地を衝かれたことになる。寬奠六堡は果して明人に支持されるであらうか。これは新たな注意を吾



人に與ふるものといふべきである。

**寬奠六堡の撤退** 寬奠六堡の繁榮は、萬曆三十三年(一六〇五)まで持ち續いた。勿論、右は鐵嶺なる李氏の子弟なり家丁なりが、強かつたから、支持したのであるが、彼等は、漸次驕奢と游惰とに流れ、將軍李成梁すら暮氣用ふべからざるに至り、餘すところは、統袴の子弟と怯懦なる兵卒のみとなつた。遼東の兵力は爲めに激變せざるを得ない。反對に、建州女直では、前に李成梁や張學顔に驅逐せられたところの君長は、勢力を失つたが、今の興京老城から、近古の英雄漢清の太祖(奴兒哈赤)が躍出したので、渾河の上流から、佟家江の流域は、第一着手に併呑され、その前線は早く寬奠の邊牆に接觸することとなつたのであつた。女真人と明人との衝突は、果然激化を加へて來たのである。これは、獨り寬奠方面と限らないで、清河城の東北でも、絶えず衝突が行はれる。李成梁は、この形勢を見て、ひどく苦心したらしいが、彼等は、第一に寬甸六堡(實際は五堡)の戸口六萬が、ともすれば敵に鹵獲されんことを憂慮した形跡が觀取されたのであつた。そこで、彼等は、寬奠は敵地に孤懸して守り難いといふ理由の下に、巡撫張楫と獻議して、六堡の戸口を襄陽以西に復歸せしめた。傳ふところでは、居民には土地に戀々して、朝命を用ひざるものもあつたが、それらは、兵力を以て驅迫して、死者狼藉たるを致した。然れども、成梁は反りて逃人を招復したといふ似てもつかぬ褒賞に與り、大に面自を施したとある。明國の東邊は、これでもつて、再び成化三年役の舊位置に立ち戻つたことになつた。尤も鴨綠江の下流、九連城の附近のみは、明一代を終るまで、遼東拓殖の要地として支持されたのであつた。

**邊牆の構造及び價值** 吾人は、以上明人の遼東拓殖について、その外形の大體を述べたのであるが、西邊に於て遼

河の水險に依頼したことは、成功といふを得なかつたらしい。何とならば、遼東は十一月に入ると河水が凍結するので、水險は、一向に働をなさぬ。敵の騎兵は自在に河水を踏みて來襲する。夏になつては、河水が汎濫する。そしてその都度に土牆を崩壞した。明の政治家中には、それを患として、磚牆を造らんとしたが、經濟が許さなかつたので、多くは果すことを得ず終つたらしい。柳邊紀略の一節に、明の時、遼東では、敵臺一千三百三十三座、路臺二百二十八座を設けた。創建の當時、地勢を見計らひ、五里毎に一臺、もしくは二三里毎に一臺を作つたのである。路臺の制は、高さ三丈五尺、磚で築かれた圓體の建造物にて、上に樓屋を設け、周圍に壕口といふ銃眼を施した。每一臺に兵卒五名を配置して、専ら旅行者の敵から襲撃せられたのを收容することとしたとあるが、この記事の信すべきは、いふをまたず、吾人は、明人の邊防がいかに粗略であつたかを想像せざるを得ぬのである。何とならば、彼等は、既に邊牆の經營に鉅大の費を投じつゝあるに關らず、尙ほ旅行者保護のためにとて、その通路上に、此種の設備を要求したのであつたではないか。嘉靖四十年代に、李輔といふ政治家の、遼東經營に大修繕を施した以前、或るものの語るところでは、開原城の如き、全く外敵の中に孤懸したといつて居る。

**遼東拓殖の成績** 明代に於ける遼東都司の戸口全數の何程であつたかは、精確を知るに由ないが、嘉靖四十四年代に於て三十八萬人内外であつたことが信ぜられる。若し之を漢代の戸口二十七萬に比較すれば、僅かに十萬餘の増加を認むるに過ぎないのである。屯田軍に供給された土地で、租税の徴せられた耕地は、同じく嘉靖年代で、三百六十八萬畝から三百四十二萬畝に出入することは、別表でも窺ひ知るを得るのである。若し果して、その全耕地の利用されたことを確め得るならば、それは異常の好成績を收めたものといふことを得るのであるが、吾人をしていはしむれ



ば、別表多大の耕地は、可耕地であつて、既墾地ではない。従ひて、その租税でも、實際と徴額とは、甚しい差違の生じつゝあつたことを怪まざるを得ぬのである。

明代遼東耕地面積

地方區劃	耕地面積(全遼東)		地方區劃	耕地面積(全遼東)	
	同	上(遼東志)		同	上(遼東志)
定遼中衛	一一五、九〇三	一一五、九〇三	義州衛	六六、〇五四	六六、一五四
定遼左衛	九三、七五六	九三、七五六	廣寧後屯衛	三二、二八五	三二、三八五
定遼右衛	七七、八九七	七七、八九七	廣寧中屯衛	一一九、三四〇	一一九、三四〇
定遼前衛	八九、三六〇	八九、三六〇	廣寧左屯衛	九五、一九二	九五、一九二
定遼後衛	一二三、九四七	一二三、九四七	廣寧右屯衛	八六、二六四	八二、一七九
東寧衛	七六、三三八	七六、三三八	廣寧前屯衛	六七、〇四八	六二、一七九
海州衛	二四二、九八三	二三八、六八四	寧遠衛	一〇二、〇二〇	一〇二、〇二〇
蓋州衛	二八三、二三〇	二九八、一二九	瀋陽中衛	一二〇、九四四	一三〇、九四四
復州衛	三二、〇三四	一〇四、四七五	鐵嶺衛	三六、六九三	三六、六九三
金州衛	五九九、六七〇	六七四、二〇四	三萬衛	三四、八八四	三四、八八四
廣寧衛	七一、六四一	七四、六三五	遼海衛	二七、四四〇	二七、四四〇
廣寧中衛	一二七、七八二	一一、八九九	永寧衛	三七六、二一七	三七六、二一七
廣寧左衛	一六〇、二一一	一四五、三九四	計	三、六八一、二〇三	三、四二九、二六〇
廣寧右衛	一四三、〇六九	一三八、九六八			

### 第五 女眞貿易の經過

#### 一、明人の國際貿易觀念

**支那人の天下思想** 明人は、女真人に朝貢を要求した。朝貢といふ名は、支那では言ひ古ること、使ひ古るしなことではあるが、一七九三年(乾隆五八年)英國ジョージ二世から、清國へ派遣された大使マカートニイの坐乗支那船に英夷朝貢の大旗の翻へされたことを想へば、現代語として、如何にその生命の恒久なるかを思はしむるのである。支那人は、その個人が遠物を玩賞する如く、その創建した朝廷の、四海萬國から奇珍の貨物を受取ることを要求する。支那人の天下思想は、歴史的因襲に捉はれた産物ではあるが、唐が亡びて以來、曾つて無い版圖と成績を收め得た明人に、天下思想の發生は必然であらねばならぬので、太祖なり成祖なりが、外種族に對して比較的緩和の手段を採つた色彩は漸次褪せ果てて、支那人は専ら自己の先天の慾望を満足すべく要求することとなつた。支那といふ地面が容易に天下思想に捉はれるといふ傾向にあることは、又た吾人の知らざるべからざること、崑崙から發源した黄河と揚子江とが、その吐き口を異にするに關らず、支那の本部に入つてからは、その中間に於て何等双方の豁谷を隔絶すべき自然を見ないところから、多くの場合、國家は南北の分裂を許さざる事情の下に成り立つのである。彼等は、その古代の思想に於いて宣言された如く、支那は中華で、我等の周圍に在る種族は野人であると思考して、聊かも疑念を挾まなかつた。彼等は、自己の文明の根基の淵源について確信を懷きつゝ、四裔の種族は、我等の産物の影響を



受けて發達したに過ぎないのであると觀念し、外國の文化の發達を容認せざる傾向を今に持續するが、明代では著しく、それらの偏向が、認められたのであつた。我等は、支那人のこれら偏向に満足することを以て陋とするものではないが、明人のいかなる代價を拂つても、その體面を立てようとした傾向に對しては、寧ろ滑稽を禁ずる能はざらしむるものがある。朝貢といふことは、種々なる意味に解せらるゝにせよ、當代の支那人性格を最も能く表顯した字面の一を以て視らるゝであらう。

**朝貢は貿易の代稱** 明代の支那人は、今や、どこまでも中國本位である。いづれの場合でも、自國人と外人と、平等の位置に在ることを欲しない。通商といふことは、本來有無相通するといふ意義に於て正しく解せられたが、彼等は、此文字を使用する代りに朝貢なる文字を強要し、若しも此字句の使用を肯ぜざる場合には、何國の人たるにせよ一概に交通を拒絶する。彼等の思想は、清の乾隆帝代がマカートニイに附與して、英國王に寄せた勅諭に選ぶところがないのであつた。勅諭の第二書には、下の如き文字がある。

爾國王、遠く聲教を慕ひ、嚮化維れ股んなり、使を遣はして恭しく表貢を齎らし、海に航じて祝釐す、朕、爾の國、恭順の誠を見、大臣等を帶領して瞻觀せしめ、之に饗宴を賜ひ、賚予駢蕃す、業已に勅諭を頒給し、爾國王に文綺珍玩を賜ひ、用ひて懷柔を示せり。朕、爾の使臣、爾の國の貿易の事を以て稟請し、大臣等が轉奏せるに據るに、皆な定制を更張するに係り、准行に便ならず。向來西洋各國及び爾の國の夷商の天朝に赴きて貿易する、悉く澳門に於て互市す、歴久相沿、既に一日非ず。天朝は、物産豊盈あらざるところなく、原と外夷の貨物に藉つて以て有無を通せず、特に天朝所産の茶葉、瓷器、絲斤は、西洋各國及び爾の國必需の物たるに因り、是を以て加恩體郵し、澳門に在りて洋行を開設し、日用資あるを得、並びに餘潤に沾さしむ。今、爾の國使臣、定例の外に於て、多く陳乞す、大に天朝遠人を加惠し、四夷を撫育するの道に乖けり、且つ天朝の萬國を統馭する一視同仁、即ち

廣東に在りて貿易するもの、亦僅に爾英吉利一國ならず、若し俱に紛々として尤めに效ひ、難行の事を以て、妄りに干瀆を行はゞ、豈に能く所請曲徇せんや（下略）

右の宣言は英國人の通商をば、廣東一港に局限せんとしたる清代の文字ではあるが、明人の對外思想をば、遺憾なく承繼したものといふことが出来る。乃ち乾隆帝といふ滿人の皇帝は、征服した漢人の思想に捉はれて、心にもない誇大の言辭をば臆面なく玩弄したものといはざるを得ないのである。そは、ともあれ、勅諭に宣したる如く、中國なるものは、物産豊盈で、外國産に資るといふ不體面のことは無いから、我れより進みて、有無を通ずるといふ必要は無い、若しありとすれば、それは茶なり瓷器なり絲斤なりが、外國人等の國に於て、それぞれ必需であるから、恩惠的に供給するので、營利といふ考は寸毫も無いといふのが支那側での言ひ分であるので、支那の如き土地の、盛運を告ぐる時代に於ては、その漢たると唐たるとを問はず、這般驕慢の觀念に驅らるるは聊も怪むに足らぬことである。

**外人の獲得せる利益鉅大** 朝貢は、宗主國が、その附庸に對して強要する納租の形式である。そして、それには一定の儀禮が伴隨するが、明代に支那へ交通した外人は、何人も、それを拒むことを敢てせなかつた。歐洲の先進國たる葡萄牙や、西班牙に於て既に然り、況んや、亞細亞の附庸に於てをやである。然らば外人は、何が故に這般の屈辱を忍びつゝあつたかといふに、これは、通商そのものが著るしい利益を獲得するからで、これらの事情の下に、朝貢は、繼續された。平たくいへば、支那なる素封家は、その財東顔を敢てする代價として、それ相應の酒錢を拂ひ、外人は、亦たその酒錢を受け取ることによつて、辛抱をつゞけて來たものであると解釋されぬでもないのである。之を我が日本の例でいふと、足利氏の通明は、今に之を語ることをすら陋とするのであるが、應永八年といへば、明の建



文三年に當る。將軍義滿は、始めて使臣を南京に送り、同十年に再び使臣を出し、やがて、永樂帝から、懇篤な褒詞と賜物を受け、九州の阿蘇山は、壽安鎮國とまで賜名せられた。支那人が外國の山川を封ずるといふ思想は、古代からある厭勝の習慣でもあるが、渤泥ボクニの山ですら長寧鎮國と賜名せられたほどであるから、何にも格段の待遇と認むることを得ないのであつたが、足利氏は、爾來多くの屈辱を忍び、苦しい手段を採用しても、明國との通貢より得る利益を放棄することを得なかつたのである。日本の記録の示すところでは、永亨・寶徳（一四二九—五一）の際に於て、日本刀一振が、内地でもつて、僅かに八百文乃至一千文にしか値ひせぬのが、明國の政府では、五千文乃至は一萬文に買ひ上げてくれたといふ事實がある、といふから、五倍以上、乃至は十倍の價値を占めたといつてよろしいほどであつた。後のことではあるが、滿洲人の人參貿易にも、これと同様の事例がある。

**通商互市は國家の安全辨** 右の如く、外人の支那への貿易は、至竟有利であつたといふこと、併びに支那人の國家は、因襲的の體面論に促はれて、相應の代價をそれに仕拂つたといふことの外に、今一つ重要な事實がある。それは、支那の國家は、上古からして、絶えず北方外人の剝奪を受けつゝあつたので、それらの剝奪を免るゝ方策の一として、貿易を容認した。周代や秦の代のことには、記録の徴すべきよしもないが、漢代では、匈奴と支那人との間に互市が行はれて、その互市の圓滿に行はれてある間は、平和が続けられてゐる。漢代の記録によるに、匈奴との互市は、前漢の景帝以後に行はれ、その行はるゝにつれて、漢の財物（工藝品）が匈奴に流行する。匈奴は、今の蒙古種であるとのことであるが、その射獵游牧の生活をつゞけて居つたのも、今日と大差なかつたことであらう。支那の國家それ自らに、匈奴の生産品を利用する考慮のあつたか、どうかは知るに由ないが、支那人は、その工藝の材料として毛皮

または毛類を要求し、農耕や食品の上からは、その豊富なる馬や牛や羊やを需要した。この事實は、今の山西あたりの聶翁堂といふ商人が、匈奴と密貿易をやつて居つたことでも知るを得るであらう。ともあれ、匈奴の人々は、漢の絹絮や食物を嗜む、財物は掠奪に由つて獲られる場合もあるが、和親に由る貿易の利益あるに及ばぬといふことは、自ら知悉され、そこでもつて、匈奴自らも殊さらに平和を破るを肯んぜぬといふことになるので、互市なるものは、國家の存在上、一種の安全辨であると會得されたことが判かる。互市は、かくして、國都に於ても、又た邊境に於ても、それぞれ設けられた。前者は、乃ち支那歴代の會同館や四夷館で行はるゝ貢市、後者は、國境で行はれた五代の回圖務、宋代の榷場、明代でいふところの茶馬市のそれと一致すべきものである。

## 二、朝貢及び貢市

**璽書分布とその効果** 永樂帝が、女真人を懷柔する政策として、衛印勅道（璽書）をば、彼等の君長と指さるゝものに贈與して、双互箝制の方法を取り、彼等の結合を妨げたことは、前にも言ひ及んだが、この政策は、恰も清代で康熙帝や乾隆帝の、全蒙古を内外十八盟に分ち、さらに百六十五旗に分つた政策と略ぼその軌を一にするものといはねばならぬのであつた。政策の効果は、帝の代に於て認むることを得るが、それは一には帝それ自らの偉大なる性格と、發展した國力とに伴ふものであるので、之を近代語でいふと、雄強なる兵力あつて、始めてそこに巧妙なる外交の行はれたものと觀測することが出来る。帝は、又た女真内部の結合を妨ぐる、例へば、海西女直は建州女直に、建州女直はさらに野人女直に、それ／＼双互箝制をなさしめたばかりでなく、滿洲に隣接した東蒙古の兀良哈は、女直人の力



を以て、箝制するといふ方法を採用したことは、明代政治家の恒言するところでも想像される。そして、これ又た相應の効果を収めたことと思惟せらるゝが、此の政策は、正統頃から、著るしい變化を來すこととなつた。

**璽書より生ずる朝貢の形式** 璽書は、何が故に女真双互の箝制を贏ち得たかといふことは、さらに興味多い問題である。璽書なるものは、今日でいへば、その自身の官職爵勳を記した辭令、朝鮮でいふ職帖にすぎないのであるが、彼等女真人は、明廷から、都督なり同知なり、指揮なり千戸百戸なりに任命せられ、その高下厚薄に由つて、朝貢に於ける權利と待遇を殊にするのであつた。かくして、朝貢そのものが、外夷(女真人等)にとりて唯一の利得であることは更めていふまでもない。大明一統志によると、東北夷なる題下に、下の記事がある。

女直は古の肅慎の地、混同江の東、開原城の北、東、海に濱し、西、兀良哈に接し、南、朝鮮に鄰る、金の餘孽たり。永樂元年野人頭目來朝し、其後境を悉くして歸附す。九年始めて奴兒干都司、建州、兀者等の衛及び千戸所を設け、その酋長を以て都督、都指揮、千戸、鎮撫となし、勅印を賜ひ、又た馬市を開原城に置きて、貿易を通ぜしむ。蓋女直三種の海西等の處に屬するもの海西女直たり、建州毛憐等の處に屬するもの建州女直たり、各衛所の外に、又た地面あり、站あり、寨あり、建官賜勅、一に三衛の制のごとし。その極東を野人女直となす。野人女直は、中國を去ること甚だ遠し。朝貢常ならず。海西、建州は、歲に一たび人を遣はして朝貢せしむ。

貢物

馬 貂鼠皮 舍列孫皮  
海青 鶴 黃鷹 阿膠  
殊角 即海象牙

右の記事中、建官賜勅、一に三衛の如しとあるが、この三衛は、東蒙古の兀良哈三衛を指し、勅書即ち璽書を得た

る建州海西の女真人が、馬匹や貂の皮や、海青(鷹)等を齎らして朝貢したことは明白であるが、それは一歳に一回に限られた。詳かにいふと朝貢なる儀禮は、禮部で取り扱はれるから、待遇の陞等でも給與でも、禮部の所管ではあるが、都督とか指揮とか千戸とか百戸とかいふことは、名義上、軍事に關するから、兵部でも關與して居つた。

**貢使の員數貢道及び時期の指定** 朝貢は、獨り女真人に要求せられたものでないから、その國の遠近や強弱や、種種の關係に由つて、その形式の上に種々の規程が下される。清代の例でいふと、外國の朝貢は、禮部の主客清吏司で取り扱ふので、朝鮮は毎年一回づゝ使節を送り、琉球は二年に一回、安南は六年に一回、老撾は十年に一回、暹羅は三年に一回、蘇祿は五年に一回の定めであつて、歐洲人は、一六五五年(順治十二年)の勅裁によつて、八年に一回といふこと、そしてその使者は、大使一もしくは公使二、公使隨員一、秘書一、隨行者一百を越えざること、但しそれらも二十名を限りて北京に入るを許すといふ限定であつたが、それらの限定は、明廷でも同じ仕振りであつて、女真人には毎年一回の朝貢、每一貢每衛一百人を限る。そして都督の來朝には、隨行十五人を許すといふ規定であるといへば、之を互刺の總數五十人に限られたことに比較して、格別の待遇であつたといはねばならぬ。以上の外、女真人は開原城を経由すべきこと、尙ほ兀良哈が喜峯口に由らざるを得ずと限定した如く、自餘の通路は、悉く拒絶せんことを主張した。これは、海上に於て清初の歐洲人が廣東なる虎門を経由せざるを得ざりしと同一で、歐洲人には船隻の數の、各國三艘と限られた外に、時期の定めはなかつたが、女真人は然らず、彼等は、十月に開原の關門を通過すべく、十二月に抵りて停止する。若しも、この場合持參せる璽書に偽りがあり、又は期日に後れたものは、事情明白なるものの外、一切を受付けぬといふ規定もあつた。



**貢使及び隨員の伴送** 入貢者には上下程常例といふ法規があつた。それは、獨り女真人に限らず、入貢者が第一關門をば滞りなく通過すれば、そこに彼等は、明廷から獲たところの蠶書(辭令書)に相應の待遇を、明の地方官から享受することになるので、上程即ち進貢の場合と、下程乃ち歸國の場合とに於ける接待の法規が公示されてある。大明會典に、一三九三年代の常例といふものがあるが、それによると、彼等は一人五日毎に、二斤八兩の猪(豚)肉、一斤四兩の乾魚、一瓶の酒、二斤の麪、二兩の鹽醬油、一兩の茶と油、二錢五分の花椒、每房五本づゝの蠶を給與せらるることとなり、それが後代になつても、大體の標準をなしたものと思はれる。彼等は、公設の傳馬と旅館とを利用するを得たるのみならず、その來往には、特別の伴送官が、彼等を保護するといふ始末、彼等に取りては、此上もない厚遇を享けつゝあつたものといはざるを得ない。そしてそれらの法規の實際に行はれたといふことは、我が足利時代の策彦や允澎の入唐記や驛程録によつても、明白に立證するを得る。かくして、貢使は、既にその指定の通路を経て、國都なる北京に入り込むこととなるのであるが、貢使伴送の費は、所謂體面税の一であるといはばいへ、それら貢道に當る地方の、年々に要するところの出費の浩繁なることを思へば、明代の支那人に、苦情百出したことは、實は無理からぬ次第である。

**會同館及び南北二館の安頓** 彼等貢使は、既に京中の人となつた。明では、一面にはその體面を誇らんがため、又た一面には人民との接觸を警戒する手段として、會同館(四夷館)と呼ばれたる官設の宿舎に、彼等を收容するのである。大明會典には、右に關して下の如き規程がある。

凡そ各王府の公差人及び遼東なる建州・毛憐・海西等の衛の女直・朵顏三衛の達子・土魯番・撒馬兒罕・哈密・

斤・罕東等の衛の回回・西番法王・洮岷等の處、雲・貴・四川・湖廣の土官番人等は、俱に北館に安頓せしめよ。迤北の瓦剌・朝鮮・日本・安南等の國、進貢の陪臣人等は、俱に南館に安頓せしめよ。

吾人はこれに由つて、會同館に南北の二館あつたことを知るのである。同條規定に、凡そ諸番國及び四夷土官の使臣人等の進貢は、會同館に到りて、共に常例ありとあるから、滞在中の費用の、明國で負擔しつゝあつたことが知らるであらう。そして、會典には、戸部から會同館に支出する糧石や馬糧の規程も認められてある。該館内には、大通事あり、通事あり、館内に雇用さるゝ漢人は、官から給せられた火印の木牌を懸けて、その出入を嚴にした。大體からいふと、朝鮮・琉球の二國人のみは、その束縛が較と寛かであつたといはれてある。

**朝見及び緞絹の賞賜** 朝見即ち明の天子への謁見は、一片の儀式たるに止まるとはいへ、彼等女真人にとりては、少からざる利害を有するものといはざるを得ないのであつた。會典での規定によると、彼等の進貢が、禮部の検査を滞りなく通過すれば、官衛相應の規程に基いて緞絹などの賞賜がある。大明會典によれば、都督は毎一人に、綵段四表裏と折鈔絹二疋、都指揮は毎一人に、綵段二表裏、絹四疋、折鈔絹一疋、各織金紵絲衣一套、指揮は毎一人に、綵段一表裏、絹四疋、折鈔絹一疋、素紵絲衣一套、靴襪各一双、千百尺や鎖撫や舍人頭目は毎一人に、折衣綵段一表裏、絹四疋、折鈔絹一疋、奏事の使者として來たものには、毎一人に紵絲衣二件、綵段一表裏、折鈔絹一疋、靴襪各一双とある。これは、大方嘉靖年代までの規定であつたことであらうが、右の折鈔絹とあるのは、本來絹を賜給する筈のところをば、鈔(紙幣)に換算して給與する。折衣綵段とあるのは、本來綵段を賜給する筈のところをば、衣服に代へてやるといふやうな方法を併用したので、後世になつてからは、右の綵段や絹疋をば、銀塊に換算して賜給したこと



もあつた。女真人の君長には、特別の賞賜を必要とすることもあつた。それは、明廷に對する報効といふやうな廉を理由として、金帶大帽を給與したことや、蟒衣といつて、蟒の紋様を織り出した段子を授けたこともあるが、それらは蓋し賞賜の極點であつたのであらう。女真人には、私かに民間から、自己の官爵に不相當な衣服を購うて着用したのもあつたが、それらは治罪された。

**官貿易及び私貿易の開催** 右の朝見と同時に、明國では、賞賜の名の下に、女真人等との間に一種の官貿易を行ひつゝあつたことは、吾人の特に注意せざるべからざるところである。賞賜といふことは、本來からいへば、ある功勞に對する報酬をいふのであるが、こゝで使用された賞賜なる字面は、明廷が外人の携來した貨物をば、法定の價格でもつて買上げることの意味するに外ならぬのであつた。大明會典に、番使人伴の附搭せる買賣物貨は、官より價鈔を給して收買すともあるのでも知らるゝ如く、これらは、純然たる官貿易と視做さるゝのであるが、體面論に提はれた明廷には、依然貿易をば、賞賜といふのである。同會典には、一般法規として

凡そ番國進貢の内、國王・王妃及び使臣等附至の物貨は、十分を以て率となし、五分は抽分して官に入れ、五分は給與し、その價値を還へすには、必ず錢と鈔とを相兼ぬるものとす。國王・王妃は錢六分鈔(紙幣)四分、使臣人等は、錢四分、鈔六分、又た物にて折還(換算)することあり云々。

の制定もあるが、實際に行はれた経過は、日本・朝鮮の例でいふと、明國政府は、貢使の齎らした貨物は、その全部に對して買上げを行つたものといふことが出来るから、朝貢といふは、徒らに空名であつたことを想像せざるを得ぬのである。女真人から天子への貢物に對して、會典は、馬一匹は綵段二表裏、折鈔絹一疋の回賜、貂鼠皮は四箇毎に

生絹一疋の回賜云々といひ、後代には、銀兩をやつたことも見ゆるが、それがどの邊まで確實であつたかは、知るに由ないのである。政府は、貢物の中で需要さるべきもの、又は民間に賣買さるゝことを好まぬといふやうなものを悉く買上げる。かくして、不用品、いはゞ用に堪へぬといふやうな貨物は、貢使の隨行者が齎らした貨物とともに嚴重な監視の下に於て、會同館内で人民に貿易を許與するのであつた。一般にいふところの貢市とは之を指すである。尤も政府の買上げといふものは、その時代の内政の豐歉に伴ふのであつて、その價格でも、容量でも、會典に規定されたと如く、一定不變といふことを得ない。その次第は、景泰二年を以て入貢した我が日本の使者が、政府の給價の、前年と相違あるといふことに不平を訴へて、遂に政府をして聽從するに至らしめたので知るを得るのであらう。

允澎入唐記の一節

日本國寶德三年(明景泰二)を以て足利氏から差遣された遣唐專使允澎の日記には、彼等が北京なる會同館に到着した以後の発聲をば、明白に描寫してある。これらの事實は、女真人にも適用すべきことであらう。

廿六日(孝徳元年九月) 驛丞官、出車馬驛隨、日衆各乘之起京、晚入崇陽門、官人記人員姓名、引達于會同館。

廿七日 官命入鴻臚寺習禮亭、習朝參禮。

廿八日 朝參……。

十月一日 朝參、奉天門見天子、朝儀如前、賜宴闕左門。

二日 朝參……。

四日 馬船衆朝見天子于奉天門、賜宴如常。

五日 朝參、天子御奉天門、觀日本進貢馬二十疋闕左門、賜宴如常、宴罷歸館、官給米麵粉酒酪菓子醬菜等。

七日 奏日本九號船一隻九月十四日到寧波府。



- 八日 四號六號七號八號等船衆……入京。
- 九日 中書舍人至、予呈一詩、舍人曰外域朝貢于大明者、凡五百餘國、唯日本人獨讀書云々。
- 十日 四六七八號船衆始朝參。
- 十一日 禮部檢日本勘合、主客司、金屏風金字上添貼寫。
- 十二日 燕山初雪。
- 十三日 南蠻瓜哇國人百餘人在館、求通信於日本。
- 十四日 女直人來朝、皆服馬皮、似韃靼人。
- 十五日 朝參……
- 十六日 戌刻月食……
- 十七日 上命設茶飯於本館、以享日衆、內官一員、并禮部侍郎光伴倡優伎術事々、爲人。
- 十八日 朝參、致賜茶飯之謝、因觀見韃且人來朝、獻馬七十四。
- 二十日 回回人來朝、獻馬二十四。
- 廿一日 入回々人館、見書字、々横行似梵字、而非。
- 廿八日 日本進貨匣入會同館、車七十五兩。
- 十一月一日 朝參……賜新曆。
- 二日 上命入大隆福禪寺。
- 三日 又命見大慈恩寺……
- 四日 又有旨入大興隆禪寺……
- 五日 主客司檢進貢物。
- 八日 朝參、奉天門獻日本貨物、韃且回々諸蕃觀之。
- 十一日 ……

- 十二日 朝參、賜衣正副使金欄金環袈裟柳綠藍羅衣襪子履、從僧紺緋銀環袈裟柳綠藍羅衣襪子履。
- 十三日 朝參致賜衣謝、各着官衣、又賜禮部院。
- 十四日 冬至……
- 十五日 朝參……
- 十六日 韃靼人八百人來朝、駱駝二十餘匹從之。
- 十九日 上憐日本人伴等、賜冬衣裳。
- 十二月一日 朝參奉天門朝禮賜宴。
- 二日 朝參、每朝參必賜宴。
- 六日 朝參、飲賜正副使段子羅沙四端、絹子六端、銅子一萬、從僧段子一端、絹子二端、銅子五千。
- 大明景泰五年甲戌春正月一日、五更朝參、皇帝御奉天殿、千官排班……躬拜與四拜平身班首行禮觀禮、禮畢就班拜興四拜三拜、尋拜興四拜就跪、三呼萬歲々々々并三呼萬々歲、拜興四拜平身、禮畢、自鳳皇池、出左掖門、入于闕左門、賜光祿宴、日本、賴麻、高麗、韃且、回々達々女真、雲南、四川、琉球等諸蕃皆預焉。
- 六日 禮部給日本蕃貨價值。
- 二月一日 朝參奉天門、正使捧表請益方物給價。
- 四日 禮部召道通事問日本人所求、曰給價若不依宣德八年例、再不歸本國云々。
- 六日 禮部曰方物給價、其可照依宣德十年例。
- 七日 綱司謁禮部、曰十年例、還本國、誅戮、只願憐察。
- 八日 禮部院集侍郎々中員外郎儀定給價。

三、馬 市



**馬市とは何ぞや** 馬市とは、その名義からすると、馬匹の賣買を取引する市場といふことに受取られるが、その實際は、南人即ち漢人と北人との間に設けられた互市場をいふのである。勿論馬匹そのものは、この互市場に取引される貨物の大宗ではあるが、必ずしもそれは全體といふことを得ないのである。然らば、馬市は、何に因て起つたかといふに、明の太祖の時、軍國に馬匹を急とするが、支那本部には、大なる供給地を見出さないところから、とり敢えず、それを塞外に仰ぐこととなり、それらの取引が國境上に行はれた。太祖が歿して成祖(永樂)の時になつて、前代に行はれた習慣やら、政策やらが基礎をなして、再び馬匹の取引を開始したのである。但だこゝに吾人の注意すべきことは、太祖の時には、その時の需要といふことを機會として、その都度馬匹を購買させた。洪武二十年に高家奴といふ特使を高麗に發遣して、その國の馬匹を徴したことがあるといふが、これらのことが風評をなしたと思はれ、四五年の後には、今の東蒙古なる兀良哈から、朝貢品として馬匹を進献したのであつた。外人の馬匹の進物はこれらの時代から、殆どお定りの儀禮とはなつたのである。

**永樂帝馬市を建つ** 右の如く、太祖の代には、その時々を需要を主として馬匹を外人から購入したのであつたが、成祖の永樂三年に至りて、特定の馬市といふものが、遼東に創建せられた。そして、記録に由るに、その位置は開原に二箇所、廣寧に一箇所といふことである。同九年もしくはその前に今の熱河の地に開平馬市の設けられたとのことも傳へられるが、それは暫らくで廢せられたらしい。馬市そのものが、馬匹を購入するといふ必要に促されたことは、この時代でも、前代と大差はない。或は以前よりも多く需要したと想像されるのであるから、特設馬市の必要が起つたといはれぬでもない。けれども、その總數が、かりに開平を加算して四個であるといふのに、その三個までが、遼東

に設けられ、同一の開原に二個まで置かれたといふのは、その間に何等かの事情の伏在しつゝあつたことを思議せざるを得ないのである。全邊略記の著者孔方焄は、宣德帝の言ひ分であるとして、下の一節を吾人に提示した。曰く、宣德六年十一月、總兵官巫凱、廣寧の馬市に市ふところの、福餘衛韃官が馬牛の數を上りぬ。上、侍臣に謂ひけるに、朝廷は馬牛なくして、之れと市をなすにあらず、蓋しその服用の物、皆な中國に頼るを以て、若し之を絶てば、彼れ必ず怨みあらん、皇祖(成祖)の、その互市を許せる、亦た懷遠の仁なり。

と、宣德帝の言ひ分には、いふまでもなく、中華の體面論に驅られた驕慢も助けてはあるが、若し、かりに此言辭を基礎として論究すると、馬牛は必要でないが、兀良哈が恐ろしい。彼等の需要を絶つて怨を買ふことになるから、互市を行つたのだ。これが永樂帝の本旨であつた。

**馬市は安全辨** 吾人は、右の宣德帝の言ひ分をば、極めて道理ある説として採用せんことを主張する。永樂帝が建文帝を倒して、帝位に即いたことの裏面に於ては、兀良哈の兵力を飽くまでも利用したといふ黒點が認められ、帝がその武勳の赫々たるに似もやらず、渠等はいつものながら、不遜なる態度に出でつゝあつたことは、これ又争ふべからざる事實であらねばならぬのである。明人の解釋に、帝は、兀良哈に對する報償として、シラムレン以南、大寧の封地を割與したのであるといふものもあるほどで、たとへば、その事は全然臆斷に出でたものとするにせよ、永樂以後の明廷に於いては、早く此の種族に對する態度に殊なつた優禮の加はつたことは、容易に斷言するを得るのである。永樂帝は、兀良哈綏和の一方便として、先づその來路たる廣寧と開原とに互市場を置いた。遼東には三個の馬市であるが、その二個を割いて、兀良哈に與へたといふことも、此間の消息は認められるが、その即位の後三年にして、開



設されたことを思へば、いかに急遽の處置であつたかといふことも、想像されるのである。概していへば、馬市の數の多く創置されるれば、それだけ、外人の利權になる。反對に開市の位置を減じたり、その日限を短縮するといふやうなことは、著るしく外人の損害を來すのであつて、明人はいつもながら、その主權を自由に、渠等を操縦せんことを努力した。馬市は、この點からいふと、海岸に設けられた市舶とその性質を一にするものといふべきで、清代に開始された庫倫ウルガの買賣城や、クルヂヤのそれは、一層近接した意味を示すものであるであらう。

**馬市と茶馬市** 馬市の永樂帝によりて創置されたことは、右の次第の如くであらうが、帝のこの計畫は、前代宋人が、茶馬市を陝西・甘肅や四川の境上に於て、今の支那トルキスタンや、西藏人を操縦したことに範を取つたものとも想像されざるを得ないのである。茶そのものが、貿易品となつて、該地方の人々を強烈に引きつけるやうに及んだことは、唐の貞元間に、回紇人が馬匹を驅つて茶を買ひに來た時代に始まるであらうとは、馬端臨(文獻通考)のいふところであるが、若し此の説を然りとすれば、南北兩宋が租税の代りにまで茶を取り立てて、之を西北邊境の貿易場に供給したことは、毫も怪むに足らぬのである。宋の制度では、茶は山場といつて、一定の採茶園があり、それから造り出さるゝものは、政府の買上ぐるところとなり、或る地方を除くの外、一切民間の自由賣買を許さなかつたが、明代では、一層酷烈にいつたので、陝西や四川の茶園では、その茶の株の數までも仔細に計上され、十株毎に一株の割合を以て、徵納を命ぜられ、又た無主の茶園があれば、その地方の兵士に摘み採らせて、之を官庫に收むることとし、嘗ては民間に一月以上の茶を蓄ふるを得ずとの法令を出したほどであつた。明の太祖の茶に關する言ひ分は、下の如くである。

古、帝王の世を取ずる、必ず中外の辨を嚴にするは、蓋羌戎の俗、食にして厭くこと無し。苟も之を制せざれば、必ず侵侮せられて遺患をなさん。桑甘・烏思藏(西藏)・長河西等の諸番、昔より馬を以て中國に入りて茶に易ふは、所謂有無を懸遷する者なり。近者、私茶ありて境を出で、馬の互市するもの少し。こゝに於てか、番馬日に貴く、中國の茶、日に賤し。而して番人玩侮の心、漸く生ぜり、香爾ち右軍、即ち茶(陝西)蜀(四川)二府の長史に檄し、私茶の境を出づるものを巡禁せよ。

右の外、太祖は、私茶の禁について懇ろに注意を拂ひ、その都度地方官に警戒を促して居るのであるが、約するところ、帝の考では、番人即ち支那土耳其斯坦や、西藏人やを制するの法は、茶に對する供給を、政府の一手で掌握するに在る。彼等には、多くの良馬があれば、我れの潤澤な茶を以て、彼れの馬に易ふる。これが一面には、彼等の死命を制する所以、又一面には、軍馬を收容するの最良手段である。彼等の侵略を免るゝには、茶の專賣より勝るものはない。かういふ政策の下に於て、茶馬市を開設し、又た努力しつゝあつたので、永樂帝も、勿論前代の政策を襲踏した。吾人を以ていはしむれば、若しも兀良哈や、女真人にして、彼等西番と同一に、茶を嗜愛するの度が強烈であつたならば、永樂帝は必ずや、茶馬市の制度を遼東に適用したことであらう。更めていふが、茶馬市は、たしかに、近古の支那人が西北諸國との衝突を避くる方法として採用した政策の、最も賢明なりしことを語るものならざるを得ない。そしてこの政策の繼續すれば、するほど、塞外民族の間には、茶の嗜好が加はつて來て、遂に、彼等は支那を以て、生命の源泉の如く思考することとなつた。西藏の割合に早く、清國に併合されたことや、蒙古人の、支那本部に侵略するの度の減じたことや、種々の原因の算へられるにせよ、茶に對する嗜愛のその一大因をなしたことは、疑ふに由ないものである。



官市私市及び互市税の公布

朝貢に、官貿易と私貿易の兩者の行はれた如く、馬市にも官市と私市とが行はれた。その次第は、皇明實錄、宣德九年の條に、行在兵部奏す、朝廷は廣寧・開原等の處に於て、馬市を立て、官を置いて之を主どり、以て外夷の交易を便にし、敢て侵擾するものなし。凡そ馬の市に到る、官之を買ひ、餘は諸人の市をなすに聽かす。近ろ聞く、小人或は酒食衣服等の物を以て、中途に邀ひ、或は事務を詐張し、以て誘脅をなすと、甚しく遠人向化の心を沮む。詔ふ禁約を掲榜せんと、之に従ふ、とあるので、外人の輸入貨物は、一と先づ馬市官なり、中央の特派官なりに、その主なものを買上げられて、その餘分を、一般民人の交易に任ずといふ形式にあつたことが認められるが、王世貞の弁州史料には、正徳以後新たに開かれた大同馬市の成績の、總督王崇古によりて報告せられたものが收められてあつて、それには明瞭に官市と私市との名稱がある。東夷考略なる明末の史書に、撫順馬市の故事だといつて、開市の次第を載せてあるが、それによるに、外人は、當日を以て、馬市場に入ると、そこには、撫順廳があり、外人は列坐して、馬市官たる備禦の出場を待つ。やがて馬市官は、外人の貨物を檢閲して、それを評價するといふ順序になるのであれば、形式に繁簡の差こそあれ、その組織が大體に於て中央なる國都で行はるゝところの朝貢や、會同館の私市と相違のなかつたことが、想像し得るのである。明廷では、官私貿易の法定價格及び互市の税率を公示した。

馬市にて賣買さるゝ貨物

馬市で賣買された貨物は、大體に於て、兩様に區別する。第一は工藝品―段子とか絹とかの被服材料や襖子といふ衣類、農具としての鐮子、炊具としての鍋、これらはその品質の精粗に論なく、擧げて南方漢人によりて提供さるゝところであつた。第二は天産物―馬、牛、羊、驢等牧畜で獲た畜類、貂皮、豹皮、鹿皮、

水獺皮の如き野獸の毛皮、木耳、木枯、人參といつたやうな山林で採拾し得た藥材・食料、これらは擧げて北人の提供するところであつた。要するに、馬市は、南人が、その豊富な工藝品をば、北人に提供する、北人は、その潤澤な天産物を南人に供給するといふことに於て、交易の形をなしたものと解釋さるゝが、吾人は、北人ことに女真人が、その遠い前代に於て、多少の工藝品を出したに關らず、明代になつて、一向それらの製作の知らるゝに至らなかつたことに徴し、彼等の智能の退歩を疑はざるを得ないのである。互市税は、馬市官によりて、南北ともに徴せられ、それは撫賞なる名目に充當せらるゝといつてある。撫賞といふことは、女真人が朝貢のために、遼東を來往する場合に於て、又は馬市にやつて來た場合などに、その勞を慰むるといふ名目で、酒食や其他の品を提供するをいふのであれば、體のよい接待費、又は口錢のやうにも受取られる。遼東志には、嘉靖年代の規定が、下の如く記載されてある。

- 海西(女眞)朝京(撫賞)
  - 都督(每名) 牛一隻 大菓卓一張。
  - 都指揮(每名) 羊一隻 大菓卓一張。
- 海西(女直)買賣(供給)
  - 都督(每名) 羊一隻 桌面三張(毎日)
  - 都指揮(每名) 羊一隻 桌面一張(毎日)
  - 部落(每四名) 猪肉一片 酒一壺。
  - 三衛(兀良哈) 買賣達子。 酒一壺。
  - 大頭兒(每名) 轆子一雙鍋一口、靴襪一雙、青紅布三疋、米三斗、大菓面半張。
  - 達子(每名) 布一疋、米一斗、兀堵酥一雙、鍋一口、菓卓一張(每四名)

第五 女眞貿易の經過



右の外、夷情傳報といつて、外人の情報を齎らした女真人には、白中布二疋、桌面二張、酒二壺を賞賜するといふ内規であつた。以上の費は、凡べて馬市税から仕拂はるゝ筈である。

**外人束縛の禁令** 馬市の開市は、大體三日と限られたが、開原は、毎月一市、廣寧は、毎月二市といふ規定であるといふから、女真人や、兀良哈にとりて、不足を訴ふることはなかつたのである。但だ馬市は、五市場とはいふものの、中央政府では、全く政治上の意味で、開設されたのであるからして、種々外人の束縛に關する禁令を下した。今その二三をいふと、市場は城を距ること二三里の距離に設定せられ、それにやつて来るには、自ら一定の關門を通過せざるを得ないのである。例へば、海西の女真人は、必ず開原の東北なる鎮北關を經由し、兀良哈は必ず廣寧の東北なる鎮遠關を經由すべきものであつて、若し此關門を經由せないので悉に市場に入らんとする場合には、拒絶される。關門では、又た彼等外人の身元調べが行はれる。例へば彼等は何衛の屬人であるとか、都督であるとか、同知であるとか、それらに關して、綿密な吟味が行はれ、ついでは、その輸入品に對しても、相當の査定が行はれた。朝貢の場合には普通の場合とは、較々相違はあるが、朝貢品を嚴査して、若し合格せない時は、峻拒して入れないといふ内規もあつたらしく思はれる。開市三日の後、直に邊門の外、百明里の地に退却するといふことは、又五市の法規で、中央政府は、毎々この厲行を要求したものであつたが、それが、どの程度まで實際に行はれたかは、疑はざるを得ない。かくの如くにして、馬市は、たしかに外人との安全辨たる効果を相應に收むるを期待され、又た相應の働きをなしたことに於て疑ふに由ないものである。さりながら、馬市そのものの必要よりは、この市面に施された法令は、多くの場合、外人よりも、漢人によりて奉行されず、安全辨は、却て衝突機關であるかのやうに思はれた。女真人の明國に對す

る忿争が主として、馬市を繞りて生起したといふことは、これは明人の簡性の然らしめたものであると斷言するを得るのである。

## 明代遼東の馬市（史學雜誌）

## 北虜と南倭

明の政治家が、國家の二大外患と稱し、は、北虜及び南倭に外ならず。北虜とは必ずしも韃靼のみを教へしに非ずして、東北の兀良哈をも併稱し、時としては、女真をも韃靼の名の下に括せしことありき。ともあれ、北虜とは長城以北沙漠を繞りて散住しけるをいひ、南倭とは我が日本をいふ。倭は一に倭寇を以て稱せられしが、主もに、我南陲の海寇を數へしなり。北虜南倭、これ實に明人の套語たりき。吾人は今此等の事實を探究することに、兩者の間に著しき類似を認めずんばあらず。試みに見よ。北虜は素頭、倭人は魁頭なるが、その漢人より見て、被髮といふは同じ。北虜は弓箭に長し、倭人は刀槍に勝る。その武力に於て、明人を壓せしは同じ。もし言語風俗の仔細に互りて、類似を求むれば、蓋し枚舉に遑あらざるべきが、こは會ま形式の擬似を語るに過ぎずして、更に兩者の發生の動機を探り、或はそが内容と經過とを究むれば、寧ろ共通的事實の多きに駭く者あるを疑はざるべし。吾人は今こゝに多くを擧ぐるの要を認めざるが、姑らくその一二をいはい、北虜といふも、實は韃靼の眞種のみにあらず。漢人の逃れて、彼等が部落に混じ、一種の假種となり、本國に寇せるが、南虜といふも、これに等しく、漢人の海に入りて倭人に混じ、或は假倭の集團をなして、本國を侵し、こと稀ならず。明は、這般の事情の下に、一倍の苦痛を覺えたり。北虜の欲するところは綵繪のみ。南倭の希ふところ、亦明の貨物を買はんと欲するに過ぎずして、兩者は共に此慾望を市易によりて満足せんとせるが、種々の惡劣手段は、市易の主人公たる明人によりて行はれき。不平について、憤怒は起りぬ。戈を執りて怨を報ゆるに至りて、寇の形乃ち成る。誰か寇の因の、南北その揆を一にせずといふや。南倭を語らんとする必ずや先づ北虜に思ひ及ばざるべからず。

## 市馬と馬市との差異

馬市とは北虜と漢人との間に設けられし互市場をいふ。明人がその始、馬匹の給を東北塞外種族に仰ぎしを以て、かくは稱せらる。弁州史料によれば



高帝の時南征北討兵力餘あり、唯だ馬を以て急となす。故に使臣を分遣し、財貨を以て四夷に馬を市へり。而して降虜土目の來朝及び正元萬壽の節、内外の藩屏將帥、皆な馬を用て幣となす。これより馬漸く充實せり。明の國家が南方に起りしに似ず、その兵力の開國の初に於て、早くも馬を捕魚海の上に飲ひ、東して元の遺孽を松花江畔に驅逐せしは、寧ろ驚異を以て視ざるべからず。兵力の發展につれ、軍馬の不足を告げけるは、免れず。尙州史料には、洪武二十年、高家奴を高麗に遣はして馬を市はしめしをいへり。高麗とは、恭讓王の時を指す。王、表請して馬の値を受けず。太祖、禮部に諭して曰く

朕の諸番を待つ、務めて誠信を以てす。彼れ前んで約束を聽き、其互市を許す、故に人を遣はして馬を市へり。今彼れ敢て直を受けざるをいふ、豈其本心ならんや、蓋し勢を畏るゝのみ。勢を以て人に逼るは、朕の爲さざる所、爾、それ朕の意を以て其國王に告して、之を知らしめよ。

と。仍りて延安侯唐勝宗をして、高麗馬の至るを俟ち、その用ふべきを擇び、價値を償はしめき。爾時高麗の送馬三千四百四十四といふ。明は遼東にて之を受けせしが、次いで、耽羅國亦馬を以て來貢しぬ。耽羅は今の濟州島をいひ、その馬を貢せしは因由なからず。島上の馬は、元の征東行省が、その昔日本を討たんとて牧畜せしものといふ。明人之を採りて北虜を討つ。奇縁としもいはばいふを得べし。同二十四年、明は又高麗に詔して馬一萬匹を求めき。八月、權國事王瑤、判繕工寺楊天植等を遣はし、一千五百匹を遼東に致しけるは、今綸音を奉ず、敢て力を竭さざらんや、但だ此年所産の馬、軀幹短小、懼らくは以て命に副ひがたし。然れども襲倭致遠、負重耐寒、小邦之に頼れり。敢て先づ以て獻ず、その餘は次を以て奉進すと。十一月又た馬二千五百匹を送來せり。明は受けて遼東に牧養しぬ。明が開國の始、馬匹の給を東、朝鮮半島に求めしは、北部の兀良哈、もしくは東北の女直と未だ戰守の状態に在りしを以て、已むを得ずして、之を半島の王廷に求めしものなるが、太祖が諭して勢を以て人に逼るは好まざる所といひ、一そが値を給せしに徴し、その如何に軍馬を要せしやを判知すべし。同じき年、兀良哈の頭目哈兒兀歹と呼べるもの、その部屬脫忽思等を遣はして、馬を貢せしめしことあり。帝は命じて、鈔幣製衣を賜給しぬ。此等の事實は明かに馬市の先を爲せしものなるが、爾時は我より使を派して馬匹を購買せしものに係りて、未だ彼より來りて馬匹を賣らんとせしものあらず。所謂馬市の事實はあり、馬市の名は未だ起れりといはず。洪武の時代は、斯くして終りを告げけるが、建文帝、靖難の亂に亡び、成祖の北方

に即位するに及び、馬市は邊郡に設けられたり。

馬市開設の緣由

馬市は永樂に始まる。尙州史料によれば、同三年に遼東の開原廣寧に馬市を立つとあり、又曰くその互市、一は開原城の南に於てし、以て海西女直を待ち、一は開原城の東に於てし、一は廣寧に於てし、以て柔順三衛を待つ、各々城を去ること四十里と。尙州史料は又た永樂九年に開平馬市の價を定めしを記せるが、この事實の何様たりしやは、未だ考へず。開平とは、今の承德の境内にて、熱河の附近にありし元の上都をいふ。假りに明廷が此地にて馬市を立てしとせば、それは大同馬市の先を爲せしこと疑はれず。ともあれ、永樂帝が、北京の東北、今の滿洲の邊塞に於て、馬市を立てしは事實なり。帝の兵を所謂北虜に用ひしも一再ならず、就中永樂七年には、車駕、克魯倫河に臨み、二十三年には今の阿魯渾、土刺の河上に至りしことあれば、太祖洪武の時代と等しく幾多の軍馬を要せるの疑はれず。馬市の設立せられたる、一面這般の事情によりて解釋するを得べし。さり乍ら、又た一面より考ふれば、軍國の急需は、斯かる平常の設備を以て満足すべきに非ず。馬市開設の事由は、自ら別個の必要に促かされしを想像すべし。

互市といひ、貿易といふ。自から有無を通ずるにすぎず。明人は製作品を出し、北人は天産物を出し、各自に利益を規らんには、互市の能事完る。然れどもこれ果た個人についていふのみ。吾人は、馬市が、南北兩種人の、這般の需要に驅られしを認め得るとともに、一面此開市が、永樂帝の勅命によりて設立せられしを思はざるべからず。吾人は、未だ帝が民庶の利益を欲して此命令を發せしことを聞かず。又た何様の意味を以て開設せしを聞かざれども、帝が北虜及び女直を操縱するの政策より打算して、此命令を發せしは疑を須みざるべし。孔方焄の全邊略記に下の如き記事あり。いふ

宣德六年十一月、總兵官巫凱、廣寧の馬市にて市ふ所の、福餘衛驍官が馬牛の數を上つる。上、侍臣に謂つて曰く、朝廷は馬牛なくして、之と市をなすに非ず。蓋し其服用の物、皆な中國に頼るを以て、若し之を絶てば彼れ必ず怨心あらん。皇祖の其互市を許せる、亦た是れ懷遠の仁なり。

此の言は、宣德帝の口に發すれども、父永樂帝の心事の斯く解せらるべきは、信ぜらるべし。

馬市開設の眞意は、略ぼ知るを得たるが、開市の位置の、幾んど遼東に限られしは、吾人多くの興味を以て視ざるを得ず。尙州



史料の文字を襲踏したる明史には、永樂年間に設けられし馬市の二は、共に開原の城の東南に在りて、一は海西を待ち、一は榮額を待ち、その廣寧に設けられしは、亦た榮額を待つとあり。此位地は、明代を通じて必ずしも一定せず、互市の數また増減ありたれども、永樂初設の時に於いて、三個の中の二個を以て兀良哈を待ちしは、會々此部族の、明の國家に對せる位置を證するもの外ならざるべし。吾人は少しく兀良哈を語らざるべからず。

兀良哈をオランカイと音じしは、朝鮮の稱呼なるが、本邦の學者には、わが清正の討入りしオランカイと混じしもありて、かくては明人のいふところと甚しき相違ありと論じしもあり。鮮人のオランカイは、豆滿江邊に出没せる幹兒哈をいひ、清にては之を兀爾哈といひて、始めよりこの部族に涉るところあらず。兀良哈の意義は、明かならず、蒙古游牧記には、蒙古源流を引きて、烏梁罕とは乃ち汗の爲めに金穀倉庫を守るの人、均しく大有福者に屬すとあれど、皇明職方圖には幹兒哈とは虜語にて大寧といふとあり。明初の兀良哈は三衛に分たる。榮額といひ、福餘といひ、泰寧といひき。尙州史料などには、此の部族の、明初よりして、早くも潢水、即ち今の西拉木輪の南に在りしをいへど、錯る。彼等は元代に於ける榮額の部族と考へられ、洪武永樂の時代には、多分今の洮南府の境域より、東は白都納、北は齊齊哈爾の地方に互りて繁衍したるべし。建文元年、燕王棣即ち後の成祖が北京に兵を擧げしとき、王の脚は南に向けられずして、先づ北に投ぜらる。こは北京の北部なる今の大遼河上源の地大寧に藩屏たりし寧王をば掠取して背後の患を絶たんと欲せるなりき。成祖大寧を訪うて去る、寧王の送りて郊外に至るや、一呼して起ち、王を擁して南するものあり、之を兀良哈の衆となす。果して知る、成祖は北虜の兀良哈の力を假りて、その志を遂げしことを。此の小説に似たる事實はたしかに成祖が功を成せしとはいへ、重要なる大遼河の上源地は、爲めに明國の邊備を撤し、遂に後世兀良哈が根據地となれるの素を與へたり。吾人は、之を以て成祖の失敗を咎む。ともあれ、成祖は、彼等によりて背後の患を剪除し、更に彼等を抜いて騎兵を編し、南して建文を滅ぼせるが、此等の功勞に對する報償は、先づ彼等部族が間に議せられざるを得ず。明人は、此間の報償を以て大寧の兀良哈三衛に與へられきと解するもの多數を占むるが、この想像は全く錯れるにせよ、明の兀良哈の部族を待てる、自から從來と殊る所ありしは、いふをまたず。遼東に於ける兩個の互市場の開かれしは、實は背面に於いて、此種の問題の關連せしに非ざるか、永樂元年、成祖位に即き、翌々三年、早くも馬市の設けありしは、此間の消息を説明す。女直馬市に對する永樂帝の用意は、兀良哈のそれと同一に觀取するを得べし。明初の女直は、松花江及び豆滿江、併びに烏蘇利

江の流域を數ふるが、主なるものは、吉林方面より來る集團を擧ぐべし。開原の南關に設けられたる市場は、海西女直を待つとあれど、實は、海西即ち今の松花江下流の女直のみに充てしにあらずして、建州女直、野人女直も、凡べて此市場に來れるなりき。尤も建州女直の遷徙せし後は、新に撫順關を開いて、馬市を設けたり。女直は滿に充たず、滿に充つれば敵すべからずとの語は、南人の甚しく顧慮したるところなれば、彼等を待つ用意や、亦決して疎なりしといふを得ず。女直馬市は、いふまでもなく、懷柔の政策の下に開設されたるが、蓋爾たる開原に、兩個の互市場を置き、兀良哈との混同を避けたるは、貢道の各々殊れるといふより、或は乃ち互に牽制せんとする用意に出でしなるべし。ともあれ、馬市は、陳誠が外夷の馬を賣りて中國の用を爲すに非ず、蓋し榮額の心を結びて、海西の黨を撤するに在りといへるを以て、此制度の起因と解すべきなり。永樂三年に開市されしは、存續して、正統十四年に至り、其二をば停罷せり。二とは兀良哈の馬市をいふ。其間約そ四十四年を経たりき。成化十四年冬、遼東巡撫の請によりて再び開市す。榮額三衛に對する開市の數は、永樂初年と殊なるを見ざりしが、女直馬市は、成化以降漸く其數を加へり。その詳は後節に言ひ及ぶ所あるべし。

馬市の位地

馬市は一定の地點を指定して設けられ、在來の城内に行はるゝは無し。永樂の初制を見るに、下の如し、全遼志の關梁を記せるに以らく。

永樂三年、遼東の開原廣寧馬市を立つ。……其市を立つる、一は開原城の南に於てし、以て海西女直を待ち、一は開原城の東に於てし、以て榮額三衛を待つ、各々城を去る四十里。

と、去城四十里とあるは、明かに初制を示すものなるが、廣寧馬市のみは、始よりして甚しき異同あらず。全遼志によれば、廣寧馬市、開山堡にあり。榮額泰寧三衛の諸夷此に於て買賣す。

と見ゆ。開山堡は今、馬市堡を以て稱せられ、廣寧城の北三十清里の地に在り、初設の市場は、これより較々東北なる鐵山に在りしと知るべし。開原の馬市については、記載區々なるが、全遼志は、下の如き記事を收めり。いふ。

女直馬市。永樂の初、城東の屈換屯に設く。成化間に城の南門外の西に改設しき、每歲海西の夷人、此に於て買賣す。遼遼馬市。成化間、古城堡の南に添設す、嘉靖三年、慶雲堡の北に改む、每歲、海西黑龍江等の衛の夷人、此に於て買賣す。



屈換屯の所在は明かならざるが、大概ね威遠堡の東方に在りしなるべし。成化にいたり、初制を棄てて城南に改設せりと見ゆ。嘉靖以前の記録に南關市とあるは之を指せるものにて、廣順關即ち哈達河の上流に在りしものと混稱すべからず。全遼志が之を女直馬市と稱するより推して、永樂以來、海西建州の互市場たるを知る。古城堡の馬市は之を添設せりとあれば、從來の市場の外に新に開設しきと視るを得れど、實は、改設せるものと思はれざるにあらず。永樂の初設は、一は開原の南にて、一は開原の東なるが、その東なるは、移りて南關外に設けられしことゆゑ、南なりしは、別に地點を易へしにあらで、自ら古城堡に移されしなるべし。究竟、開原には兩市あり、東南なるは女直を待ち、西北なるは兀良哈を待ちしと解するを可とす。但し永樂初設の南市の何れに在りしやは、確指するを得ず。廣輿記が之を記して、馬市一は開原城南に設け、一は開原城東に設け、一は撫順に設け、一は廣寧に設け、一は古城堡に設けらるゝとあるは、固より記述の順序を誤れるものにて、明史の記事と擇ぶところあらず。凡べて謬れり。永樂以降添設せられたるは、撫順に於ける馬市を數へざるべからず。こは、建州女直の渾河上流に遷住しけるよりして、自から此流域の通路に於て互市場を要求せしものなるが、此要請を明廷に容れしめしは、建州女直の名酋董山の手腕に出でり。全遼志には下の記事あり。いふ。

撫順馬市。城東三十里。建州諸夷人、此に於て交易買賣す。

本文によれば、馬市は撫順關外にあらざるべからず。三十里は、二十里と改むべし。讀史方輿紀要に、撫順關を記して、撫順所の東二十里、馬市を此に置くとあるを正しとす。此馬市は、萬曆中、金國汗奴兒哈赤が、市夷に扮して關を襲ひ、大業を創建するの端を啓きしこととて最も多くの感興を吾人に與へり。

撫順關の開市

馬市の位置は、朝貢道の限定されし以前と以後とは、自ら相異るところあらざるべからず。遼東に於いて貢道の定まりけるは、蓋し正統七年以降、邊騎の創設されたる後に在るべし。邊騎は、遼西及び遼東の地域を包括したるものなるが、明の此等巨大なる長塞を築きしはいふまでもなく、兀良哈の來寇と女真人の侵掠とに備へしに外ならずして、明は一定の塞上に邊關を設け、其種族は某關に由るべしとの指令を與へたるの外、佗は一切の來路を許さず。吾人は此例證として全遼志の記事を引くを得べし、廣寧馬市に關しては

白土廠關、廣寧城北七十里。夷人の入市は、此に由る。

とあり、天下郡國利病書によるに、廣寧の馬市は、城の東北七十里にある鎮遠關に由らざるべからず。吾人の想像するところにては、城の北といひ、東北といふも、同一地を指せることなれば、鎮遠關とは白土廠の雅名なるべし。關の位地は、今の白土廠邊門より、猶ほ二十清里の外に在り(今の白土廠邊門は廣寧の東北五十里、康熙十五年の建設に係れり)。開原馬市に關しては、

鎮北關。開原城の東北七十里。夷人の朝貢入市は、此に由る。

とあり。大明會典(弘治刊本)に、海西建州の來貢は開原に由るをいひ、歲、十月初を以て驗放して關に入るとあれば、鎮北關は、蓋し正統以來の舊制に係れるを知る。兀良哈の來路は、明確の記載を缺けるが、或は乃ち女直と同一の關門を經たるべし。強ひて別路を求むれば、慶雲堡の西方新安關(今の通江口)に由れるの外あらず。尤も、此關は、成化以後の新設に係れり。

撫順馬市は、撫順關に由る。全遼志に之を記して曰く、

撫順關。瀋陽城の東北、撫順城の東二十里、建州夷人の朝貢買賣此れに由る。

と、九邊圖說に、撫順城の邊と距離を記して二十里とせるは、會々此記事の誤まらざるを證す。馬市の遺址は、吾人未だ踏査を経ざれども、關の故址は、渾河の左岸に今、關口と稱せられれば、此地の南方は、やがて馬市の所在地として信ずるを得べし。以上を約説するに、馬市は邊騎の内部に特設せられたるものにて、これに出入せんとする女真人及び兀良哈は、一に指定の關門を經ざるべからず、かの成化中、海西女直の酋長李撤哈赤が撫順關に由らんとしける時、遼東の守臣は、海西は開原に由るべく、撫順を經べからずといひて、そが入關を拒めるにて知るを得べし。これら關門の位地、及び數の多寡の、明廷に在りて、兵要上重視せられしはいふを須みず、外種族にとりては、貿易の門戸と來寇の要路とを兼ねしこと、豫め知るを要す。吾人が前に指稱せし建州の名酋董山の、明廷を要して撫順關を開かしめしは、女直が爾時著しき利益を收め得たるのみならず、後の建州は、實に此關門によりて惠澤を享くるを得たり。勿論此等邊關と馬市とは、相互に關連せしものにて、獨り貨物の分布のみとはいはず、支那の文化は、馬市あるによりて、邊郡に將來せられ、邊關は、又た此等の文化を吐きて塞外に輸出せり。吾人が撫順馬市あるに非ざれば、建州の發達するを得ずとする、亦これに外ならず。

官市私市及び税率



馬市は、馬匹の賣買に始まりしを以て名を負ひしかど、其實は、一般互市の名稱に解せらる。市には官市と私市との別あり。官市とは外夷の貨物を官買するをいひ、私市とは一般人民の購市をいふ。尙州史料によれば、隆慶五年、宣大總督王崇古の北虜互市の経過を報告せるに、

大同の得勝堡は五月二十八日より六月十四日に至る、官市順義王俺答の部の馬千三百七十疋、價萬五百四十五兩。私市、馬贏驢牛羊六千、撫賞費九百八十一兩。新平堡は七月初三より十四日に至る、官市、黃臺吉提腰兀慎の部の馬七百二十六匹、價四千二百五十三兩。私市、馬贏牛羊三千、撫賞費五百六十一兩。宣府の張家口堡は六月十三日より二十六日に至る。官市、昆都力哈永都卜大成の部の馬千九百九十三匹、價萬五千二百七十七兩。私市、馬贏牛羊九千、撫賞費八百兩。山西の水泉營は八月初四より十九日に至る、官市、俺答多羅土蠻委兀慎部の馬二千九百四十一匹、價二萬六千四百兩。私市、馬贏牛羊四千、撫賞費千五百兩。兩市皆な擾なし。

と、遼東馬市が、これら兩市の區別ありしは、永樂中、遼東の官軍の、馬匹に缺けるものをして、各々馬市につきて收買せしめたるに徴し、知るを得べく、皇明實錄(宣德九年十二月)には、下の如き明文あり。いふ。

行在兵部奏す、朝廷は廣寧開原等の處に於て、馬市を立て官を置て之を主り、以て外夷の交易を便にし、敢て侵擾するものなし。凡そ馬市に到る、官之を買ひ、餘は諸人の市をなすに聽かす。近ろ聞く小人或は酒食衣服等の物を以て中途に違ひ、或は事務を詐張し、以て誘脅をなすと、甚しく遠人向化の心を沮む、請ふ禁約を揭榜せんと。之に従ふ。

此等の文字を玩索すれば、馬市は本來官營に係り、その一般私市と雖も、等しく馬市監督官の指揮の下に行はれしを疑はず。明の國家は、私人の利益を妨げざるよりは、寧ろ此貿易の邊患を弭むるに效果あらんことを希ひしかば、茲に官私の貿易に關して法定の價值を公示せり。全遼志の記事によりて考察するに、左の如きを得べし。

永樂三年	永樂十五年
上上馬 絹八疋、布十二疋	上上馬 米五石、絹布各五疋
上馬 絹四疋、布六疋	中馬 米三石、絹布各三疋
中馬 絹三疋、布五疋	下馬 米二石、絹布各二疋

下馬

絹二疋、布四疋  
絹一疋、布三疋

駒

米一石、布二疋

明の記録は、永樂以後に於て法價の變易されしを示さず、大明會典(萬曆十五年重修)の記載又た以上の事實にすぎざれば、大體に於いて此表準を行ひしことと知るべし。

馬市は、一般貿易品に對して互市税を徵收せり。之を馬市抽分といひき。明史の記事に、開原は月に一市、廣寧は月に二市、互市の税を以て撫賞に充つとある、即ちこれなり。法定の抽分を擧ぐれば、左のごとし。

兒馬一匹	銀五錢	貂皮一張	銀二分
馬駒一匹	銀三錢	豹皮一張	銀一錢
驢馬一匹	銀六錢	熊虎皮一張	銀三分
大牛一隻	銀二錢	鹿皮一張	銀二分
小牛一隻	銀一錢	麋皮一張	銀五厘
中牛一隻	銀一錢五分	狐貉皮一張	銀一分
牛犢一隻	銀五分	參一斤	銀五分
驢一頭	銀三錢	松子一斗	銀二分
綿羊一隻	銀二分	蜜十斤	銀一分
山羊一隻	銀一分	續一斤	銀一分
木耳十斤	銀一分	木枯十五斤	銀一分
馬尾一斤	銀一分	鹽一頭	銀一錢
段一疋	銀一錢	襖子一件	銀五分
鍋一口	銀二分	鐔子一件	銀五厘
絹一疋	銀一分	水獺皮一張	銀二分



以上は全遼志の所載に就て列記せるが、遼東の馬市の何物を貿易せしやは、此の記録あるによりて知るを得、概見するに塞外種族は、天産物を供給し、明人は、段、襖子、絹等の衣服材料、鍋の如き食器、鐺子の如き農具を提供せり。いふまでもなく、此等は一般を公示せるものにて、その餘の貨物はこれに準ぜりと察せらる。貿易禁止品は、主として兵器及び火藥材料等を擧ぐべし。吾人は讀者が此等多数の品目を管見して自から無限の興味を禁ずる能はざるべきを信ぜんとす。

撫賞の厚薄

撫賞といふ名目は、馬市にのみ適用するべきに非ず。されど、この市場より徴せられし税幣は、概して撫賞の費に充つることに定まれり。遼東志によれば下の記事を見る。

大抵遼土、諸夷環落し、性、貪婪多し。故に我は戦はざるをもつて上兵となし、羈縻を奇計となす。朝貢通市皆撫賞あり。外又沿邊報事あり。近邊の住牧に及びては、鹽米を換へ酒食を付す。夷人の舊規に、守堡の官は、量處撫待せよとあり。近者官、公に奉せず、軍骨を割みて科派を恣にし、夷利を貪りて暗に交通す。反りて撫賞の煩をなす、戒めざるべけんや。

明史三衛傳の馬市を記せる條に、此事を言ひ及べるは、更に要を得たり。いふ。

成化十四年、陳鉞遼東を撫し、復た三衛の馬市を開く。通事劉海・姚安、榮頰を侵牟す。諸部怨を懷きて廣寧を擾し、復た來市せず。兵部尙曹王越請ひて參將布政司の官各一員をして之を監せしめ、侵蝕する所あるなからしめ、遂に海・安二人が罪を治し、海西及び榮頰三衛をして入市せしむ。開原は月に一市、廣寧は月に二市し、五市の税を以て撫賞に充つ。

知るべし、五市の税の、一般に撫賞の費に充てられしことを。然らば、撫賞とは何ぞや。吾人の知るところを以てすれば、撫賞といふは、漢人が、自尊の態度より擇びたる文字に過ぎずして、實は外夷の懐心を買ひ、逸患を緩めんとする一種の贈賄の意に外ならず。尤も明廷にて、始めの程は、夷人に對する撫賞の種類及び品級を公示しぬ。遼東志によれば下の如し。

撫賞。海西朝京。都督每名、牛一隻、大菓卓一張。都指揮每名、羊一隻、大菓卓一張。

供給。海西買賣。都督每名、羊一隻、每日卓面三張、酒三壺。都指揮每名、羊一隻、每日卓面一張、酒一壺。一部落每四名、猪肉一斤、酒一壺。

賞賜傳夷情夷人。白中布二疋、卓面二張、酒二壺。

撫賞三衛買賣遼子。大頭兒每名、襖子一件、銅一口、靴襪一雙、青紅布三疋、米三斗、大菓卓面半張。

零賞三衛遼子。每名布一疋、米一斗、元塔酥一雙、靴一雙、銅一口、每四名、菓卓一張。

以上は、撫賞の表準となるべきものにて、その必ずしも斯く行はれしや否やは、信憑する限りにあらず。遼東に於ける實情の何様なりしやは、その詳を得ざれども、皇明實錄(嘉靖二十五年十月)を検すれば、實に下の如きを得べし。

御史張鐸奏す、七月十二日、遼東總兵張鳳、巡撫於敖、其中軍都指揮陣守節をして、馬市の諸夷を犒はしめ、鹽物を尅減せり。諸夷服せず。守節、鳳に白す、鳳之をして諭せしむ。死するもの七人。夷遂に三千餘騎を以て虜臺を攻め、十六人を殺し、六人を焚く。備禦指揮李鉞・李白鳴禦ぐこと能はず。その他、又た岐山の東に空臺に尅ち、其殺掠を縱にして去る。罪よろしく重治すべしと。旨を得て敖・鳳の俸三月を奪ひ、鉞は官を免し、白鳴等は逮問す。既にして鐸又た敖等の撫賞方に詭き、夷酋を死せしめたるの罪を劾す。

此等の事實は、遼東の武官等が、五市税を私せんとしたる結果、從來の酒食を尅減して、遂に女真人の憤争を招致したるの著しきものとす。隆慶中、大同にて俺答汗との間に、五市の行はれし時、撫賞の甚だ厚かりし爲め、兵士の餉銀を省きて之に充てしが、頻年賞を加へ、要求溢々甚しく當路の大に苦痛を感ぜしことあり。されど明史の記事によれば、これ唯に撫賞の厚かりしのみならず、實は關係吏人の甚しく乾没せし結果なるを證す。以上鹽物尅減の場合は、遼東にもこれと同一事情の行はれしを語るものと思像すべし。

強求税の要素

五市の税率以外、の強求税の徴せられしことは、必然なれど、女真人等市夷の方面に何等記録の存在せざる以上、その詳細を知るを得ず。されど、明人の認めたる諸弊を綜合すれば、市夷の不法といふは、多くの場合、漢人の官吏、もしくは商人の私利を規らんとするに關連して發生せしを推すべし。成化十四年十一月、尙書余子俊の遼東に寄せたる勅諭は此間の消息を説明せり。大意いふ、

遼東、馬市を開設して、海西・榮頰等三衛の遼子に賣買せしめ、有無相濟し、各々生理に安ぜしむるを許せるは、これ懷柔來遠の道に係る。永樂宣德年間已に嘗て之を行ひ、兩ながら利益ありき。但だ中間の奸詐求賄の徒、妄りに事端を生じ、邊務を阻壞



し、横まに邊警を惹き、患を將來に貽す、殊に細故にあらず。愆の部裏便はち出榜曉諭して、馬市を禁約し、開原は毎月初一日より初五日に至り、開く一次、廣寧は毎月初一日より初五日、十六日より二十日に至り、開く二次、巡撫官より布、按二司を定委し、管糧官は分投し、親く臨みて監督せよ。仍ほ官軍を差撥し、心を用ひて防護し、各夷に諭し、身に弓箭器械を帯ぶるを許さず。止だ馬匹併びに土産の物貨をとり、彼の處に赴き、季官驗放して入境せしめよ、本處亦た違禁物貨あるの人をして、彼れと交易するを許さず。市畢れば、即日打發して境を出でしむ。通事併びに交易人等、各夷をとつて欺侮愚弄し、馬價を虧少し、及び貨物を偷盜するを許さず、亦た夷人を撥置し、指すに失物を以て由となし、詐騙を扶同して、財物を分用するを許さず、敢て擅まに夷人を放ちて城に入れ、及び官軍人の貨なきものを縱容して任意市に入れ、貨ある者は、内にありて過宿して市利を規り邊情を透漏する、事發すれば、俱に兩廣煙瘴の地面に撥して軍に充て、敢に遇ふも宥さず。

吾人は、此般勅諭の實際に效ありしを信する能はず。蓋し、支那人の習性として、嚴密なる法例の宣布さるゝは、徒らに官吏及び關係者をして不法の利益を貪らしむるの具に供するに過ぎざればなり。若し果して、此等禁例にして行はれしとせば、安んぞ同一の言論の、爾後に繰り返さるゝことあらんや。姑らく、吾人の知るところによれば、正徳中、兵部の言議に、廣寧、開原には舊、馬市を設く、羈縻の諸夷、互市の日、宜しく嚴に之が禁を爲すべし、其各城索賞の夷人但だ百里外に出でて、之を驗放し、或は塞垣に近きものは、之を驅逐すべし。則ち我に在りて開豐の端なく、彼に在る潜入の戒を知らんとあり。帝之を可とし、外夷の入市は、務めて期に依り、境を出でしめ、其弓箭の類を夾帶するを禁じ、互市の日に非ざれば塞垣に近かしめず。管馬市官、併に備禦の軍士の、夷貨を誘取し、縱まゝに入境せしめ、私交漏泄するは、罪赦さずとある、或は乃ち前に言ひ及べる總兵巡撫等が嘉靖中互市税を私服して事端を生起したる、之を上にしては宣徳中馬市の約束を驗達せる、何れも同一禁令を申言するに外ならず。知るべし通事、密商等が、或は法網を脱し或は乃ち官吏の保護の下に、女真人と密貿易を營みつゝありしことを、勿論、違禁の物として、女真人が要求の下に提供せられしを否定するを能はず。弘治十六年、吏科鄒文盛の疏によれば、下の如きの實情を得べし。

遼東先年、三衛内附し、東夷效順せしにより、廣寧、開原に於て奏して馬市を立つ。當時虜は款を輸せしに因り、馬を以て鹽米に易ふ。彼れ食用の物を得、我れ攻戰の具を得たり。近る賊虜狡黠にして用に堪へざるの馬匹を賣り、持して入市するは、惟だ榛松貂鼠、瘦弱の牛馬のみ。又た此を假りて、虛實を窺視するものあり。中國同利の徒之れと結交し、甚しきは竊かに兵器を賣

り、軍情を洩漏し、監市分守等の官ありと雖も、勢、禁ずる能はず。竊かに聞く、虜は所易の銅鑄をば出關の後に、盡く毀碎融液し、所得の豆料は、専ら以て飼馬に供すと、其志や知りぬべし。又聞く、邊を犯せる後、所掠の銅鏡等の物をとつて貨賣し、東酋等は所掠の男婦を係繋して至り、詭きいふ、三衛にて得たる所なりと、其家屬を遣へて贖取せしむ。官軍は惟に敢問せざるのみならず、而も且つ饒るに酒食米鹽の類を以てすと、寇に兵を借し、盜に糧を資すとも、孰れかこれより甚しきや。乞ふ關市を罷めん。

吾人は此等の事實に對してかの清の道光年間、廣東通商に於いて、伶仃島の第二期より第三期に互れる密商阿片の光景は、正さに移して女眞貿易の實際を推するの至當なるを信せざる能はず。

人參問題

馬市に提供されし女眞の貨物中、人參は、最も多くの交渉を吾人に教へたり。そは、この土産物が、遼東邊塞に於ける最も近き地方に在りて採集されしに外ならず。元代に於て遼東人參の、如何様なりしやは、吾人未だ之を知らず。明朝に入りてより、該地方に於ける野生人參の聲價は、一時に顯はれぬ。明は實に遼東都司に命じて、採收の幾何を貢進せしめたり。採收地の範圍については、詳なるを知らざれど、蓋しそが始に於ては、大摩天嶺附近の森林に就いて採收せしなるべし。かゝりしが、採收の頻繁なるにつれ、遼東の近地は漸く缺乏を告げ、都司が命令せし東寧衛の人民は、深かく太子河の上流より、蘇子河の流域に互りて、採收の手を伸べたり。こは定めて天順成化間の實狀なりしと覺ゆるが、此結果として、明は採參上新たに重大なる争端を構成しぬ。そは外ならず、正統中、建州女直の大集團の、一は吉林方面よりし、他の一は豆滿江附近より、今の佟家江の上流及び蘇子河の谿谷に移住し來りしことこれなり。いふまでもなく、此等の移住地は、明廷の同意を得たるものなれば、そが地方の權利こそ彼等女真人を以て主とすべき者なりしなれ。人參の明人に貴重されしは、前に言ひ及べるが、女真人は、實に又た之を以て重要な利源と解釋しぬ。彼等は採收の漢人を殺害しぬ。或は追尾して遼東の内地を犯し、も稀ならず。皇明實錄(成化元年)の記事によれば、下の如き記事あり。曰く

これより先、東寧衛等の軍民、私かに境外に出でて人參を採收し、建州女直に傷けらる。自餘二十三人、逃れて朝鮮の境に入る。朝鮮國王、責して送來す。

と、這般の事實は、以前にも幾見せしところたるべきが、明は遂にその苦痛に耐へずして、遼東例買の人參を停免せり。之を成化



三年とす。皇明實錄、又記して曰く

故事に遼東都司、歲、人參を買す。每歲東寧衛の卒を役し、境を出でて採辦せしむ。時に建州女直、頻歲入寇して、人、生を聊せず、賦、出るところなし。巡撫都御史素愷等以て言となし、之を免せり。

と、女直は本來敵國にあらず、亦た必ずしも元良哈の指囑をのみ受けしにあらざれば、寧ろ採參問題の、頗る彼等が憤懣を買ひしに因れりと解すべし。ともあれ、明と女直との交戦は、其歲十月を以て行はれ、女直は、李滿住父子、併に董山を失ひたるが、數年ならずして又た其勢力を回復しぬ。採參の紛争は、遂に依然として更まらざりき。吾人の見るところにては、明人の傲慢なる態度は、何等自ら抑制を加ふることあらず、それは必ずしも採參上の問題のみとはいはず、互市上に於ける欺侮騙詐の所業は必ずや質朴なる女直野人の怒を買ひしを疑はざるべし。此等の諸點より觀取すれば、後年、清の太祖が、明人との紛争の解決を一に刀槍の上にて求めて敢て疑はざりしを以て、寧ろ正當なる手段なりしと認めざるを得ず。尙ほ吾人の附言するを得るは、清の太祖も亦た人參に對して苦しき經驗を嘗めし人たりしこと是れなり。清太祖實錄によれば下の記事を得べし。

我國の明人と人參を以て交易する、水を用ひて之を漬す。明人伴りて市ふを欲せず。國人は朽敗を恐れて急に售り、多く價を得ず。上、民用の充たざらんを慮り、煮て之を暴し、以て傳らんと欲す。諸貝勒大臣之を難ず。上、聽かず。法の如くに製せしめ、急に售らず。價を得ること常に倍し、民用以て利あり。

此事實の萬曆三十三年の記事に收めあるは、信ぜらるべきや、否や、吾人の知るところによれば、萬曆三十七年中、御史熊延弼が、故らに互市を停止して彼等を窮窘の地に陥らしめしことあり。武備志に當時女真人の實狀を録して曰く

延弼乃ち西虜を款し、東北江夷を致して其黨を携へり。時に貢を許さざるも二年。其人參溢爛して十餘萬觔に至る。奴も亦た窘めり。乃ち聽勸して稍々故地を還す。

と、吾人は此所傳の正しかるべきをいはんとす。何となれば、太祖が、平常貿易に於ても民用の不足を慮りつゝありしやは、想像されざるに非ざれども、諸貝勒大臣の、齊しく此議に興りしといふに察すれば、別に一大動機、太祖が工夫を促せしと解するを妥當とす。尤も熊延弼のかゝる政策をとりしは、互市の商人が故智を藉り來らずとはいふべからず。互市の開否の、彼等が部族影響につれて、影響の大なりしこと、又以て想像すべし。

明末の馬市

嘉靖以前に於いて女直に對する馬市は、鎮北關に由れる開原の南關市、及び撫順關に由れる撫順市を擧げたるが、隆慶・萬曆の交に至り、馬市は下のごとく變改せり。

廣順關。一に南關と稱す。開原の南、哈達河の上流にて、今の古城堡の西南に近し。此附近に南關市は移設せられたり。こは海西女直の名酋王台が來りて新城をその地に經始し、その勢力の一時全女直を壓せしに因る。明の將軍李成梁等は此勢力を利用して藩屏となさしめんとの考慮ありしかば、旁、互市場を廣順關外に移設せしなるべし。王台の部族は、清に哈達<sup>ハダ</sup>の萬汗といひ、後、爲めに併せらる。

鎮北關。一に北關と稱す。開原の東北なる葉赫城の南、孤榆樹の附近に在り、こは定めて慶雲堡互市の移設と解すべし。葉赫<sup>ハハ</sup>は本と蒙古の杜默特より來りしが、金台失、白羊骨の二酋出づるに及びて、實力勢眾共に哈達の下に在らざりき。明の互市場を移せしは、これ又た懷柔の意に外ならず。清の天命中、太祖に攻陥せらる。

撫順關。前と同じ。

清河城互市。太子河の上流に在り。

靉陽互市。靉陽邊門附近に在り。

寬甸互市。寬甸に在り。

清河以下の諸市は、萬曆元年、寬甸一帯の女真人を驅逐して新地を展開せしの時、開設せる互市場となす。東夷考略に之を傳へて曰く

萬曆元年、兵部侍郎汪道昆開邊す。總兵李成梁請ひて寬奠等の六堡を展せんとす。其地、北は玉泉に界し、東は兀堂に隣る。計、必争にあり。會、臬職に就きぬ。兀堂亦た異志なし。十岔口・寬奠堡を修築するに方り、巡撫都御史張學顏接視す。兀堂等數十舍環跪して稱す、修築塞道、内地に圍獵するを得ず。願くは質子して所在に鹽布を易へんと、都御史工の竣りしとき、疏して寬甸永奠に市するを請ふ。制して曰く可と、これより諸夷互市を利して敢て跳梁するなし。

と、本文によれば女真人は衷憐して開市を望みしやに見ゆれども、こは必ずしも然らず。明の寬甸六堡を開拓せしは、實は自己の力量以外に出でしものなれば、互市の利を唱はしめて、以て一時の緩和策を講ぜしに外ならず。尤もこの地の維持は、三十年の久しきに亘りて持續されしが、清の太祖大に建州に起るに及びて、敢なく六堡を放棄しぬ。互市も亦それとともに廢せられたりき。



明人の記録には、此市に於いて何等馬匹の交換せられしをいはずれど、吾人は馬市の名の下に括するの便を思ひて、此に言ひ及べり(史學雜誌所載)。

#### 四、對女真政策の經過併に其の總評

**女真人の遷徙自由** 永樂帝歿後の明廷は、清代で康熙帝の殞落した後の朝廷にも比して、より一層の脆弱を中外に暴露したが、反對に長城以外の北虜(蒙古)は、梟雄な瓦剌の君長に統括されたので、東蒙古でも滿洲でも、靡然として、彼れの號令を聽かざるを得ざるに至つたのである。此場合に於て、先朝永樂帝の兀良哈や女真に對して施爲したる政策は、何等効力を示すに足らなかつたといふことは、又た以て瓦剌可汗の雄強を想像するを得るものであるが、正統帝の北庭に捕虜となつたことに對して、彼れ女真人は少からず、輕侮の念を禁じ得なかつたであらう。更めていふが、永樂帝の最初女真に賜給した衛印勅道といふものは、帝の代に於て、彼等は、それぞれ本地に定住し、又は明廷の認諾を得て移住したものであるから、大體に於て、衛印と本地とは、一致すべき性質の多少でも行はれたことを認め得るのであつた。又た、さなくては、永樂帝の對女真政策も、靈活に響くといふことを得ない次第である。清朝の例でいふと、外蒙古の喀爾喀なる土謝圖汗二十旗は汗阿林盟といつて、その地方に著名なる汗山の下に會盟する東蒙古の四部落十旗は、哲里木盟といつて、その地方の哲里木に會盟する。そして、旗と旗との界は、鄂博といふ土堆を置いて標識をなすのであれば、中央なる朝廷の理藩部は、圖籍臺帳の上で、それぞれ蒙古君長の帳幕を指示することを得るのであるが、明國では、永樂帝には、それらの希望がないではなかつたとするも、それは、遂に果たさずに

終つた。否な遂行するほどの、實力のあつたか、どうかは、寧ろ疑はざるを得ないのであつて、實際上、女真人の移住といふことも、極めて自由であつたことを想像されるのである。果然、その弊は、宣徳・正統の間に實現されて、彼等は思ひ思ひに、その遷徙の土地を擇んだのであつた。

**璽書效力の喪失より生じたる女真の動搖** 第二の重大なる原因は、依然吾人が前に言ひ及ぼしたところの瓦剌入寇に伴ふところのそれであつて、永樂帝が創建し、宣徳帝が承繼し來た對女真政策は、やがて、根本から打ち壊らるゝこととなつたのである。根本とは何ぞや、それは外ならず、女真人は、この戰亂に加はつた結果、彼等の名酋は、多く此戰役中に斃れて、明廷から下賜したところの璽書(辭令書)は、大概ね或は喪失し、或ひは、これあるも、その効力を喪つたのであつた。璽書が彼等の手に在るに關らず、その効果を失つたといふことは、一寸受け取れぬ話ではあるが、明代の制度からいふと、それは毫も怪むに足らぬのである。請ふ少しくその次第を語らしめよ。吾人は、璽書を指して從來辭令書といつた。然り辭令書たることには、疑ひないのであるが、今日の官廳が、某人を某官に任命する場合に交付するそれとは、大に趣きを異にして居る。今日の辭令書は、本身に限られるものであるが、女真のそれは、世襲の性質を帯びたものであつた。一例をいへば建州衛の指揮は、父の阿哈出、子の釋家奴、孫の李滿住といふ工合に、代々乃父乃祖の職事を襲ふのであるから、辭令とはいへ、璽書は所謂誥命のそれであつたのである。承襲又は襲替といふことは、こゝに於てか、女真人の最大事件であるとともに、明の朝廷でも、綿密な規程を外人に公にし、又は、關係官衙の間に内示しつゝあつたことが、明瞭に認められる。誥命或は勅道といふものが、清代の八旗などに頒たれたのと、どの位の相違あつたかは知るに由ないが、清代では、緞子の地に奉天誥命云々の勅語が織り出されて、



そして本人の姓名のみが記入さるゝことになり、本身の物語した時には、それを當該衙門に持出して承襲者の本身とその爵名とを書き添えるといふ規定でもあつたところから推して、明代の勅道も、大方この形式の下に行はれたことと認めざるを得ないのである。明の制度では、特別の功勞の、認められざる限り、襲職は、一級を下だし、二十五年の間何等不穩のこの報告されない場合には、一級を墮せるといふ法規もあつた。總勅というて、部落全體に對して、一通に認められたと思ほしき懸書もあつたが、部落から要求する場合に、分勅を賜給したこともある。

**女眞の忿怒甚し** 右の次第であれば、争亂の渦中に巻きこまれた女眞人が、空しく懸書を手にするも、明國と平和の交際の、再び開始されざる限り、肝心の襲替を要求することを得なかつたといふ消息が、自ら明白であるであらう。かくて、懸書は、正統・天順の間に於て、幾んどその効力を失つた。瓦剌の酋長と明國との關係は、漸次回復の運に向つたが、明人は、容易に彼等女眞人の襲替を許すことを敢てせないのである。彼等は、朝貢した。されども、その多くは舍人といふ最下級の資格の下に待遇せられるのみであつて、例の遼東の内地に入つてからの驛傳も、使用出來ず、北京での下賜品や錫宴も冷淡となつた。彼等は今や忿怒せざるを得ないのである。成化十四年代に、馬文升といふ政治家によりて書かれた撫安東夷記には、下の如き一節がある。

北虜也先の猖獗なりしより、三種の胡(海西、建州及び朵顏三衛)皆な之に歸しぬ。正統十四年、也先の京師(北京)を犯し、脱脫不花王の遼東を犯し、阿樂出の陝西を犯せる、各邊俱もに利を失ひ、而も遼東の被虜尤も甚し。故を以て、朵顏三衛並びに海西野人女直の名あるもの、率ね也先の亂に死し、朝廷より賜へる懸書(衛印勅道)の徴すべきもの復た承襲せず、歳々入貢せしむといへど、たゞ舍人といふのみ、是を以て道に在りては乘傳するを得ず、錫宴には上席に預るを得ず、賞賚は昔に視て又た薄し、皆な忿怒して亂を思ふ、遼東の人咸な之を知る、而も之を處するあらず。(下略)

これによつて察するも、懸書の承襲の、いかに大問題をなしたかは、首肯するを得るであらう。撫安東夷記は、尙ほ當代に於ける外交の拙劣を種々指摘して居るが、依然禍亂の眞因は、事變以後、即ち瓦剌の争亂以前に溯りて、明廷が下賜したところの懸書をば復活して、それを承襲せしめざることに在ると斷言して憚らない。彼れは右の獻言について下の記事をなして居る。曰く、予は彼等女眞人を招撫したが、所謂舍人待遇の怨を抱きつゝあることに顧慮したので、彼等子孫の失襲者を呼出して、之を譯審せしめ、さらに、その口供をば、内閣に備へつけあるところの懸書の底簿に引き合はすだけの勞を取つた。そこでもつて、新たに襲官を得たものが十數人もあつた。彼等は、予の態度に對して感激を増したのであると。大明會典などに、成化十四年以前襲替云々とあるのは、この馬文升の處置が、對女眞策に、或る効力と階段とをなしたことに由るものと判し得るのである。

**懸書の兼併大に行はる** 女眞の衛所が、正統時代より、その舊來の土地と相一致せざりし如く、懸書は、その本身と實際の所有者との間に、漸次不一致の兆向を示して來たのであつた。次いで來るものは、女眞人間の雄豪なるものが、その部落なりの兵力でもつて、懸書を兼併し去るといふことである。明廷は、成化年代に於いて、一時は、彼等の内部にまで、幾分の關涉を試みたらしくも思はれるのであつたが、國力衰退といふやうなところから、襲替に關しては、十分の威制を首張ることが出來なくなつた。多少にても、我れより缺點を捉へて、彼等君長の陞叙を否難することあれば、直に強大な兵力を開原間近に集注して、我れを脅威する態度に出るといふ始末、懸書が、その本身と所持者との一致不一致を嚴査するの法規は、かくして一片の形式たるは、いふをまたぬところであらねばならぬのである。明代の記録によるに、萬曆初年頃に於いて、明廷から海西女直全部に下賜したところの懸書は、永樂以來累増



して、都督から百戸に至り、凡そ九百九道を計上したが、廣順關外の哈達 Hata 部の強盛であつた時に、彼れ一酋長は、七百道を一手で握つて居つたといひ、清の太祖の朝貢した時に、哈達から取り上げた壘書が三百六十三通あつたともいつてある。建州は五百通、海西は一千通といふことが、明廷簿冊の示すところであるとの説もあるが、その數の幾何なるにせよ、北京朝廷は、今や壘書を認めて、本身を認めずといふことに、歸着したのである。衛印の上にも、これと一樣の爭奪が行はれた。

**衛印の爭奪** 明廷から下した衛所の印章が、爭奪の主題をなしたことがある。その著るしい例は、正統七年（一四四二）に落着を告げたところの建州右衛の創立のそれであらう。その次第をいふと、建州左衛の都督猛哥帖木兒は、今の朝鮮の會寧で、七姓野人に襲殺されて、その弟なる凡察と、子の董山といふのが、朝鮮に逃れた事は、蓋し宣徳八九年の間に在らう。董山は父の襲殺された折り、衛印を紛失したといふので、明廷では、新印を鑄て之に付與することとしたところ、叔父凡察の手には却つて故印があり、左衛の掌印者たる資格を要求して憚るところがないのである。この問題は前後數年に互つて紛糾を極めた。明廷は、詔書を凡察に下して、故印を董山に與ふること、併に、新印をば、北京へ還納せんことを命じたが、凡察は、果して詔に應ぜぬ。明廷は、已むなく、新印をば董山に給與して左衛を領せしめ、凡察には故印を所持したるまゝ、別に新設の右衛を領せしむるといふことに決定を與へたのである。以上の事實は、女真人からいへば、掌印權の爭奪であるが、明廷としては、非常の失體であつたといはねばならぬ。何とならば、明廷では、故印の行衛を十二分に詮議立せずして、輕率にも、新印を給付したのである。衛印といふものは、女真人にとりては、一種勘合の性質を帯ぶるもので、此印を掌ることを得るに因つて、その君長は、各部落

を管束するの權威を保持し得るものであれば、掌印者の位置の、彼等の望族に與へられたといふことも、豫め知るを得るのである。望族は、門地家格を意味する、いはゞ世襲の意義に於て、掌印權を付與せられたわけであるが、今の例でいふと、凡察は、故左衛の酋長の弟であつたといへ、約するところ、その實力でもつて、掌印權を新たに奪要し得たといふ結果に歸着するのである。明人が衛印を配付したところの政策の基礎は、それによつて再び龜裂を生じた。嘉靖・萬曆の際になつてからは、右の掌印權の依然その地の豪雄に兼併されて、明廷は、何等不法を査察するの實力すらも認められずに終つたことは、蓋し由來がある。

**貢使隨員の増加夥多し** 北京に朝貢するところの貢使に、隨員の制限のあつたことは、前にも言ひ及んだ。貢使は明廷から種々の賞賜があるによつて、その入京の頻繁ならんことを要するが、その隨員は、會同館開市（貢市）によりて獲るところの利益を占めんがために、その數の益、多からんことを要望したものである。明史彙の互刺傳には、下の意味の記事がある。

故事に、互刺の使者は、五十人を過ぐるを得ずとあり。然るに、彼等は、朝廷の爵賞を利となし、歲に増加して二千餘人に至り、屢、勅すれども奉約せず。使者の往來には、多く殺掠を行ひ、又た他の部族を挟み來りて、俱に中國貴重難得の物を邀索し、稍、餐かざれば、輒ち讐端を造す、而も所賜の財物は亦歲ごとに増加せり。

五十人が二千餘名に増加したといふのであるから、約そ定數の四十倍以上に達したことを想像し得るが、滿洲方面に於ても、その最初の規定は、行はれないで、漸次増加したところから、遂にその全數を制限したといふ形迹が認められる。萬曆重修の會典に、近年定めて海西は每貢一千人、建州は、五百人とすとあるが、近年とは、恐らくは、嘉靖



末隆慶初年に在ることであらう。魏煥の巡邊總論に、女直は年一貢、每貢千人、三衛(兀良哈)一年二貢、每貢三百人以上、二項の夷人毎年來貢するもの一千六百、其の宴賞の費、驛遞の擾や知るべしといひ、皇明實錄(萬曆卅二年)には、海西・建州の二夷、進貢の往來に内地の情弊を熟視し、而して又た積習の伴送あり。彼等と交通して、分外に需索し、驛遞數苦、居民を迫勒し、間々茶毒を被る甚し。廷議よりて、朵顏三衛の例に照し、十人毎に一人を進貢せしめんとす。乃ち之を遼東巡撫に移牒せるに、各夷(女直)舊規に藉口し、堅執して聽かず。巡撫の意見にては、強て此議を行はば、一變動あらん、遼東又た一勁敵を生ずとあり。仍りて舊に照らして入京せしむとある。貢使隨員の數益、多くして、明國の負擔は、益、重きを告ぐると反對に、外人たる女真人等は、益、増員を強要する。前の瓦剌傳には瓦剌の使者の來朝、更らに増加して三千人に至り、復たその數を虚報して糜餼(接待費)を要求せり。禮部乃ち實數を按じて予へけるに、僅に五分の一に過ぎざりしかば、也先大に媿ぢて怒りぬとある如きは、事實に大小の差こそあれ、女真人にも認められるものであつた。

**馬市又た増置せらる** 貢市に預る外人の數の著るしく増加した今日に、國境に設けられた馬市の増置は、寧ろ必要であらねばならぬのである。明の初期に於いて、遼東の馬市は、兀良哈に對して二個、女真人に對して一個の割合であつたが、建州女直の大部落が、渾河の上流今の蘇子河の谷地に移住した事實につれて、それと遼東との間に、馬市が強要せられ、今の撫順城の東、關口の内面に女直馬市が設定せらるゝこととなつた。これは、定めて名酋董山の手腕によつたものであらう。馬市は、いふまでもなく、五市場であるが、それらの數の増加や、その位置の便不便や直ちにその部族の發達に影響せざるを得ぬのであれば、董山その人は建州開發の上に、至大の功勞あるを認められる

べきである。萬曆年代になつてからは、今の清河城にも、饒陽にも設けられ、或る時期には、寬甸にも、永甸にも五市場を設定せられた。明人は、それらを指して馬市とはいはぬのであるが、その開設の動機と、内容とは、同じく馬市と撰ぶところがないのである。吾人をしていはしむれば、清人の智能とか、財力とかいふ實力そのものは、撫順馬市等の五市場あるによりて、發達を遂げたものであつた。かの清の太祖の幼時に於て、自ら採掘し得た人參を撫順馬市に賣り行いたことや、その多半の生活をば、この市面に費したことは、明瞭にその効果を示すものであるであらう。木市といふのが、遼西の義州に、開設されたこともあつた。馬市として外に著名なものは、正統中瓦剌との五市のために設けられた山西の大同馬市、嘉靖中韃靼の俺答汗のために設けた大同及び宣府の馬市であるが、それらがいづれも外國との緩衝機關として置かれたことは、疑ふに由ないものである。然り、然れども支那人は、馬市開設の目的を奉行するには、亦餘りにも怠慢であつた。(明代遼東の馬市參照)

**漢人吏民の不法行爲** 明國の最高當局者が、中央なり國境なりの五市をば、一種の安全瓣と思惟し、その主義を實行する上には、少からず體面税を拂ひつゝあつたに關はらず、その市場に出入する官吏なり、私貿易に従ふ漢人なりは、毎々その旨意を疏略にした。會同館開市の場合には、禮部から宛平・大興二縣の委員に命じて、舖戶即ち商人を撰定し、外人の好むところによつて、物々交換を行ふのであるが、漢人の供給するところは、多くは外人の要求に満足せぬものであつたと、明の實錄は書き留めてある。國境貿易に密商は免れぬが、こゝにも密貿易は行はれ、そしてそれらの手先きとなるものは、それぞれの通事であつた。甚しきは、外人をば私に館外に誘引し、娼妓などに親ませ、利益を弋取せんとするものもあつた。これらは、尙ほ小事である。國境五市上には、諸官吏が法定價格をば故意



に剽滅したり、或は、外人を撲殺したことも認められたが、商人の中には、外人を欺侮愚弄して、物價を瞞過し、或は貨物を盗みとつて、却つてその責めを外人になするものあり、女眞の惡玉とぐるになつて、私に禁止品たる兵器を賣り、軍情を洩らすといふことも、多方認められ、そこに嚴重な禁令の掲げられたこともあるが、それは要するに無効に終つたらしい。吾人は、こゝに敢えて女眞の惡玉といふが、それらの多くは、漢人の法令を犯したもので、或は奸黠の徒輩が、多年女眞部落に逃げ込みて、彼等を誘導し來つた結果であらう。

## 第六 清國の興隆

### 一、女真人建國の經過

**蒙古遂に振はず** 蒙古は、明朝の久しきに亙つて振はずにあつたが、成化・嘉靖（一四六五—一五二二）の間に及んでから、大韃靼國は、酋長達延汗の下に統一された、明人の小王子を以て呼んだ酋長は、即ちそれである。達延汗が歿した時に、その領土は、蒙古の遺習により、數子に分たれたが、小王子なる名稱は、依然その長子に襲用されて、明人の膽を寒からしめつゝあつた。小王子の諸子には、漠南即ち内蒙古に遷つたのが甚だ多く、就中今の歸化城附近に據つた俺荅汗は、その勇強遠く乃祖達延汗に譲らなかつたのであるが、晩年は徒らに達賴刺麻に倣して南伐の雄圖を遂行するに至らずに死歿した。たゞ俺荅汗に就いて、明人のいふところによれば、彼は豐州（今の歸化城西）に築城して宮殿を構へ、水田をも開墾した。彼れの居城を板升といつて居るが、それは支那語で屋宇といふことである。彼には中國亡命の徒があつて、いつもながら、南伐の導きをなした。亡命とは白蓮教の殘黨で、その筆頭は趙全といふ男である。俺荅は、禮を厚くして、常に彼れに聽いたのであつたとあるから、彼れも相應に經綸の志を抱きつゝあつたらしく思はれるが、彼れ歿してからは、益々雜然として歸一を失ひ、僅に察哈爾の林丹汗を剩すのみとなつた。

**北虜南倭は明人の套語** 蒙古人は、大に志を得ず終つたが、彼等が不斷の攻撃の、明國の内政を苦境に陥れたことは、倭寇のそれと大差はなかつたであらう。倭寇といふものには、種々の雜物が加はつて居るが、吾人をしていは



しむれば、兩様に分つことを得るのである。乃ちその一は、日本人で、他は支那人の海賊である。そして日本人を細別すると、これ又二様に區別される。その一は商人の寇に變じたもの、一は本來からの海賊である。吾人には、今倭寇の原因や經過を追究するの暇はないが、明人の倭寇に苦んだことは、明人それ自らの國際貿易思想や、五市上の制度の不備に基するといはねばならぬのであつて、日本の商人は、それらに激發せられて、いつもながら、長脇差を揮ふのであつた。吾人は、此點から觀察して、陸地貿易の馬市が、海上五市の市舶と、その經過を一にして、多數の犠牲者を出したことを咎めざるを得ないのである。明人の財政といふものは、又た倭寇防禦の軍費に儘まざるゝこと激烈であつた。明人は、北虜(韃靼)南倭(日本人)といふことを常套語とし、國家の二大患は、此等に外ならずといつて居るが、しかし、明の天下を取つたものは、韃靼人でもなく、又た日本人でもなく、意外にも意外、長白山下から起つた女真人のそれであつた。

**明國最後の威力者** 明の遼東が、東蒙古と朝鮮との間に喰ひ込みつゝあつたといふことは、假令その兵備の十分ならざるにせよ、北京の側面防禦として相當の價値を認めねばならぬものである。明の對女真策は、漸次効力を失つてそれを挽回するの至難なることは、多數識者に論議せらるゝに至つた。明人は、そこでもつて、嘉靖四十三年代(一五六四)に李輔といふ政治家を抜いて遼東に派遣して、その地の諸城を外護するところの邊疆にまでも、相應の修理を施し、糧餉武器の如きも、他省から寄せ集めて、萬一の變を警むることになつたのである。萬曆の初年には、張居正といふ名宰相もあつた。斯人については、兎角の批評はあるが、名將李成梁を遼東の總兵官に擢用して、大にその技倆を伸ばさしめたことは、彼れの功の一とせざるを得ないのである。李成梁は、今の鐵嶺の世族で、その一門は

武人に富んで居つて、家丁といふ私兵をも養ふに至つたほどである。家丁は、日本の封建時代でいふところの家人に類似したものであつた。彼れは、自家の兵力で、南關北關の女真部落を相當に威壓し、ことには萬曆三年に、女真の名酋王某を生擒りして之を北京に檻送し、同十一年に今の蘇子河と渾河との會流點に在る古勒山寨に進みて王某の遺孥たる阿台を滅ぼすことを得たる如き、近二百年にかつて類の無いほどの成績を収めたものといつて宜しいのであつた。此の山寨攻圍の際のことであるが、清の太祖の祖父と父とは、果敢なくも亂軍の間に亡んだのである。

**文祿・慶長二役は清人の先驅** 李成梁の兵は、その戦功に對する過分の褒賞に伴ひ、漸く驕慢に流れたのであるが、不幸にも、我が豊太閤の征明軍は、突如朝鮮を蹂躪して、その國王は、鴨綠江の義州に逃れ、將さに對岸の寬甸に避難せんとする形勢を示した。事は、萬曆二十年(一五九二)にある。明廷では、とり敢えず、李成梁の子弟に命じて、日本兵を驅逐せしめたのであつた。彼が長子の李如松が、平壤での捷に挫れ、小早川隆景や立花宗茂と、碧蹄館に戦ひ破れたことは、此戦役中、日本軍の最大名譽として誇るところであるので、爾後七載の久しき、日本側に於ても、終局の勝算を得ずに終つたが、明軍でも、内政の窘迫と外交の失敗を贏ち得たるのみで、何等解決を見ずに引き去つたのである。吾人は曾つて、文祿・慶長二役の明國に及ぼした影響として、下の解説を試みた。

萬曆二十年は、我が文祿元年に當る。此年正月、秀吉大に肥前名古屋に城を以て行營となし、西國の兵を徵發し、諸將を遣り、朝鮮を伐つ。兵十三萬人、水師九千二百人、船艦相衛みて、釜山浦に至る。加藤清正・小西行長先鋒たり。九鬼嘉隆・藤堂高虎等、水師を率ひ、海陸を分て攻撃す。向ふところ皆破れ、進で王城を陷る。國王李倭義州に走り、援を明に求む。清正、其兩王子を擒にして、北境を攻略し、八道盡く我軍に席巻せらる。明國大に驚き、祖承訓を將となし、大軍を以て來り援く。行長進へ撃ちて、之を破る。明・韓の軍、衆多と雖も、脆弱にして抗禦する能はず。明の宰相石星等大に恐れ、説士沈惟敬を遣し、和を講ぜんとす。其將



李如松、方に北邊を平らげ、自ら雄武を恃む。主戰説を唱へ、再び大軍を以て來り戰ふ。小早川隆景等、碧蹄驛に逆へ、大に之を破り、如松僅かに免る。我征韓軍、彼地に留ること已に四年なり。沈惟敬、行長等の戦に倦むに乗じて、和議を行ひ、我軍撤し還る。和議の成る、七事を約す。其第四條、朝鮮半國を我に屬す。沈惟敬、中に居て辭令を變換し、謂ふ秀吉封冊を希望すと。慶長元年(萬曆二十四年)明使、伏見に至り、秀吉に日本國王の封冊を贈る、足利氏の例の如し。而も刺地等のことなし。秀吉、其違約を怒り、且つ其無禮を責め、再舉して朝鮮を伐ち、明軍と相持して年を踰ゆ。會ま、秀吉薨じ、遺命して軍を回せり。明が朝鮮に出兵したるの動機は、種々に議せらるれども、國防上の必要よりして出兵を肯せしこと疑はれず。たゞ交戦の久しきに互りしだけ、兵力を要せしことも、又た少からず。明史日本傳には、關白の東國を侵せしより、前後七歳、師を喪ふ數十萬、餉を糜する數十萬、中朝、朝鮮と遂に勝算なかりき。關白死するに至り、兵禍始めて休すとあり。數十萬兵といふは、漠然として、明確ならざるが、恐らくは、前後四五十萬人を動員せしことなるべし。明の王徳完が、當時の兵餉を論じたる一節に、本朝の歲入は、大約四百萬兩、歲出は四百五十萬餘兩とす。然りしに、寧夏の用兵の結果、一百八十七萬八千餘兩を支出し、朝鮮は用兵七年に互りしたるが、餉銀五百八十二萬二千餘兩、外に二百餘萬兩を支出し、播州用兵の結果、又た一百二十一萬六千兩を支出す。累年積算すれば、二千六百餘萬兩を越ゆべしとあり。此報告によりて考ふるに、明の財政は、頗る窘窮を告げたるの争はれざるが、一方神宗の中年奢侈の度は、歳を逐うて増加せるものごとし。萬曆中、最も人民の怨嗟を買ひたる彼の礦税は、主として此等財政の缺陷を補足せんとする口實の下に採用せり(拙著、清朝全史上卷、一七八一―一七九參照)。

右の如く國家の歲計の、根本的打撃を受けたことは、明白であるが、朝鮮と連接した遼東の設備の、爲めに甚しく混亂に陥つたといふことは、想像し易い事實であるであらう。李氏の子弟は、この時に於て、徒らに、執袴の名を博するに止まり、心ある明人をして、暮氣用ふるに足らずとの痛嘆を發せしめた。遼東の空虚は、今や當面の事實であらねばならぬ。一時に父祖二人を亡ひつゝ、李成梁の足下に泣訴したと傳へられる清の太祖は、實に文祿・慶長二役の前後より、その頭角を露はして來たのである。

清の太祖起る 久しく屈辱に侮蔑に、あらゆる剝奪を受けつゝあつた女真人が、宗主國たる明人に對して、干戈を仕向けるといふことは、今や時期の問題として、識者の間には、容易に受け取らるゝこととなつた。吾人は、それら機運の一轉過をば、清の太祖が北京廷への第三次朝貢を終へた前後に在りとする。事は、實に萬曆三十六年の秋に在つたので、彼れは、以後長へに入明の權利を放棄し去つた。請ふ少しく彼れ及び彼等女真人の情勢を語らしめよ。太祖は、女眞名をば奴兒哈赤(Kurkai)といつた。彼れの兄弟には、外にスルハチ(舒爾哈赤)ヤルハチ(雅爾哈赤)などいふのがあつて、その名は蒙古語系に屬する語尾を有すといふ説もある。彼れの父は、塔失(Tashi)といつたが、これは漢音の太師から轉じたらしく思はれ、叔父の塔察篇古(タチヤン)は、百戸の轉音だといふ想像も下される。彼れの家系や族類について、彼れの子孫は、その眞實を語ることを好まなかつたが、それらの傾向は、彼れ自らの上にも認むるを得る。彼れは、明廷への朝貢に於ては、佟奴兒哈赤といひ、自ら佟姓の家系であることを證するのであるが、それは多分建州左衛の酋長の童(董)姓であつたのに附會するの必要に出でたるか、然らざれば、彼れの父祖が、建州右衛の首領といはれた王某の部將であつたことを忌避せんとする用意に出でたものと視るを得るであらう。彼れは、萬曆十七年を以て、建州衛の都督僉事に任命せられたが、同十九年には龍虎將軍といふ異數の名號を得たのであつた。當時彼れの號令の及んだ範圍を點檢するに、今の開原の東北、伊通街道に沿うた道路上に、葉赫といふ部族の割據して彼れに抗敵したる以外、吉林の全部、朝鮮の東北部、併にウスリ江の流域、沿海州の大部分は、彼れの居城たる赫圖阿拉(横甸、興京老城)に貢物を納るゝの已むなきに至つたのであれば、明代には、かつて實現せざる女眞王國を形成したといふことが出来る。更めていふが、彼れは、北京に向け、前後三回の朝貢を行ひ、兼併によつて得たところの一



千餘通の題書を提出して、その賞賜を要求するのであつた。かくては、女眞の將來は氣遣はれる、祖法立たざれば、邊疆を奈何とまで痛言した明の官吏もあつたが、その結果は、徒らに遼東の官吏を戒飾するに止まつて、太祖は、聊かの拘束をも受けずに、歸還するを得たといふ。彼れ太祖が、明への朝貢を永久に斷念し去つたのは、正に此時に在るのであつた。

建夷授官始末

皇明實錄(神宗萬曆十七年の條)には、清の太祖(建夷)の、始めて授官されし始末を收めあり。頗る要を得たるものと思はるれば左に其一般を譯揚すべし。

九月辛亥、建州夷酋に初授して都督僉事となす。薊遼督撫按張國彥・顧養謙・徐元の議に照すに、屬夷の我が藩籬をなせるや舊し。制馭の策は、撫剿恩威に出でず。顧ふに撫剿恩威の加はる所は、其の要領を得るに在るのみ。所謂要領とは、其勢に因りて其勢を用ひ、之れに賞賚を加へ、假すに名號を以てし、夷を以て夷を制するにあり、明ち我れ勞せずして封疆は慮るなかるべし。遼左、西、山海より、東、開原に抵る千二百里の間は、柔順三衛の夷、歲々西北の二虜を糾して患を爲せり。遼を以て急なりとするは、これが爲めに外ならず。三衛の夷を以て、遼左の夷なりと稱するを得ざるも明けし。惟だ開原の東北より、南、鴨綠江に至る約八百餘里の間、東邊を環りて居るものは、皆女直の遺種にて、遼の屬夷、所謂東夷と稱するものこれなり、然れども、今の女直と呼べるもの、凡そ三種あり、其一是海西女直といひ、故の王台の夷、今の開原なる南北兩關の夷これなり。其一是則ち東方諸夷の衛たる甚だ多けれど、建州之を領せるより、建州女直といふ。今の奴兒哈赤の屬これなり。其極東は、野人女直といひ邊を去ること遠ければ、歲々海西に因りて開原に入市し、入貢といへど、邊患を爲さず。これより先き、海西の王台、強にして能く衆を得、開原の南關の酋と稱し、北は二奴を收め、南は建州を制し、終身向化、東隣以て寧かりき。是時東夷の勢は王台にあり、故に其祖速黑忒左都督の職を襲はしめ、東夷に長たらしめき。萬曆三年、王某を擒にせしを以ての故に、旨を奉じて勳衛を加授し、其二子と共に都督となし、賞するに金幣を以てす。已にして又た西虜の列に視べき龍虎將軍を加へたり。蓋し王

台の忠嘉みするに足るものありて、實に我が皇上の神機遠覽、その要領を得、賞賚を惜まざりしに由る。王台死して勢分かれ、邊・仰二奴、雄を北に稱し、奴兒哈赤、雄を南に稱し、且つ各其強を恃みて、王台の後に甘心せんとす。さて王台の後、立たざれば、我が藩籬の微せられ而して封疆多事なること明かなれば、在事の臣、前に力請して二奴を誅し、以て王台の後を安せり。王台の長子は虎兒罕といひ、左都督たり、又た右に繼ぎて死せり。其子歹商、父の職を襲ひ、忠順の業を守りしが、北關にては、二奴誅せられて、其の子那・ト二酋なるもの、父怨を報ひんとし、台の孽子康古里、これに内應せるが、奴兒哈赤又た朝を北關に連れて、歹商を使し、を以て、諸夷の入貢せざるもの、凡そ五年の久しきに亘れり。かくて、開原の屬夷の内向するもの、惟だ一歹商のみ。王台忠順の後、其の絶えざるや、繕のごとし。歹商立たず、南北諸酋合すれば、開原は必ず危し。故に臣等歹商を存せんが爲めに大兵を出して、撫剿互に用ひしかば、諸酋、歹商に和し入貢せんことを請へり。奴兒哈赤又た威に畏れ、北關を罷めて、歹商に如し、先ちて入貢しき。それ諸酋既に逆を轉じて順とせば、我れ朝を易て撫を爲さざるを得ず、威長懷恩、藩籬復すべし。是を以て臣等上聞し、兵を罷めて後を善くせり。其後、今の諸酋の貢は、皆な入り、開原の事已に大に定まれり。惟だ建州の奴酋なるもの、勢最も強にして、能く東夷を制す。その建州にありては則ち今日の王台なり。既に被擄の漢人を送回し、且つ牛畜にも及べり。又た犯順の酋、克五十を斬りて、其級を獻し、而して都督の號を慕ふるや、益々切なり。其祖父を查するに、彼等は逆酋阿台を征せし時、我が爲めに嚮導をなすに及び、兵火に死せり。かゝれば、奴兒哈赤は、累世其の勞あること、又た小夷の特起して名の正しからざるとは異れり。查し得たるに、大明會典内の一款に、建州毛憐三衛の夷にて、もし被擄の男婦を回送するあらば、たゞ給賞を許す、賞を願はざれば千百戸指揮を量陞す、都督の名色は在留して、能く犯順の夷首を殺し、或は作惡の夷人を執縛して功あるものを待つとあり。これ盟府の鉅典にて、外夷を信にし封疆を安ずるものなれば、今、奴酋が父祖死事の功を録し、これに都督を與ふるも過ぎたりと爲さず。而して逆酋の級を獻斬せるも、明例と合せりと、奏入る。上、其請に従ひ、都督僉事を與へり。

實錄編纂の史臣は、これに附記して曰く、これ奴賊の我が殊恩を受けたるの始なりと(清朝全史上卷、一三七—一四〇参照)。

弾力性に富める女真人 吾人は、滿洲人の天下を取つたことについて、意外といつた。後のことではあるが、北京占



領の報知の南支那に傳はつた時に、彼等の多くは、それは韃靼であると確信したほどであれば、外國書史が、清の太祖及びその部衆をば、馬賊視したことも敢て不思議はないであらう。然れども、これらの解釋は全然女真人そのものの能力を知解せざる僻見に基づくものであらねばならぬのである。吾人は、先づ太祖が、その内政に費した經綸の蹟を點檢して、徐ろに歎美の念の禁ずる能はざるものあるを告白する。吾人は、女真人の祖先に於て金國のあつたことを遺却してはならぬのである。尙溯りては高句麗や渤海のそれが、同じく長白山の東西に雄視したことを回顧せざるを得ぬのである。金國は蒙古に滅ぼされ、蒙古は漢人に驅逐されたが、明の起つた時に、女眞の豪右の、一人として、獨立旗を翻へさず、久しく蠶伏を學んだといふことは、彼等女眞の後人の、自ら切齒せざるを得ないことであつたと推測せられぬでもないのである。明人は、今や、北虜と南倭とに憚れ果てて、宗主國といふも、徒らに空名を繋ぐに止まるといふ事實の暴露した今日に於いて、女真人の戈を倒にするといふことは、寧ろ必然であらねばならぬのであつた。吾人は、今、清の太祖その人の、家系やら族類やらを詮議するの暇はないが、一言にして之を評すれば、彼れは當代女真人の要求に應じて生れた。彼れあるによつて、女真人は、その光輝ある歴史を復活することを得た。女真人には強い弾力性がある。彼れは、それらの使命を果さんがために、先づ八旗制度を創建し、ついで文字を改創し、翻譯の力に由りて、外國の智識をその部族に普及せんことを企てた。彼れの巧妙なる外交手腕は、西藏の喇嘛僧を引きつけたことによりて窺はれ、周緻なる財政上の用意は、人參貿易上に、進歩した貯藏法を適用したことで知られるのである。彼れは、實に一六一六年を以て、後金國 *Aishin Gurun* の國號を宣じ、天命元年の曆を頒つた。

**開戦は必要**

一六一六年以後の後金國にとりて、戦争そのものは必要とされた。明人が、内面に膨脹し切つたる民

族、緊張の極度に達した兵力に擁せられた清の太祖に、懐柔策を施すも、今は無駄の仕儀であるといふに過ぎないのであつた。天命三年(萬曆四六)の春正月、黎明の比なりとか、黄色の氣流は、今や山の端に入りなんとする月の中央を貫いた。太祖之を仰ぎ視て左右にいひけるは、天意既にかくのごとし、汝等疑ふこと勿れ。吾が計は決せり。今歳予は必ず明國を征すべしと。英雄人を欺くといはばいへ、彼れは實に天意をかしくみ、天命を奉ずるの名の下に、明國に對するの七大恨をば、彼れの祭壇たる堂子に告げ、四月七日に撫順城を陥れた。七大恨とは何ぞや。吾人は今その逐條を論議するを避くるを欲するが、彼れ太祖の言ひ條には、父祖二人の横死といふこと、國境嚴守の約束が偏務的であつたといふこと、同種族のあるものを指喚して内部を擾亂したといふこと、既得の權利を故意に放棄せしめたといふことやが、その主なるものとして指摘せらるゝのであつた。それらの條々を吟味すれば、それ相應の理窟は取り上げられるであらう。然れども、吾人をしていはしむれば、從來太祖には、父祖の横死を利用して、位階の進級を要求した事實も認められ、且つ又た右の横死に關する教唆人を捕殺したる今日に於て、再び怨嗟をいふの理はないので、その他の事由に至つては、何れの時代でも、斯ほどの葛藤は、あり勝ちのことであらねばならぬ。況んや形式ながら宗主國と附庸との間に於てをやである。吾人は、今に於て双互の是非を計較することを好まない。開戦そのものは、いふまでもなく、太祖にとりて最大必要であつた。太祖は、實にその翌年を以て、乾坤一擲を、サルホ・アリン(薩爾滸山)の陣地で試みたのである。

**薩爾滸山戰の經過** 今の撫順を距ること東八里、渾河と蘇子河との會流地點なる左岸に沿うて薩爾滸が岡といふところがある。乾隆帝の、祖業を讚美した豐碑は、今にその岡側に峙ちつゝあるが、その地の一帯は、明清戰爭の關ヶ



原を演じたところで、岡そのものは、明軍の統率者杜松の陣地の置かれたところであつた。薩爾滸が岡そのものに、古へいかなる宿運をもつて居たかは知るに由ないけれども、撫順平原から來る旅行者は、此地點に到着して、仰いで峯巒の崖岸として天を衝くものあるを認むるであらう。蘇子河といふ河は、その夏日に於て、上流興京附近はいふに及ばず、中流木奇附近でも容易に徒渉されるのであるが、渾河會流點の附近に於て、深碧藍を湛えてあることは、これ又た旅行者の親しく目視するところである。太祖の要地は、實に薩爾滸が岡の對岸なる界凡山(鐵貝山)の懸崖に設けられ、前には渾河の水險を控えたのであつた。明軍約三萬は、萬曆四十七年(一六一九)の春尙ほ寒き二月二十九日を以て撫順關を出で、三月一日には雨を犯して敵の要害を仰攻したが、何等目覺ましい結果の擧らざりしのみか、却て間道から敵の強襲を受けたので、その一營は瞬間に破潰され、退路を絶たれた杜松は、將卒とともに脆くも命を授けたのであつた。吾人は、此戰に於て明將の輕進を咎むるよりは、太祖の敵情判斷を指摘せざるを得ないのである。何とならば、明は撫順方面より主力を進めたが、それと併行して開原から今の三岔兒を經由して一萬五千の兵を出し、敵の根據地たる興京へは清河城から、鴉鶴關を出づるに二萬五千の兵を出し、さらに、寬甸・懷仁の方面からは、朝鮮援軍の一萬及び明軍の一萬を出した。明軍よりいふと、以上の四路齊しく起り、敵をして腹背相兼顧する能はざらしめ、一舉にして根據地を覆へさんとする戰略で、若しも、四路の連絡なり懸引きなりが、満足に且つ機敏に行はれたならば、よしや十二分の結果を得る能はざるにせよ、かゝる見苦しい戰敗は實現されなかつたであらう。記録の示すところによると、太祖は、杜松を破つた脚でもつて、即時開原兵を邀撃し、急邊兵を回へして、興京の南なる懷仁への道路上で朝鮮・明國聯合軍を蹂躪した。聯合軍の先鋒は、此時、興京を距る三里餘に達しつゝあつたとい

へば、彼等の興京進入も一日の問題といふより寧ろ數時間の差たるに過ぎなかつたことを知るのである。清河城からの兵は、戰はずして遼陽に退却した。清代の記録には、又た下のことを傳へてある。明軍が愈々來侵すとの報は、その年の二月中に早く知られたのであるが、愈々明軍の動き出すといふ諜報の受け取られた後、最先に敵影を認めたとの確報の到着したのは、撫順方面ではなくして、それは寬甸方面であつた。そこで、太祖はかくいつた、敵は自分を南方に誘出せんと計りつゝあるに違ひない、寬甸方面の押は、五百名で足る。撫順關から來るものこそ、定めて大敵であらう、これをさへ破れば、他は患ふるに足らずといひ、かくて主力を提げて西向した。太祖の兵は、當時八旗六萬を計上したといふから、杜松との戰は、寧ろ勝利の豫測せられねばならぬ筈である。明軍は、その兵力を分けた點に於て先づ敗れ、各方面の連絡不便なるに於て敗れ、又た、頼みがたなき朝鮮軍を依頼したるに於て大に敗れた。太祖は、翌年三月を以て奉天を取り、遼陽を取り、鐵嶺を屠り、開原を陥れ、その前鋒は遼西を脅威したのである。

**寧遠城下の敗** 吾人は、今少しく清國興隆の經過を語らざるを得ないのである。太祖は、天命十一年(一六二六)の正月を以て、愈々明國征伐の途に上つた。古に女眞萬に滿てば敵すべからずといふ諺もあつたが、その諺語は、こゝに再び繰り返へされ、あらゆる遼西の諸城は、風を望みて解散したのである。太祖は、明の遼東經略熊廷弼の解任を窺つて、遼河以東を略取したと同一の筆法で、尙書孫承宗の辭任を機會として、山海關をば、一氣に取らんとしたことも想像されるが、彼れは、その一代の雄兵を傾けて起つたにも關らず、區々たる寧遠城で、手きびしく擊退されたといふことは、例へ守將袁崇煥が葡萄牙砲の火力によつたものとはいへ、一には、彼れが驕慢から出でた不用意の敗北であることを咎むるに憚らないのである。彼れ太祖は、實に此戰で負傷して遂に起たざるに至つた。朝鮮人などの



當時の記録に「奴酋、疽、背に發して死す」などと書かれたが、それは、一面の真相を傳ふるものといふべきであらう。「疽、背に發して死す」といふことは、憤死を意味するので、その實際であることは、守將袁崇煥が、戰の翌日に使者を送りて「老将、天下に横行すること久し、今日、小子に敗らる、豈にそれ數なるか」といつたとも風説され、清の實録には、上、二十五歳にして兵を起してより、戰つて克たざるなく、攻めて取らざるなかりしに、獨り寧遠を攻めて下す能はず、上、懼ばずして歸りぬ、と書かれてある。然り、太祖は中心顧みて、悔恨を禁じ得なかつたことであらう。寧遠破れざれば山海關は陥らぬ。山海關陥らざれば、北京は尙ほ晏然たるを得るのである。明人と女真人との遼西爭奪戰は、かくて二十年の久しきに亙つて繼續された。

**弓矢と銃砲との戰** 女真人の寧遠雪辱戰は、太祖の嗣王太宗によつて、再び試みられたが、又たも敗恤を重ねたのである。寧遠の武器の、依然葡萄牙(紅夷)砲であつたことは、吾人をして甚深なる興味を覺えしむる。寧遠には、蒙古人の名將滿桂もあり、前回の戰に勝利を得た袁崇煥もあつたが、此城の強みは、それら名將の力といふことを得ないのである。請ふ少しく彼等兩國の兵事智識を語らしめよ。女真人は、もとより、その弓馬就中騎兵戰に於て明人を凌駕するのであるから、野戰の際には、明人は、眞に鎧袖一觸の偵だに認められないものであるが、要戰に於ては、必ずしもその武力を認むる能はざるものがある。太宗の嘗ていつた言の中に、我國人は攻城に怯であるとあるが、大方それは、女眞の地面に、支那に於けるが如き、堅壁高牆を圍らした城の鮮少なりしところから、それらを攻略するの經驗に乏しかつたものでなあらう。女真人は、既に攻城に拙であつたが、明人は、さらに文明の利器を手にしたので、女真人の短處を、いやが上に脅威することを得たのであつた。明人の、西洋砲をば實戰に利用することを知

つたのは久しらかずとせないが、最も偉大な効果を奏したことは、實に寧遠役に始まるのであるといはねばならぬのである。女真人は、勇敢である。然れども、彼等の手にするものは弓矢に外ならぬのであつた。遼西戰は、恰も弓矢と銃砲との争ひの感がある。警敏なる太宗が、いかでかこの缺陷を感知せざるべき。幸運にも、彼等は、一六三三年を以て葡萄牙砲の多數を手にするを得たが、それは、明の降將に由つて得たと傳へられる。遼西攻撃は、爲めに一段の活氣を添ふるを得たのであつた。

**内蒙古との會盟** 太祖奴兒哈赤が、後金國の看板を掲揚したことは、既に言ひ及んだ。彼等はいづこまでも、金人の蹤をつがむと企てたものらしい。渤海國や高句麗の起つた時ですら、その西界は、内蒙古を併すことを得ななだので、殊には、彼等と轡を駢べた兀良哈の集團の割據に委ねたことも久しいものであつた。どちらといへば明代の女真人は、蒙古の風俗にかぶれ、その文字といひ物名といひ、韃靼そのまゝであつたとも見え、それは種々な點に於て、蒙古方面からの強壓を受けた結果であるといふことも出来るが、太祖の建州に起つてから、土默特蒙古を君長として戴いた葉赫は、既に占領せられ、吉林の東、今の大烏喇に據つて、一時の覇を稱しつゝあつた烏拉國も併吞せられた場合、女真人の、直ちに蒙古と交渉あるべきは、必然であらねばならぬのである。太祖は、實に天命九年を以て、今の哲里木盟を根據地となしつゝあつた科爾沁と會盟を遂げた。女真人が異種族と攻守同盟を結んだのは、之を以て始めとするのであらう。そして、その効果は、内蒙古の覇者林丹汗が、嫩江襲撃の際に著はれたので、會盟は益々強固を加へた。彼等は、さらに天聰二年を以て、喀喇沁會盟をラオハムレンの上流で行つたのであるが、喀喇沁蒙古は、當時葉爾丹三衛の管掌者として、明國に通航しつゝあつたとも傳へられる。若し果して然らんに、永樂帝の企圖とい



はれた女眞・兀良哈牽制策も、此時期を以て完全破壊したものと云ふことが出来るのである。後金國(女眞)の馬蹄は、今や萬里長城の外側に、その憂々の響を轟かしつゝあるのであつた。

**太宗北京を包圍す** 吾人は、再び、遼西の爭奪戦に話頭を轉ぜざるを得ぬのである。後金國は、寧遠の攻撃に前後二回とも其志を得ないところから、その鋒は敢て鈍らざるまでも、多少の侮りを見せたことは疑はれない。明國の先鋒は長驅して、錦州を取り、大凌河城を略し、時にその前哨の十三山に出没したことも珍らしくはないのである。太宗は、ひどくそれを苦に病んだ。いはゞ、女眞人の鼻先は、その出合頭にへし折られた形になつたので、ともすれば内亂の起きぬとも限らない形勢に在る。天聰三年は、明の崇禎二年に當る。太宗は、その行軍路をば、古の遼西道の北方に取り、長城の一角を突破して、北京の東北に間近い遵化に躡進した。大膽なるこの企圖が前に提倡した喀喇沁會盟に因りて畫かれたことは、その先鋒の喀喇沁蒙古であつたのでも、明瞭に知るを得るのであらう。吾人をして想像せしむれば、喀喇沁蒙古は、明からの財幣の不足に缺望を抱きつゝあつたことが、遂に女眞人と握手して、その嚮導をなすに至らしめたものである以上、明人が、その貴重なる國防と外交とを遺棄したことを新に責めざるを得ないのである。太宗は、かくて北京を包圍して志を得ず、山海關を背面から陥れんとして、これ又た失敗に終はつたが、この征戦の間接の效果に至りては、寧ろ驚くべきものがあつた。その一をいへば、彼れ太宗の、北京を包圍した際、四方から所謂勤王の師といふものが、馳せつけたわけである。勤王の師といへば、名目は、立派であるが、彼等の多くは、中途からして流賊に一轉し去つた。それは、いふまでもなく、糧餉供給の不十分から來たので、不幸にも、それが又た甘肅・陝西なる流賊の本地に發生したのである。明は、外國に滅ぼされたのではない、流賊に斃れたとする

ことが正解であるならば、太宗の北京包圍は、その端緒を啓いたものといふを得るであらう。

**朝鮮と女眞との關係** 後金國の勃興につれ、それと最も密通せる朝鮮の影響を受くべきは、これ又當然であらねばならぬ。明代に於ける朝鮮は、その宗主國に於ける格式に於て、遙かに女眞人の上に在つたことはいふまでもない。従つて女眞人は半島の王庭に相當の敬意を拂ひつゝあつたが、積極的武力に由つて、王庭を脅威することは、明國に對するそれと、大した違ひはないので、韓人は毎々それを患としつゝあつた。女眞人には、かつて王庭からの官符を得て、それをば、明の官吏に發見せられたために、外交上容易ならぬ事體を醸したこともあるが、倔強なる女眞人にして、半島の王庭に朝禮するとは、一寸受け取れぬ話でもあらう。然れども、これは、日本人が、明廷よりの辭令書を、ありがたく拜領したと同一の徑路にあり、いはゞ通交上の利益勘定から、屈辱を忍んだことと解せられる。彼等の行動の、區々であつたことは、又た吾人の知らざるを得ざるところである。例へば、遼東方面即ち今の佟家江の地方から來る女眞人が半島の約束を受けて居るに關らず、茂山の谷間を占領しつゝあつた女眞人の一種族は、東海岸に等うた咸鏡道の地帯を脅威して、間々南北の交通を遮斷せんとしたことも、稀有ではなく、さうかと思へば、豆滿江の内面には、韓人の所謂藩胡といふ内附の女眞人も歸化人も、多數入りこんで居た形迹が認められ、そこには、不完全ながら、女眞人と韓人との交綏が行はれつゝあつた。

**江都會盟** かくて朝鮮關係の日本人間に歴史的因襲をもつがごとく、女眞人間にも、先天的に、對鮮思想の重要視されてゐたことは、容易に認むるを得るところである。彼等は、朝鮮が、元代に於ても金代に於ても、溯つては、遼代に於ても、その貢物を滿洲・蒙古の朝廷に納れて、纔かに、その社稷を維持したことを回想して、半島の侮るべき



を會得しつゝ、それらを實現せんは、今や時機の問題たるに止まるものであると認めつゝあつた。滿洲老檔の記すところを見ると、太祖は、朝鮮は箕子の裔であるといふが、果して奴僕根性があると放言したといふ。朝鮮王國に於ては、兩様の潮流の、當時京城政局に徠徂しつゝあつたことは、見逃すべからざるどころであらねばならぬ。彼等には、朱子學派を表榜して、その社稷を亡ぼすも、宗主國明のためには、戦はざるを得ぬといふ體面論もあつたが、他方には、支那の國運の絶對に頼むべからざるを感得し、新興國の女真人(後金)には、宜しく隣交の重んぜざるべからざる、時誼によりては、禮幣の進めざるべからざるを提倡する輩もあつた。前者の聲は、壯烈といふより、どちらかといへば、空虚で、後者のそれは勿論低聲ではあるが、而もその底には重みと確信とが潜んで居つたらしい。前者の代表者として、洪翼漢たちを、後者の先驅として崔鳴吉たちを擧ぐるを得ることは、これ又た吾人の躊躇せざるどころである。太宗の天聰元年(一六二八)奉天なる後金國政府は、光海君廢立事件の、半島に起つたのを機會として益々半島に兵を進め、金人の將軍と王庭の宰臣との間に、江都(江華島)會盟の條約が交換された。この會盟は、兩者の關係をば兄弟として、女真人は、兄たるの格式を占め、利權としては國境上の貿易口を開放せしめたことや、明國への援助に、幾分の制限を加へんしたのであつた。

**朝鮮征伐の眞因** 問題は、落着けないのである。半島には盟約實踐の誠意がない。そして、後金の明國に對する戰爭の不利は、寧ろ奉天の政府に對し、輕侮を與ふるの仕儀に出でたこともあつた。後金國の半島經略が徒らに武威を耀かして、明國との關係を切斷するに在るとする從來の見解に對しては、吾人は、全部の同意を表することは出来ない事情がある。請ふ少しく、その眞相を語らしめよ。後金は、天聰九年で、國號を改めて大清と號し崇徳と改元した。

彼等は、今や内蒙古を併せ遼東を取り、その部下には來投の漢人の多數を收容し得、今や儼然たる一王國は、形成されたが、その内面の財政は、必ずしも、國勢に副ふことを得るといふに至らなかつたので、これには、太宗の朝廷は、ひどく苦心した形迹が認められる。尙ほ、その窘窮の次第をいふと、女眞王國は廣大なる版圖を司配するに至つたが、それから徴せらるゝ貢租といふやうなものは、天産物に外ならぬので、いはゞ、人參とか、貂皮とかであつた。人參や貂皮は、この王國の特産で、之を需要する花客は漢人であるから、平時に於て、その利益を收むることは出来るが、明とこの王國と交戦の情態に陥つてから、肝心の輸出先きは喪失したこととなり、反對に國民の需用品たる木綿とか、緞子とか、絹とかいふものは、一切その供給を杜絶さるゝこととなつたのである。あり體にいふと、清國は新興國であるとはいへ、それは、兵力の上でのみいふことで、斯る問題の何とかして處置せられざるに於ては、聊か行きづまりの形に陥つたとも觀測せられ、若しこの形勢の永續したらんには、或は、自潰の不幸を招かぬとも限らぬのであつた。

**太宗朝鮮王を招降す** 然らば、清國の内政と、太宗の朝鮮征伐とは、何等かの關係があるであらうか。吾人は、この質問に對しては、容易に認むることを得るのである。吾人は下の如く解釋する。太宗は、右の國民の需用品をば、朝鮮に求めて之を緩和せんとした。それと同時に、堆積した天産物をば朝鮮に吐き出し、韓人の手に由つて、さらにそれを南方漢人に供給せんと要求したので、そのやり口には大小の差こそあれ、恰も我が島津氏が、琉球を討ちて、明國との仲買地に充てた形に外ならぬのであつた。清の梁章鉅の説には、趙雲崧(翼)の詩序にあるとして、下の機微を傳へてある。



我が朝(清國)は、國初の時代に、人參を高麗に賣り付けたことがある。その時の價は、銀十兩一斤の定めであつた。然るに、麗人(韓人)は、人參は明朝に售れぬからと詭言して、九折(九分の一)で價を我れに仕拂つたものである。清人はさうもあらうかと、思つて居つたところ、その後、人參の盜掘者を捉へて見るに、皆な明人であつたので、麗人の言の詐りであることが知れ、爲めに、我れは、兵を起して彼等を征服した。

趙翼は、この事實は、之を國史に見るといふが、その國史とは、多分は、奉天宮殿に保存された朝鮮國來書簿のとき史料に由つたものであらう。吾人は、この話を以て、事實に近いものと判断せざるを得ない。太宗は、崇徳元年冬、朝鮮の無禮を責め、自ら兵を引いて南伐した。朝鮮王(李倧)は、早くも逃れて、京城の東、廣州なる南漢山城に立て籠もることとなつたが、その城は、築城の堅固なるに似ず、翌年一月末日に、開城といふ始末。太宗は、著名なる三田渡の岸に、受降壇を築いて、鮮王の降を納めたのである。吾人は、この前後の光景について、かつて下の記述を試みた。

主戰黨の巨魁は、已に引き渡されたり。降服の條件は、既に締結せられたり。今や待つところは、國王李倧の出城あるのみ。太宗乃ち隨從の禮部に命じ、松坡の三田渡に受降壇を築かしむ。壇は凡べて三層より成る。前に漢江の碧水を湛え、後に廣州の山色を掛す。出城の期日は、正月三十日午前と定められしかば、太宗、乃ち詰且を以て江を渡り、壇上朱紅の椅子に端坐して王を待つ。得意想ふべし。此朝大霧、日色光なし。國王は、世子とともに、太宗より送り來れる藍色緞子の戎衣を着け、歩いて西門より出づ。滿城哭送、聲天地を動かす。三田渡に於ける太宗の陣營は、極めて華奢なりき。獺皮の大氈日は中庭に打ち建てられ、四面圍むに貂皮の帳を以てし、雪白羊皮の褥を敷きつむ。婦人は凡べて朝鮮人を用ひ、兩行に分ちて下壇に並行せしむ。その一行は加笄の美婦、一行は總角の美女、多きこと數百に至る。國王李倧は、此間を通過して壇上に向ひしなり。太宗が受降の態度は、吾人敬賞を禁じ得ず。彼は國王を第二層に、世子を第三層の壇上に登ばせて共に天を拜せしむ。禮畢り、國王北面、地に伏して罪を請ふ。太

宗諭して曰く朝鮮國王、既に罪を知りて來降す。朕、豈に舊惡を念ひ、苛責するの理あらんや。爾今以後、一心忠を盡くし、恩徳を忘れずして可なりと。乃ち君臣の禮を執らしむ。國王着席の位次を問ひしに、答へて曰く、威を以て伺むるは、徳を以て養ふに若かず、朝鮮、兵勢に迫られて來降すと雖も、亦一國の王なりと。命じて左側に坐を與へぬ。下壇の後、賜宴甚だ厚し。世子及び鳳林大君を留めて質となし、の外、命じて江華島一切の捕獲を放還せしむ。山城の包圍は、十二月十六日を以て始まり、正月三十日に至りて解く。通じて四十有七日とす。二月一日、太宗は振旅して盛京に歸還せり(清朝全史上卷、三四〇—三四四)。

吾人は右の如き太宗の態度に對して、彼れが飽くまでも、和親から生ずる朝鮮との利益に眷々たるものあるを認むるを得るのである。此時の條約は、丁卯和約として傳へられるのであるが、王廷の代表崔鳴吉との間に取り交はされた條件は、實に下の如きものであつた。

- (一) 君臣の禮を取執り、新に宗屬關係を結ぶべし。
- (二) 明國の年號を去り、明國の往來を絶ち、明國の與へたる誥命冊印を獻納すべし。
- (三) 王は長子及び第二子を質とし、大臣は、子もしくは弟を質とすべし。
- (四) 明國の同例に準じて貢獻すべし。
- (五) 明國を討たんとする場合は、出兵に期日を違ふべからず。
- (六) 今次、皮島を攻取するに、兵及び兵船を出すべし。
- (七) 捕虜の鴨綠江を渡りて後、本國に逃還せるは、執へて本主に送るべく、若し贖還せんとせば、兩主の便に従ふべし。
- (八) 兩國臣民の結婚を行ふべし。
- (九) 新舊の城垣は、擅に築造を許さず。
- (十) 一切の瓦爾哈人は、刷送すべし。
- (十一) 日本との貿易は之を許す。その使者を導いて來朝すべし。
- (十二) 毎年の進貢額は左の如く定む。



黄金	一百兩。	白金	一千兩。
水牛角弓面	二百副。	豹皮	一百張。
鹿皮	一百張。	茶	一千包。
水獺皮	四百張。	青鼠皮	三百張。
胡椒	十斗。	好腰刀	二十六把。
順腰刀	二十把。	蘇木	二百斤。
好大紙	一千卷。	好小紙	一千五百卷。
五爪龍蓆	四領。	各樣花蓆	四十領。
白苧布	二百匹。	各色綿紬	二千匹。
各色細麻布	四百匹。	名色細布	一萬匹。
布	一千四百匹。	米	一萬包。

異なる條約もあればあるものかな、我が日本は、何等朝鮮の附庸でもないのに、日本の使者を導いて奉天に來朝せよといふ一條が記載せられてある。太宗の朝廷が、日本を知らんとする事情は、種々に解せられる、我れと連盟して、明國を南方から脅威せんとするなども、企望の一ではなかつたか。奉天の清國政府には、爾後「日本院」といふ日本事情(倭情)を管掌する官も設けられたらしい。もし然らば、太宗は、朝鮮に對するがごとき和親をば、海表の日本にも要求しつゝあつたのであらう。古より、女真人は、日本を理解した。

夫餘系説話の展開

一

英雄漢が、その化家成國をなし遂げてから、その子孫たちの手にて先祖の開國を編ずるに當りて、感生説をそれにとりこむことは、支那民族の從來の慣はしである。感生説には、二個の所由があると思ふ。その第一は、民族自らがその祖先の出自の説話を、やゝありのまゝに傳來したものである。史記(卷四)周本紀に

周后稷名棄、其母有邠氏女曰姜原、姜原出野、見巨人跡、心忻然悅、欲踐之、踐之而身動、如孕者、居期而生子、以爲不祥、棄之隘巷、馬牛過者、皆辟不踐、徙置之林中、適會山林多人、遷之而棄渠中水上、飛鳥以其翼覆薦之、姜原以爲神、遂收養長之、初欲棄之、因名曰棄、(下略)

とあるがごとき、潮りては、史記(卷三)殷本紀に

殷契、母曰簡狄、有娀氏之女、爲帝嚳次妃、三人行浴、見玄鳥墮其卵、簡狄取吞之、因孕生契。(下略)

とあるがごとき、そのいづれにも、多少の傳説化した部分を認め得べしとはいへ、原始人としての説話を、多分に傳へたといふことは、否まれない。勿論これら感生説が、後生の所謂感生説に權威あらしめたことは、いふまでもないのであらう。感生説の第二の所由は、帝王世紀や潮りて漢儒の手に成つた織緯五行説より胚胎し、感生の根元をば、多くは天體怪奇の現象に在りとし、之を人間以下の動物に求むるといふものはない。即ち小昊金天氏を叙して、黃帝時有大星如虹、下流華渚、女節竇感、生少昊といひ、顓頊氏には、瑤光之星、如虹貫月、正白、感女穉、生黑帝顓頊といひ、堯の所生には、母慶都、游三河之首、有赤龍負圖而出、慶都讀之、風雨奄然、赤龍與慶都合昏、龍潛不見、生堯といひ、舜の所生には、母握登、見大虹、意感而生舜とあるがごとき、司馬遷たちの、かつて想像だにせざりしもの、大半は織緯家の所作に違ひないが、感生説にして、帝王家に需要なければともあれ、その化家成國を潤飾して、所謂天命を享せんと希ふ場合、第一所由よりは、むしろ、第二所由に重きを置くは、必然であらう。感生説は、明の太祖時代に至りて、大に減退したのであるが、しかし、支那の周圍に在る諸民族に在りては、必ずしもさうは思はれない。清の太祖を繞りての感生説のごとき、その内容を點檢すれば、民族各々の文化を程度づけることも可能であり、同時に古代女真人間の感生説を考定することも不可能では無い。

二



本文の首題なる清の太祖の感生説を述ぶるに先ちて、太祖の祖先だといはるゝ愛新覺羅氏始祖の感生説をまづ點檢してみた。感生説は、女眞の名山長白山を背景として描寫されたものである。清太祖實錄(卷一)に掲記せられたるものを意譯すると左のごとし。

太祖の先世は、祥を長白山に發す、山上に潭あり、闊門クワンメンといふ、周八十里、鴨綠・混同・愛渾の三江出づ。山の東邊に布庫里山ありて、山の下に池あり、布爾胡里ブルフルといふ。相傳ふ三天女あり、恩古倫エンクレンといひ、次を正古倫テイクレンといひ、季を佛古倫フクレンといふ。池に浴す。浴し畢りて神鶴あり、朱果を銜みて、季女の衣に置く。季女之を愛して、口中に含みしに忽にして已に腹に入り、遂に身みぬ。二婦に告げて曰く、吾れ身重くして飛昇する能はず、奈何せんと。二婦曰く、吾等仙籍に列せり、他虞なし、これ、天、爾に授けて娠ましむるなり、免身を待ちて來るも未だ晩からずと、已にして別れ去りぬ。佛古倫尋いで一男を生む。生れながらにして能く言ひ、俄に成長す。母、詳かに子に告ぐるに朱果を呑みて娠めるの説を以てす、因りて命じて曰く、天、汝を生じて亂國を定む、汝往いて之を治めよ、流れに順ひて往け、その地なりと。小舫を與ふ、母、遂に空を凌いで去る。子、舫に乗り流に順ひて下り、河涉に至りて岸に登りぬ。この時、その地に三姓あり、争つて雄長をなし、日に兵を構へて相仇殺す、水を河涉に取るものあり、見て之を異とし、歸つて衆に語りて曰く、汝等争ふことなかれ、吾、水を河涉に取り一男子を見たり、貌甚だ異、非常の人なり、想ふに、天この人を虛生せずと、衆往いて之を觀、因つて由來するところを詰す。答へて曰く、吾は天女佛古倫の所生なり、姓は愛新覺羅氏、名は布庫里雅順、天、我を生じて、汝等の亂を定めしむと。衆驚いて曰く、これ天、聖人を生ずるなり、之をして徒歩せしむべからずと、遂に兩人手を交して其上に坐せしめ、鼻いで家に至る。三姓のもの議して曰く、我等争を息め、この人を推して國主となすべしと、百格ヤクカクをもつて之に妻はす、遂に定議し、百里をもつてし、奉じて具勤とす、その亂乃ち定まりぬ。こゝに於て布庫里雅順、長白山の東、俄漢惠の野、俄榮里城に居り、國號を滿洲といふ(拙著、清朝全史上卷、一〇二——一〇三)。

この感生説については、前輩の解説もあるから省略してよいのであるが、今、更らに考へるに、天女浴池のことは、高句麗以來、滿洲、朝鮮兩民族の間に傳來したもので、東明王篇の河伯三女は、これの三女に相當し、ただ東明王篇の長女なるに反し、これは季女であるといふ。最も興味をもつて知らるゝことは、東明王篇は、浴池を青河に求め、篇の作者李奎報は、青河を

擬するに鴨綠江を以てし、さてその始祖朱蒙を生んだといふ優渤水(澤)は、太伯山(長白山)の南に在りと注してゐる。かく考ふるときは、高句麗の感生傳説は、夫餘(長春方面)からのであるけれども、その建國の久しきにつれ、長白山を中心として、自からに、それを助長發達せしめたものに違ひない。それが、或は分裂し、或は變形して、ひろく滿鮮の野に擴がつたものではあるまいか。もとより、清祖の傳説には、金國の始祖の傳説と思はるゝものも加味せられてゐるし、その三姓といふがごときは、元末明初に於ける建州女眞の家々に傳はつたものかを想像せしむるに十分である。建州女眞は、もと斡朵里・火兒阿及び托温の三萬戶府であり、今の依蘭縣(三姓)即ち松花江のフルハ河を受け入れるあたりが、それに相當する。三天女に古倫の名稱あることは、火兒阿の君長古倫・阿哈出(建州衛)の家に密接したものであるまいか。

三

清祖の感生説が高句麗に由來し、しかして、その根本は、高句麗民族の將來した夫餘の感生説に在ることは、前に述べた。三國志所引の魏略、夫餘の條に、

舊志又言、昔北方有藥離之國者、其王者侍婢有身、王欲殺之、婢云有氣如雞子、來下我、故有身、後生子、王捐之於澗中、猪以喙噉之、徙置馬閑、馬以氣噉之、不死、王疑以爲天子也、乃令其母牧畜之、名曰東明、常令牧馬、(中略)東明善射、(中略)王夫餘之地。

とあるのが、それである。魏略は、この記事を舊志又言として、その書名を示さずにあるが、魏略より遙か以前に編述された後漢の論衡(卷二)吉驗篇には、これと同様の文字があり、尙ほ、これと相並べて、北夷有夫餘國焉、東明之母、初妊時、見氣從天下、及生棄之、猪馬以氣呼之云々とあり、同じやうの感生説が、同じ時代にそれぞれの形をとつて、行はれてゐたことを示してゐる。論衡は、右二國の説話を述べる前に、周の始祖后稷と、烏孫の王昆莫とに、これらと共通説話あることを注意してゐるが、夫餘説話をはじめて讀むものの、誰もが想到するところの感生説でなければならぬ。しかして、これらの夫餘説話が、清朝祖先の感生説に轉じたまでに、その間、幾多の變化を見たことは想像に難くないのみならず、三國史記の高句麗本紀、始祖東明王の條には、東明王篇とは別に左の記事が附加されてゐる。勿論それは夫餘説話の變化の、第一課程でなければなら



ぬのである。曰く其舊都有人、不知所從來、自稱天帝子解慕漱、來都焉、及解夫妻薨、金蛙嗣位、於是時、得女子於太白山南優渤水、問之、曰、我是河伯之女、名柳花、與諸弟出遊、時有一男子、自言天帝子解慕漱、誘我於熊心山下鴨綠邊室中私之、即往不返、父母責我無而從人、遂謫居優渤水、金蛙異之、幽閉於室中、爲日所炤、引身避之、日影又逐而炤之、因而有孕、生一卵、大如五升許、王棄之與犬豕、皆不食、又棄之路中、牛馬避之、後棄之野、鳥覆翼之、王欲剖之不能破、遂還其母、其母以物裹之置於暖處、有一男兒、破殼而出、骨表英奇、年甫七歲、巖然異常、自作弓矢射之、百發百中、扶餘俗語、善射爲朱蒙、故以名云。

と、この説話が、前に掲出した夫餘説話の展開であることは、容易に認められるのである。その展開と視做さるるものは、夫餘説話に、女の感胎をば有氣大如雞子としてあるが、こゝには、むしろ一卵を産出したといふことにした。雞子といふところから、産卵といふ事實を構成したには違ひないが、これらは、夫餘説話に比して、何程かの具體化であるといつてもよい。新羅開國の祖なる赫居世の感生説が、卵生説話にて潤飾せられ、駕羅國記に見ゆる始祖の、六卵説話にて構成せられたる、すべては夫餘系に發源し、しかも、高句麗民族の感生説の波及したものといつても、大差は無い。もし否らずとするも、その根原を同じくしたものと想像は肯はれるであらう。

前に掲出した殷の契の玄鳥の卵が、これら諸民族に影響せるに非ざるかとの疑もあるが、その痕迹は不明である。たゞ清朝開國説話に三仙女が、朱果を口中に含みしによりて云々といふ説話は、ともすると、殷商説話の奪胎であるかも知れない。

四

清の太祖ヌルハチは、明の嘉靖三十八年をもつて、長白山の西撫順の東、黒圖阿拉(トアラ)の地に生れた。秀吉、家康等に後るゝこと十餘年の弟である。その明の大兵を撃破して、名實ともに、獨立國家を成したのは、萬曆四十七年の春であり、天啓七年(天命十一年)の秋をもつて死んだ。太祖既に死し、太宗即位の十年は、即ち清國の崇徳元年であるが、從來の國號たりし後金を改めて清となし、一切の規模を創立した。古くより日本に傳來した清三朝實録の太祖の部分、そのころからの編纂材料を基礎として修訂せられ、その開國説話も、またこの際に取り入れられたに違ひはないが、太祖の生誕に關しては、不思議にも、感

生説は愚るか吉驗ですらも著録されてないのである。明の太祖といへば、平民天子の張本であり、貴族らしい氣分は、些かも見出されない人物であつたけれども、明史は、母陳氏、方娠夢神授藥一丸置掌中、有光、吞之、寤口餘香氣、及産、紅光滿室、自是夜數有光起、鄰里望見、驚以爲火、輒奔救、至則無有といひ、何程かの感生説を纏繞せしめてゐる。漢代織緯家の感生説には感生帝があり、帝王家は、右の感生帝のいづれかに屬すべきであり、吉驗といふときは、感生説話の範圍に入るべきものでないものかも知れない。しかし、同じ清朝に於て聖祖(康熙大帝)には、關帝の化身なりといふ説話もあつたほどであるから、これまで傳へられた太祖の生誕記事だけでいふと、何となく物足らぬ心地がしてならないのである。舊奉天宮殿には、太祖實録圖といふ滿漢兩文に認められた大冊があり、それには、三仙女浴池の圖も、巧みに圖繪されてある。しかし、太祖の感生説話は圖録せられてゐない。さらに考ふるに、その開國傳説とて、夫餘系乃至高句麗系統の感生説としては、構成要素に於て既に缺くところがあり、之を女真人傳來のままと視做すには、尙ほ十分といふを得ない。きりつめていへば、夫餘系であるところの卵生説話は、そのいづこにか織成されてゐなければならぬはずであるが、遺憾ながら、この傳説には、發見されたいのであつた。しかるに、偶然ながら、それが滿洲に於てせず、わが朝鮮に於て見出された。開國説話ではないが、太祖ヌルハチの感生説として、存在してゐるのである。余は、幸にも、その貳個を得たが、まだ外にも採取し得るやも測られない。その知り得たるものの一は、李朝實録中の光海君日記(太白山本に限る)の一節に注記されてゐる。曰く

建州夷酋、佟奴兒哈赤、本名東種、我國訛稱其國爲老可赤、此本酋名、非國名、酋本姓佟、其後或稱金、以女真種故也、或稱雀者、其母吞雀卵而生酋故也、今者國號借稱金、中原人通謂之建州。(萬曆四十二年の條)

と、本文中、今者、國號借稱金とあるのは、「日記」作者の追記であり、老可赤を奴兒哈赤に認めたのも、追書でなければならぬ。ともあれ「日記」作者が、この記事をもつて、萬曆四十二年の條に繋けたところを見ると追記を除いての大部分は、當時の史官によりて既に著録されてあつたといふことを肯定してよいのである。さて、この記録によると、老可赤は本姓を佟と稱し、又は雀ともいつた。その雀といふのは、其母が、雀卵を呑んだからだといふ、立派な感生説である。余は、この説話について、下のごとく考へたいのである。前に掲げた開國傳説によるに、三仙女らが、池に浴し畢りしとき、神鶴ありて、朱果を銜みて季女の衣に置き、季女之を口中に含みしによりて、遂に身めりとあるところの神鶴は、こゝにいふところの雀であり



その朱果なるものは、こゝにいふところの卵でなければならぬのであるが、どちらが、この民族の説話に近かきやを考ふると、開國傳説よりは、太祖の感生説を採りたいのである。余は、これら感生説が、太祖の微時よりして、彼の身上に纏繞しつゝあつたといふことについては、太祖その人の、彼等女真人間に於ける地位を想像し、そこに限りなき興味を覺ゆるけれども、これら感生説の出處は、却て開國傳説の、半島民族間に、流布してゐたといふ事實を説示するものかも知れない。いづれにしても、開國傳説の朱果は、太祖の感生説によりて、訂正さるべきものであるまいか。

第二の説話は、江原道春川郡北山面勿老里に住尼山漢塚と稱する古墳があり、そこに傳來した左の説話である。

昔、汗の祖先の者あり、北山面漢堡里に居住し、他家に傭はれ居たりしに、ある日、一人の地師ありて、主人に告ぐるに、住尼山下一席大の地に大池あり、このところに雞卵を埋むれば、翌夕には必ず孵化して雞鳴を發すべし。必ず之を試むべき由を以てしぬ。主人は、乃ち汗に命じて、雞卵を求め、之を埋めんとせしに、巫ありて之を聞き、雞卵に熱湯を注ぎしかば、山下に至りて之を埋めしも、翌夕に至りて、遂に孵化することなし。地師も主人も、いたく失望せり。翌日、汗、ひそかに生卵を埋め置きしに、翌晩に至りて、果して孵化し、雞鳴を聞くを得たり。汗の祖先なるもの乃ち視て靈地となし、こゝに祖先の墳墓を移ししかば、やがてその子孫より、太祖を生ずるに至れりといふ。(春川郡勢一斑)

この説話の、著しく地方色(朝鮮)に手傳はれたことは、認めなければならぬのであるが、幸にも、雞卵埋地の一節は、清太祖の生誕に關連し、それによりて、何程か、説話の原型を想像し易からしむるのである。余をしていはしむれば、地師は必ず住尼山下の吉地を指し、その地を掘鑿して、雞卵を得たといふのが、この説話の原型であらう。春川地方は、由來、交通不便の峡谷が多いから、或はこの種の舊型説話を傳存しあるやも知れない。かの、墳墓及地師は、夫餘系説話には、全く不用のものである。

五

朝鮮内には、これまで大方に知られてゐる今一個の清太祖の感生説がある。即ち咸鏡北道會寧郡會寧面の西、里許にある鰲池岩に關しての説話である。意譯すれば、左のごとし。

咸北會寧郡の西十五里(韓里)、鰲池岩の地に、土蒙李座首といふ者があつた、年老いて子なく、只一女子あるのみ、大切に育てあげ、風にも當てぬやう深閑の内に圍まつて置いた。一日、その母がフトその娘に注意して見ると、何んだか身もちになつたやうなので、大に驚いて切かに老父に告げ、こんな過を爲出かしては、もう由緒正しい家柄も終りであると愁歎した。老父之を聞いて、大に怒り、如何にも残念至極である。そんな家系を潰すものは、打殺しても飽足らないと、直ちに娘を呼んで、爾ち未婚の女子でありながら、何人を通じてかかる有様になつたか、正直に告げよと詰つた。

娘は答ふるに、少女深閑に長じて何も知りませんが、但だ夜々五更の頃、沈睡してゐる間に、何とも知れぬ物があつて、潛に閑内に忍び入り、下衣を解いて交歡して歸りますが、是はと氣がついて覺るときには、最早門外に出で去ります。毎夜このやうなことがあつて數月にもなりますが、誠に羞かしくて、口に出されないので、今まで黙つてみましたと、よりて泣き出した。(或は云ふ、老類あり、美少年に化けて潛かに小女の閑内に入り、怪術をもつて女の身を動かれぬやうにして交歡して歸るが、未だ、悟られぬ内に、早く門外に出る、こんなことが、毎晩であるけれども、既に身を許した以上は、如何することも出来ない。ある夜交歡の際に、その身體を撫でて見れば、嘴は長く四足があつて老犬のやうである。驚いて推し退けようとしたが、力強くて逆も抗することが出来ない、唯長歎羞恥して父母にも告げないでゐた。其後も屢々來るが拒むことを得ない。然るに四足には爪があり、嘴には腥い臭があつてたまらないから、女子は、潛かに五囊を縫ひ置き、夜來たとき、其四足と嘴とを各一囊づゝに包んだといふ。それで二百年來、北鮮の民俗は、滿清人を稱して五囊犬の遺族だといふのである。會寧の對岸にある一嶺を五囊犬嶺といふのはこれから始つたのであると。)

老父言ふに、そんなら、今夜絲丸を用意して置いて、そのものが歸るとき、その足に繋ぎ、絲を繰り出し、その絲の行方を探りて何物であるかを必ず確めなさいと。娘は其言葉に従ひ、其夜、絲をその足に繋いでやつた。翌日になつて父とともに絲の行通りについていつた所が、近所の池の中に入った。そこで、李座首は、多くの里民を語らひ、溝を通じて桶をもつて、その池の水をかき乾したれば、池の底から一の老類が、足に絲を繋がれたまま出て來たので、皆集つて之を捕へ、撲殺して澤の畔に埋め塚を造つた。其後娘は月滿ちて子を生んだが、頭の黄色な子であつた。殺すに忍びかねて母子のために別室を造りて之れに住はせ、其兒に老類稚と名を付けた。老類稚漸く長じて氣質武強、稟性敏異、水を泳いだり潛つたりすることは、類の



やうである。毎日池の畔に往つて、父の塚を守つて居たが、或る日破れた日笠を被つた一人の客が来て老獺種を訪れ、澤畔につれいつて曰ふに、吾は地の相を見る地師である。今、非常に吉葬の地を得たが、深淵中にあるため、私は之を遂ぐる事が出来ぬ。老獺種曰ふ、何の事か、精しく話さない。地師曰ふ、この澤の深淵中に臥龍石があり、左の角には天子の氣がある。右の角には王侯の氣がある。父の尸骨を裏んでその角に掛れば、其子孫必ず發祥の兆がある。我は左の角に掛るから、爾は右の角に掛けたなら、各其願を遂げるであらうと。そこで、老獺種大に喜んで承諾し、先づ澤畔の父の老獺の尸骨を掘つて、之を携へて淵の岸にいつて、葬儀の準備をして曰ふ、我先づ試みに其石の形を見て來ませうとて、水中に潛つたが、須臾にして出で來り、如何にも先生の言の通りであるとして、左手には地師の父の尸骨を持ち、右手には老獺の尸骨を持ちて淵中に入つたが、忽ち譎計を考へ、手を取り換へて岩角に掛けて來た。地師は、之を覺つたけれども、奈何ともすることが出来ないので、是も天命である仕方が無いと歎じて去つた。其後、老獺種は常に産業を業とせず、只浪浪として水獵をなすのみである。

鍾城郡の南四十里に水洞といふ村がある、其村に一人の娘があつて、其性質頗る快調、氣象は男子に優つてゐた。已に年頃になつたら、婚を請ふものが多いので、父母が之を嫁しようとしても、この娘は不足をいうて、仲々承知しない。老獺種之を聞いて、直に其家に往つて婚を請うた。娘は之を戸の隙から窺ひ見て、呼んで曰ふに、君は、誠に只人ではないやうである。我之を試みようとして出て來て、相並んで小便をした。所が各其小便穴が三寸餘も地を穿つた。そこで承知して婚を許してつれ歸つた。この新夫婦に子が三人出來て、其二郎が即ち後に清の太祖である。陸華龍顔、容貌非凡、兒名を漢と呼んだ。後、夫妻相語り、此地は、永く居る地ではないと、江を渡りて、對岸の漢城觀に移つたのである。今でも、漢が兵馬を養つたところがある。世人の、汗王射臺と呼ぶのは、その時の遺址である。(川口卯橋著……成北雜俎)

この記事は、鮮人崔基南といふものの手記を翻譯したといふことである。同じく川口氏によるに、咸鏡北道咸津地方には、清太祖の説話ではないが、これと類型の説話があると。

六

さて、前掲の老獺説話について考ふるに、鮮人と女直人との合婚を物語つてゐることは、川口氏の指摘するところであるけ

れども、半島には、古より人獸交歡の説話が、ひろがらされてゐたらしい。即ち三國遺事(卷二)後百濟の條に、

古記云、昔一富人居光州北村、有一女子、姿容端正、謂父曰、每有一紫衣男到寢交婚、父以長絲貫針刺其衣、從之、至明尋

緜於北墻下、針刺於大蚯蚓之腰、後因姪生一男、年十五、自稱靑蓋。とありて、その構成が、幾んど老獺説話に一致し、たゞ彼れには、地師や墓地やなど、近代朝鮮の時代色彩が、濃厚に潤飾されてゐるだけである。清の太祖の生誕にかゝる説話の纏繞した理由の一は、外ではない。太祖の諱は、正しくは奴兒哈赤(ヌルハチ Nuruhaichi)であらうけれども、之を老胡もしくは奴兒と呼び、その頭音の「ノ」又は「ネ」を標出することが、鮮人の從來の慣はしである。今この獺は、鮮名 Nuluhi に近い音を有する。女眞滿洲人を人間並に取扱ふことを肯ぜなかつた鮮人たちには、老獺説話は、之を清太祖のそれに排在することが、決して興味がないわけではあるまい。崔氏は、老獺の子の名前に雅 Chi の一字を加へて、太祖の諱に副ふべく、説示してゐる。高句麗好太王碑でも、三國史記にても、朱蒙は河伯の子に當るから、その具體化したものを獺に求めたといふ想像は、寧ろ穿鑿に失するであらう。尙ほ、前掲老獺説話中の五義犬云々のとき、兀良哈の音調を考へて、それに按排したものであるが、當時の鮮人たちの對外思想は、これらにても、一般を料り得るのである。

老獺説話の太祖に關係した第二の理由は、會寧は、朝鮮のいづれの部分にも比して、女眞關係が深刻であつた。前出の清朝の開國傳説によるに、始祖雍順は、長白山の東、俄漢惠の野、俄漢里城に居つたと認めてあるが、右の俄漢惠は會寧の土名吾音會でなければならぬ。その俄漢里城は、幹采里の部族の居城を指し、今の會寧面外の豆滿江に臨んだ地方であつた。明朝にては、當時女眞の名西たりし猛哥帖木兒を許すに、この地に於て建州左衛を創建することを以てしたので、會寧は、事實上、朝鮮女眞、兩屬の地たらんとし、猛哥帖木兒の突然の死によりて、この問題は、解決の運に向つたことがある。清朝にては、肇祖原皇帝を都督猛特穆といひ、どうやら、この猛哥に相當するのである。もしさうすると、今の豊山面(成北)の猛哥洞古墳は、その原墓であり、興京の永陵は、久しき後の移葬であるかも知れない。かゝる歴史的緣由に加へて、もともと、女眞人との交渉事は、西鮮に於てせず、之を後門なる豆滿江方面にて取扱はれてゐたのである。それだけ、女眞人關係は複雑であつたに違ひない。かく觀察すれば、老獺説話が、會寧方面に傳播してゐたのも、將たその説話の構成に、一半の愛と一半



の憎みとを含みつゝあるなど、寧ろ當然であらう。滿洲にて、この種説話の有無は、余は未だ経験したことが無い。

## 二、遼西の争奪戦繼續す

**祖大弼太宗の營を斫る** 遼西の争奪戦は、清人が大凌河の上流より迂回して、北京の背後を衝くの徑路を、幾回となく、利用したに關はらず、依然として繼續されるのであつた。明人は、今や錦州を根據地となし、その前哨陣地をば、今の大凌河店に築き、やゝともすると、廣寧から南下して、營口方面を脅すの勢を示すのである。明人も始めのほどは懦弱であつたが、戦の發展するにつれて、間々大膽な勇士を出し、清人の膽を寒からしめたことも屢であつた。そのことは崇禎四年八月中、清の太宗が大凌河城を包圍したときに、明國の將軍祖大壽の弟に大弼といふのがあつて、一夜壯士五百とともに、太宗の營を斫つて、大弼の白刃は、危くも太宗の馬腹に及んだ。太宗驚ろいて、彼をば「祖二瘋子」といつて居つたとも傳へられるので知れる。明人の觀察も、清人が、假令北京東北を突破して、北京や山東を侵略するにせよ、山海關方面さへ、破れなければ、絶對の危険には陥らぬものであるといふことに、注意を傾けた。明人の此計畫は、大體に於て、一致したが、それには、積極消極の兩様があつた。

**孫承宗の清兵防備策** かくの如く、明の政治家には、山海關確守に於て一致したが、此地點より遙か前方なる大凌河や錦州を固守するの甚だ危険であるといふに注意して、寧ろ山海關そのものを強固にし、その前哨陣地としては、八里舖を撰ばんといふものもある。この意見は王在晉といふ人によりて提倡せられたのであるが、この人は計數理財の上に、恐ろしく綿密な頭腦のあつたところから、主として、戦線の徒らに擴大して、戦費の膨脹せんことを顧慮し

たらしい。孫承宗は、それに、ひどく反對したのである。彼れは、かく考へた。山海關は、關外の諸城を維持するに由つて確守するゝものである、そして、その眼目とするところは、寧遠で、前哨は之を錦州に置かざるを得ない。彼れが何故に寧遠を關外主力の地であるとしたかといふに、寧遠には、その海岸に於て、覺華島といふ海運の寄港地がある。彼れには、その前輩熊廷弼が、かつて、天津と山東の登萊と鴨綠江口の東江鎮とを聯絡して清人を防禦する、之を三方布置策と名づけたことに鑑み、海運と海軍を把握するの急務を感じつゝあつたので、先づ覺華島に重鎮を置くこととした。孫承宗の戰略について、吾人は遼西への旅行の結果、新たな感想を會得したことがある。それは、吾人が、遼東方面から侵入するとして、先づ大凌河、小凌河の併行して南流する地帯に於て、展開した平野を望むを得る。然れども、その平野たる海岸の低地であるので、明代に於ては、尙ほ沮洳地であつたことを想像し得る。それから、錦州附近に到着する、此地方になると、その右方に當りて、大紅螺山の山脈が連互して居る。そして、その山脈は、海岸に併行して山海關方面に駛走するので、錦州及びその南方の丘陵は、此れより以西の狭窄なる海岸道に入るの關門であるかのやうに觀取されるのであつた。狭窄は、今の高橋や、連山に至りて極處に達すると思はれ、それを通すれば、寧遠城に到着する。寧遠と錦州とが、その地方に於て多少の似寄りがあるから面白い、海岸道は、ここで以て又た一個の關門を形成して居るのである。

清兵が、遼西への行軍のかつて營口方面よりせないで、大凌河の上流義州から邊牆を突破し、直ちに錦州の西に出でたことも、又た吾人の知らざるべからざるところである。彼等はかくして、一氣に錦州を陥れんとしたが、いつもながら、その目的は成功するを得ないのであつた。太宗は、ひどくそれに苦心した。錦州の西には松山・杏山の二城



があつて、錦州は、それに援護されつゝある、右の二城の通路さえ断てば、錦州は、自ら陥落する。太宗は、錦州の包圍が、一年の久しきに亘れども、目的を果すを得ないところから、親しく彼我の陣地を熟察し、愈々杏山・松山と錦州との連絡を遮断すべく、命令を一下した。

**松山戦は第二の關ヶ原** 太宗の一下した命令は、果して明軍を驚怖せしめたのである。明の總督洪承疇は、當時山海關から寧遠一帯に重兵を擁して、遙かに錦州の應援をなしつゝあつたが、かくと聞いて、先づ糧餉を護送せしめた。彼れは、寧遠から、高橋・連山・杏山・松山といふ工合に、歩歩陣地を作つて、糧食を運送し、自らは敢へて動かぬ。またかくするを以て兵の上乗であるとしたのであるが、錦州の包圍急を告ぐとの警報は、櫛の齒を引くが如く、輕躁なる中央政府は屢、勅を下して、彼れの出勤を趣かすのであつた。彼れは今や前議を固執するの餘地はない。崇禎十四年五月、彼れは麾下の兵六萬を以て松山に入り、部下八總兵の兵十萬餘は繼いで前進した。清朝の記録によるに、洪承疇の兵、愈々動き出し、本營が錦州に近接して駐屯したと云ふ報知の奉天に到着した時に、太宗は大に悦び、晝夜兼程して錦州に來着し、直に全師を松山と杏山との間に進めた。諸王貝勒は、そこで洪の軍を包圍せんことを提議したのであるが、太宗は笑つてそれを斥けた。彼れは、かく豪語して居る。今日の場合、朕は敵人が朕の純師の來着を探知して、潜かに遁れ去らんことを恐るのみで、倘し天祐あつて、敵兵だに逃れたかつたならば、朕の此敵を破らんことは、恰も犬を縦ちて獸を追ふが如きであらうと。彼れは直に全軍に錦州の西方の大路を遮断せしめ、その附近に堆積してあつたところの糧餉を鹵獲したのである。太宗は、又た松山に進入した敵の行糧は、此ところ五六日を保つに過ぎないものである。今、暫らくちツとして待つて居れば、敵は、自ら退散するであらうと、信じて居つたが、

此觀測は毫も誤たずして、敵は夜間に退却を開始した。松山以西、高橋でも、連山でも、寧遠に通ずる大路上の諸城は、擧げて清兵の陣地に歸してあるので、退却の明軍は、その側面から海岸に壓迫せらるゝこととなり、一時海中の浮屍は雁鷺の如くあつたとまで傳へられる。松山は、果して孤立に苦んだ。翌年(崇禎十五)二月、明人の内應が、城内に起り、形勢は爲に一變し、洪承疇は、敢えなく降服した。此戦は、著名なる松山役で、役後二年を待たずして、明國の亡びたるを思へば、明人が最後の努力であつたことを想像し得るのであらう。禮親王(昭捷)は、その名著なる嘯亭雜錄に、下の記事を收めて居る。

松山既に破れ、洪文襄(承疇)を擒にす。洪は、明帝の遇に感じ、死を誓ひ、屈せず。日夜、蓬頭跣足、罵詈雑言。太宗乃ち清文臣に命じて勸勉せしむ。洪、一語を答へず。太宗乃ち親しく洪の館に至り、貂裘を解いて之に與へて服せしめ、徐ろに曰く、先生冷かなる無きを得んやと。洪茫然、太宗を視ること久し。歎じて曰く眞に命世の主なりと、因りて叩頭して降を請ふ。太宗大に悦び、即日賞賚算なし、百戲を陳ねて賀を作す。諸將皆な悦ばずして曰く洪承疇一羈囚のみ、上、何ぞ之を待つゝの重きやと。太宗曰く吾儕、櫛風沐雨する所以のもの、究竟何を爲さんと欲するぞ。衆曰く中原を得んと欲するのみ、太宗笑つて曰く、之を行者に讐ふるに、君等は皆な瞽目、今、一引路者を得たり、吾れ安んぞ樂まざらんやと、衆乃ち服しぬ。

太宗の此一役が、明國に致命傷を與へたと反對に、自らは得易からざる巨人を收容し得たことは、右の記事で知るを得るのである。松山失陥して、北京は舉朝震駭し、これから暫らくの間、媾和問題が較々眞面目に議せらるゝやうになつた。



和議遂に成らず 明の崇禎帝が、中は流賊に苦み、外は、松山失陥に駭ろいて、中心からして、和議を希望するに至つたことは、兵部員外郎馬紹愉といふものを、奉天に親派したので、窺ふを得るのである。太宗は、群議を排して下の媾和條件を附歸した。

- (一) 和好以後、兩國吉凶の大事は、相互に慶弔すべし。
- (二) 毎年、明國は、兼金萬兩銀百萬兩を清國に贈與し、清國は、人参千斤、貂皮千張を明國に贈與すべし。
- (三) 清國の逃叛人——滿洲・蒙古・漢人・朝鮮人——の明國に至るものは、明國之を清國に刷送し、明國の逃叛人の清國に至るものは、清國之を明國に刷送すべし。
- (四) 兩國の國界を次の如く定む。寧遠と双樹堡との中間の土嶺を明の國界とし、塔山を以て清國の國界とす。乃ち連山を以て遼中の地と定む。
- (五) 互市場を連山に設く。
- (六) 寧遠と双樹堡との間の土嶺界より北、寧遠の北臺に至り、直に山海關、長城の一帶に抵り、清國人の越入、明國人の越出は、共に律を按して死刑に處すべし。海道は、寧遠と双樹堡中間の土嶺より海に沿ひ、黃城島以西に至るを界となす。清國は黃城島以東を以て界となす。双方の越界者は死刑に處すべし。

此六條件は、當時の清國に取りて、寧ろ抑遜の態度に出でたりしを認むる。多數の臣僚は、寧ろ媾和の、徒らに明國に利あるのみで、清國には不利なるを思惟したるの疑はれない。都察院參政祖可法・張存仁・庫爾禪等の言によれば、南朝の内情は、所在の盜賊と饑饉とに苦み、兵力は竭き、糧餉は乏しく、勢、瓦解の外あらず、恃むところは山海關外の九城なるが、これ又已に其四城を喪失し、遼東方面の兵將は已に十の八九を亡ぼせり。若し我國にして再舉せんか、明室の南遷は、必然なり。既に南遷すとせば、黃河以北は、皆な清國の有たらずんばあらず、且つそれ南方

は練兵の地に非ずして、南人は武人として適當ならざれば、錦繡の江山は、全く我が皇帝に屬すべきなり。和議にして成立すべしとせば、黃河を以て界とする、上策なり。山海關を以て界とする、中策なり、寧遠を以て界とする下策なり。彼をして貢物を納れ、臣を稱せしむるは、上策なり、蒙古各衆をして、其舊額を索めしむるは、中策なり、ただ貿易をいふは、下策なりとある。ともあれ、清國では、平和の成立すべきを萬一に預期したるべきであらうが、明國側で和議の衝に當つた兵部尙書陳新甲の不用意から、機事は、意外の邊に洩出し、崇禎帝も、一時立場を失ふに至り、新甲は棄死せらるゝの失態を演じた。新甲死してから、北京廷では、何人も、起ちて媾和を策するものが無いのである。以上は、崇徳七年(一六四二)の秋であつたが、太宗は、媾和の、はかばかしからぬのを見越して、十月再び長城を突破して内地を侵さしめ、直隸・山東の三府十八州六十七縣を陥れ、人民三十六萬口、牲畜五十五萬を鹵獲した事は、翌一六四三年の夏であつた。明の内亂は、かくて益々その強度を加ふることとなつた。滿洲軍が、徐々として奉天に凱旋した日より、約そ一歳、四四年の春三月、闖賊李自成は、遂に北京を陥れ、明帝は、果敢なくも縊死を遂げたのである。

### 三、清の睿親王と史可法

明將吳三桂の請援來る 明國滅亡に前きだつこと約そ半歳、滿洲不世出の英主太宗は、崇徳七年八月、暴かに殞落し、幼冲の順治帝は、即位したのである。清國の側でも、明朝が早晚瓦解するであらうと見定めは着けたものの、斯くも脆かつたとは想像しなかつたであらう。太宗歿後の奉天が、彼れの弟なる睿親王(多爾袞)の手中に在つたことは、



又た吾人の知らざるを得ざるところである。彼れは、一六四四年の春、北京には、かゝりしとも知らずして、兵を遼西に進めたのであるが、中途に於て明の平西伯吳三桂が、乞師の書を手にしたのであつた。吾人は、今吳三桂が、清兵と接近しようとするに至つた経路や、尋いで起つた山海關での會戦や、北京攻取の始末やらをくたたく述ぶることを避くるであらうが、滿洲人の、右、吳三桂乞師の要求に對して、遲疑なく應援したといふことについては、第一に彼等の勇敢なる態度に推服せざるを得ない。唯に勇敢といふばかりでは無い、吾人は、その機智に對して、驚異せざるを得ぬのである。何とならば、彼れ滿洲人等は、今や「征明」の大旗を掲げて、遼西に進發しつゝあるのではなにか、然るにもかゝはらず、彼は、北京の圍賊に陥れられて、明帝の最後の悲惨を極めたといふことを聞知するや、その大旗の「征明」は直ちに「救明」といふ文字に書き易へられたのであつた。女真人の優秀な能力は、此一事でも知られるが、吾人は、此政策の、外ならず、睿親王の頭腦より發したことを認めざるを得ないのである。

**北京奠都の宣傳** 順治元年夏秋の間に、王は、實に次ぎの書簡を當時南京に據つて新たに小朝廷を組織しつゝあつたところの福王の臣僚、大學士史可法に送つたのであつた。

予、向きに濟陽に在り、即ち知る燕京の物望、威な司馬(史可法をいふ)を推すを。後、關に入りて、賊を破り、都人士と相接するを得、介弟を濟班に讖る。曾て其手に託して平安を勅し、衷緒を學致せり、未だ審かならず、何の時を以て達するを得ん。比は聞く、道路紛紛、多く謂ふ金陵に自立するものありと。夫れ君父の讐は、共に天を戴かず、春秋の義、賊の討たざるあれば、則ち故君、葬を畫するを得ず、新君、即位を書するを得ず、亂臣賊子を防ぐ所以、法至嚴なり。圍賊李自成、兵を稱へ關を犯し、手から君親を毒す、中國の臣民、一矢を加遺するを聞かず、平西王吳三桂、東陣に介在し、獨り包胥の哭を效せり。朝廷其忠義に感じ果世の宿好を念ひ、近日の小嫌を棄て、爰に貔貅を整ひ、狗鼠を驅除す。京に入るの日、首に懷宗帝后の靈誠を崇む、山陵に卜葬

する、悉く典禮の如し。親郡王將軍以下、一に故封に仍り、改削を加へず、勳戚文武諸臣、威な朝列にあり。恩禮加はるあり、拊市驚かず、秋毫も擾すなし。方に秋高く氣爽かなれば、將を遣はして西征し、檄を江南に傳へ、兵を河朔に聯ね、陳師鞠旅、戮力同心、乃ち君國の讐を報い、我が朝廷の徳を彰はさんと擬す。豈に意はんや南州の諸君子、且夕を苟安し、事機を審にせず。聊か虚名を慕ひ、頓に實害を忘る。予、甚だ之に惑へり。國家の燕京を撫定せるは、乃ち之を圍賊に得たり、之を明朝に取るに非ず。賊、明朝の廟主を毀ち、辱め先人に及びぬ。我國家、征籍の勞を憚らず、悉く敵賊を索め、代りて爲めに恥を雪げり。孝子仁人、當さに何如か感恩圖報すべき。茲に乃ち逆寇稽誅し、王師暫息するに乘じ、遂に江南に雄據し、坐ら漁人の利を享けんと欲す。諸れを情に撥るに、豈に平と謂ふべけんや。將に以爲らく天塹(揚子江をいふ)は飛渡する能はずと。鞭を投ずれば、流を斷つに足らざるか。夫れ圍賊は、但だ明朝の崇をなせるのみ、未だ嘗て罪を我國家に得ざるなり。徒に薄海同讐を以て、特に大義を伸ぶ。今、若し號を擁し尊を稱すれば、便ち是れ天に二日あり、僞として勦敵となす。予、將に西行の銳を簡らび、旆を轉じて東征し、且つ彼の重誅を釋し、命じて前導をなさしめんと擬す。夫れ中華の全力を以て、制を潢池(圍賊をいふ)に受く、而も江左の一隅を以て大國を兼支せんと欲す、勝負の數や、著龜を待つこと無し。予聞く君子の人を受するや徳を以てし、細人は則ち姑息を以てす。諸君子にして、果して、時を識り、命を知り、庶く故主を念ひ、厚く賢主を愛せば、宜しく削號歸藩、永く福祿を綏くべし。朝廷當さに待つに虞賓を以てし、禮物を統承し、山河を帶礪し、位は諸王侯の上にあるべく、庶くは、朝廷、義を伸べ賊を討ち、滅を興し絶を繼ぐの初心に負かず。南州の羣彦の翩然來歸するに至りては、則ち爾を公とし、爾を侯とし、列爵分土、平西(吳三桂をいふ)の典例あり、惟た執事實に圖りて之を利せ。輒近士大夫、好みて高く名義を樹て、而も國家の急を顧みず。大事ある毎に、輒ち築舎に同じ。昔、宋人議論未だ定らずして、兵已に河を渡りぬ、股鑿となすべし。先生は名流を領袖し、主に至計を持す、必ず能く深く終始を惟へ、寧ぞ俗に隨ひて浮沈せんや。取舎從違、應に早く審に決すべし。兵行即に在り、西すべきか、東すべきか、南國の安危、此一舉に在り。願くば諸君子同じく討賊を以て心となし、一身瞬息の榮を貪り、而も故國無窮の禍を承ね、亂臣賊子に笑はるゝなかれ。予、厚望あり。記に之れあり、惟た善人能く盡言を受くと。腹心を敷布し、明教を竹聞す。江天望に在り、延跋爲に勞す。書、意を宣へず。

**明朝より取らず圍賊よりす** 右、睿親王の明の大學士史可法(道隣)に與へた書簡は、清初に於ける最も異彩ある文



字といはねばならぬのである。久しく滿洲一隅に割據しつゝあつた清國は、愈々山海關を突破して、北京に乗り込んだ。清朝は、尙ほこれから三十年の長い月日を支那本部の統一に費盡して、漸く康熙大帝の三藩撤退で、完了したわけであるが、山海關打入り——北京占領といふことは、或る意味からいふと、たしかに一大階段を劃したもので、太祖太宗の事業は、一とまづ成功の域に到達したものはざるを得ない。そして又此一大關節の時期に際して、縦横の手腕を揮ひ、愛新覺羅氏十二朝三百年の鴻謀を開拓し得たものは、誰れであらう。それは、いふまでもない、睿親王、多爾袞であつた。吾人は、この觀測の下に於て、睿親王の一舉手一投足に、甚深の興味を抱かざるを得ないのである。親王は、太祖の末子であつて、かつては、その慈母大福金は、異腹の息どもに責めつけられ、やがて、殉死を遂げたところの悲哀な生涯を送られたこともある。兄なる太宗は、この意味からいふと、まるで仇敵であらうとも思はれたが、太宗も太宗、親王も親王で、双互に信じ双互に愛し、外難を切り開いたのみか、遂に太祖の鴻謀を擴大して、中原に君臨することを得た。睿親王には、又た出来難い抑遜の徳がある。それは太宗新に殞落して、順治帝(世祖)尙ほ冲齡といふので、中外には此王の自立を勸進するものも、少くはなかつたらしいが、それらには耳を傾けず、王はあくまで幼帝を擁立して、北京遷都を果すことを得た。王の歿後に於ては、王の專擅を怨んだものから、激烈なるクーデターが起つた。王の諡號や、遺族は爲に非常な迫害を受けたのであるが、これは已むことを得ない事情であらう。王を譏諷するものの中には、王と兄なる太宗の寡太后との間に、婚儀を挙げたといふことであるが、兄の妻を弟が承繼するといふ風習は、當時女真人の通例で、別に怪しむにも足りないことである。古の蒙古人(モンゴル)には父の後妻をすらすら、子が承繼したこともある。

さて本文には二個の重大なる要點がある。第一は清兵の討入りは、明人の爲めに已むを得ず、兵を出したので、北京なる首都は、明から奪取したのではないといふ辯解、第二は、明人は、その君主の敵を討伐することに力を出さないで、先づ南京に朝廷を興すといふのは、つまり、南人の私利から出たもので、天下の公義ではないといふ解釋であるが、就中第一の理由たる、清朝建國の一大政策、一大精神であつて、後の明君たる人々が不斷に承繼し來つたものであつた。吾人は此般の巧妙な政策が、支那人の、かつて東夷を以て鄙みつゝあるものどもの舌端から迸り出たといふことに對して、一倍の興味を抱かざるを得ないのである。吾人の考究するところでは、此の檄文の發せられた以前に、睿親王は下の如き檄文を南方に傳へしめた。

予聞く共に天を戴かざるは君父の仇、災を救ひ、患を恤むは隣國の誼なり。洪に惟ふに爾が大明太祖皇帝、胡元を逐ひて、我が仇國を剪り、永世宥民、代々哲王あり。末造に迨ひて、吏偷み民窮し、群盜野に滿つ。然るに、大行崇禎皇帝、恭儉の心を秉り、仁孝の行を弘め、徳高きも勢替り、惟れ日も寧んせず。蠢茲たる逆賊李自成狗盜の雄のみ。鳴張獸視、累世の深恩を忘れ、滔天の大惡を逞くし、血を京師に蹀み、通りて帝后を殞す、宮寢を焚燒し、縉紳を流毒し、金銀を以て營窟とし、百姓を視ること草菅の如し。皇天震怒、日月光なし。大清皇帝、義、同仇に切なり、用て弔伐を申ぶ。六師方に整ひ、蟻衆忽ち奔る、斬賊遺、川盈谷量す、游魂西に遁れしも、日を指して擒夷せん。予用て馬を燕京に息め、黎庶を撫綏す。爾ち大行皇帝の爲めに縶素すること三日、喪祭哀を盡し、證して懷宗端皇帝といひ、陵を思陵といふ。梓宮幸て新に、寢園固を増す。凡そ諸后妃は各禮を以て葬り、諸陵の松柏は探るなく樵るなからしむ。惟ふに爾ち率土臣民、大行皇帝に請致せんと欲する者、我が大清曲體せざるなく、斯誠は崇ありて缺くるなし。宗藩の失職流離するもの、爾が爲めに存恤し、士紳の忠義難に死するもの、爾が爲めに表揚す。後を輕し、賦を薄くし、賢を用ひ能を使ひ、苟も生民を濟する、惟力を是れ視る。爾ち明朝嫡胤遺なく、勢孤にして立ち難し。用て大清を移して此北土に宅し、厲兵秣馬、必ず醜類を殲し、以て萬邦を靖す、天下を富するの心あるに非ず、實に中國を救ふの計をなすのみ。吾爾ち河北河南江淮間、諸勳舊の大臣、節鉞將吏、及び布衣豪傑の忠を懷き義を慕ふもの、或は世々國恩を受け、或は新に異眷に膺り、或は



自ら失ひて王に従ふ。皆故國の悲を懐く、孰れか雪恥の願なからんや。予皆な封爵を吝まらずして、特に旌揚を與えんとす。其の明室を忘れずして、賢藩を輔立し、戮力同心共に江左を保たんとするある、理亦た宜く然るべし、予汝を禁せず、但だ當きに通和講好して、本朝に負かず、彼れ繼絶の恩を懐き、此れ陸鄰の誼を敦すべし。其力の敵せざるを量りて北面歸誠するもの、當きに勁旅を搜りて、我が西征を佐け、或は所屬を削平して、用て以て自ら效せば、開懷延約、功名を樂共せざるなし。來歸の土は、獨復二年、民と休息す。凡そ諸恩典は、俱きに後詔を俟ちて舉行せん。若し國に成主なく、人二心を懐き、或は愚弱を假立して、實に跋扈を肆にし、或は陽に本朝に附し、陰に草窃を行ふの奸究は、此れ皆民の蠹賊にして、國の寇仇なり。予、三秦を定むれば、即ち師を移して、南討し、彼の鯨鯢を殲して、必ずや遺種なからん。嗚呼順逆判ち易し、勉めよや。忠臣義士の心、南北何ぞ殊ならん、同じく皇天后土これ眷せり、天下に布告して、咸く聞知せしむ。

と、此文は、清の實錄に之を收めないが、その睿親王等の手より出でたことは、別に疑を挟むの餘地がない。大意を釋ぬるに、彼は、先づ自己が隣國の爲めに仁義の師を起し、をいひ、さて北京に入りて明朝の嫡胤なれば、已むを得ずして、大清を北土に移せしをいひ、我れは、實に天下を富有するの心あるに非ずして、寧ろ中國を救ふの計をなせしに過ぎずと辯じたのである。傳へらるゝところの史可法の答書は、亦た吾人の一讀を要するものである。その大意左のごとし

我大行皇帝、天を敬ひ、祖に法り、政を勤め、民を受す、眞に堯舜の主なり。庸臣國を誤るを以て、三月十九日の事あるを致しき。可法、罪を南極に待ち、救援策なし。師、淮上に次せし時、凶問遂に來りぬ。地折て天崩れ、山枯れ海泣く。嗟乎人孰れか君なからむ、法を市朝に肆にして、以て泄泄者の戒となすと雖も、亦た突ぞ先皇帝に地下に謝するに足らんや。爾時南中の臣民、哀慟して考妣を喪ふがごとく、撫膺切齒せざるはなし。東南の甲を悉くして、立るに兇仇を翦さんと欲す、而も二三者の臣の謂らく、國破れ君亡ぶ、宗社を重しとなすと、乃ち相與に今上を迎立して、以て中外の心を繋ぎたり。今上は他にあらず、神宗の孫、光宗の猶子而して大行皇帝の兄なり。名正しく言順ひ、天與みし、人歸す。五月初日、駕、南都に臨むや、萬姓道を夾みて歡呼し、聲數里

に聞ゆ。群臣勸進するに、今上悲み自ら勝へず、讓再讓三、僅に監國を允す。臣民間に伏して屢請するに迫り、始めて十五日を以て位を南都に正したり。越えて數日、遂に法に命じて師を江北に視せしめ、日を刻して西征せしめんとす。忽ち傳ふ我大將軍吳三桂、兵を貴國に借り、逆賊を破走し、我先皇帝后の爲に喪を發し禮を成し、宮闈を掃清して、羣黎を撫輯す、且つ薙髮の令を罷めて、本朝を忘れざるを示すと。此等の舉動、振石礫金、凡そ大明の臣子たるもの、長跪北向、頂禮加額せざる無し。豈但に明諭にいふところの感恩圖報のみならんや。謹みて八月に於て、薄か篋篋を治め、使を遣はして師を告げ、兼ねて命を鴻裁に請ひ、兵を連ねて西討せんと欲す。是を以て王師既に發し、復た江淮に次せしに、乃ち明誨を辱うし、春秋の大義を引いて來りて相詰責す。善いかな、之を推言することや。然れども、此文は列國君薨じ、世子應に立つべきに、賊の討たざるありて、其君を葬ふるに及ばざる者の爲に説を立つるのみ。若夫れ天下の共主、自ら社稷に殉じ、青宮皇子、慘變常に非ず。而も猶ほ即位せざるの文に拘牽し、大一統の義の味きに坐せば、將に何を以て人心を維繫し、忠義を號召せんや。本朝傳世十六、正統相承く。自ら冠帶の族を治め、繼絶存亡、仁恩遐被す。貴國、昔、先朝に在りて、夙に封號を膺けしは載せて盟府に在り、寧ぞ聞かざらんや。今心を本朝の難に痛めて、亂逆を驅除す。大義又春秋に著せりと謂つべし。昔、契丹、宋に和して止た歲輸金絹を以てし、回紇唐を助け、原と土地を利せず、況んや貴國篤く世好を念ひ、兵、義を以て動く。萬民の瞻仰、此一舉に在り。若し乃ち我が難を蒙るに乘じ、好を棄て、贊を崇び、此幅幘を規らは、徳を爲すこと卒へず、是れ義を以て始まり、而も利を以て終る、賊人に竊笑されむ、貴國豈それ然らむや。

以上の答書は、當時東南の人士の、幾分を代表したものでがなあらう。彼等は、愛新覺羅氏が、自國のために、闖賊を驅除してくれたことを感謝する。然れども、これに乗じて、中國を取らんとするは、不義である、不信である、春秋の義は、さることながら、それは場合によりけりで、今日の如き、天下非常の事實に適用はされない。自分共には、自ら清國に謝するの道はあると訴へるのであるが、要するに、それは弱者の聲たるに止まつて、正義は恨みを吞まざるを得ないのであつた。文體を見ると、睿親王の書は、堂々乎たる興國の大文字、力量精彩、突々として六合に薰灼するを思はしむるが、反對に、史可法のそれは切々たる亡國孤臣の泣言であつた、明季の文豪侯朝宗が書いたといふが、そ



れは信ぜられよう。

#### 四、康熙大帝の以漢制漢策

長白山下の一簷谷から振ひ立つた清朝は太祖・太宗・世祖の三代に至りて、支那を平定したことになるが、その事実上の統一は、康熙大帝の時代に行はれたといはねばならぬ。順治帝(世祖)は、もとより、北京に首都を選した皇帝であるから、歴史は、この帝の時を以て、一階段を劃したものと視るのであるが、清朝の權威なり、兵力なりで、十八省を征服したといふのではなくして、その南方諸省に加へられた兵力には、明國の降將があつて、それらからは漢人から成り立ちつゝあつた兵力の、大集團を握つてあつた。降將といへば、既に滿洲に臣隸したことの意味に解せられるが、彼等からいへば、清朝の皇帝をば、番夷の一酋長か何か位にしか思つて居なかつたのであるから、信服なといふことは、もとより、一時彼等の兵力を利用してやらう位に受取りつゝあつたので、その態度は想像に餘りあるものであつた。それら大集團の主もなものを擧ぐれば、廣東には尙可喜あり、福建には耿精忠あり、それらと相呼應する巨魁は、雲南なる平西王吳三桂であつた。

**撤藩問題の根由** 吳三桂の清朝に於ける位地は、彼れが清兵を山海關に引き入れて、北京遷都の前驅をつとめたといふ功勞、明の最後の帝、永明王を緬甸で擒にし、ついで虐殺したる武勳、それやかれやで、雲南に封ぜられたのであつたが、尙可喜と耿精忠とは、それと事情を殊にし、廣西の桂林で縊死を遂げた孔有徳と尙可喜と精忠の祖父なる仲明とは、太宗の時代に、山東から運ば込んで來た毛文龍の舊部であつて、當時の金國、即ち清朝は、彼等漢人の投降

によつて莫大の利益を得たのである。著名なる漢軍旗人の基礎も、葡萄牙砲の利用なども、實に彼等の兵力と知識とによつたもので、清朝からいへば、これらが開國進取の一段落、漢人からいへば、外人利用の一階段をなしたものといはねばならぬ。清朝が、爾後戦伐に於いて著るしい、發展を擧げたことは、いふをまたぬのであるが、その發展につれて、彼等の勢力は、この新しい帝國の上に加はり、遂に北京・南京占領の後、廣東、福建をば、彼等漢人の自由に一任せざるを得ざることとなつたので、彼等は、遂に雲南なる吳三桂と聲援を通じた。彼等は、王號を稱へた藩國であつたから、いはゞ儼然たる諸侯であつた。彼等藩王を除かざれば、統一は行はれない。如上吃緊なる問題は、先づ年少なる康熙大帝の初政に現はるゝに至つたのである。

**北京政府の財政困迫** 革命後の民國政府が、その地方から取り上げる財賦に圓滑なるを得ないと同一に、強兵を擁して、南方の諸侯國から租税を徴するの不可はいふをまたずして、揚子江の豐沃な地方に於ける租税までも、三藩に強取される。兵力上から視た耿と尙との二藩も、北京の大に顧慮するところであつたが、吳藩となると、常備兵十萬を下らなかつたのみならず、西藏方面に貿易の通路を開いた結果、南方では、從來不足を告げて居つた馬匹も充足するといふ工合、順治の末年からのことでもあらうと思はれるが、その地方で任用する官吏は、中央の吏部や、兵部に掣肘されないで、吳三桂自ら任免黜陟した。西選といふ名稱は、平西王の任用といふことであるが、一時西選の官が到るところに分布されたといふ。戸部即ち財政に關しては、順治の末年の報告であるといふのを見るに、雲・貴二省一歳の俸餉は、九百萬兩といふ評判、それに福建、廣東、二藩の軍費を加算すれば、優に二千萬兩を越ゆる。清朝第一流の史家魏源のいふところによると、天下の財賦、半ば三藩に耗すとあるが、中央一歳の収入が三千五百萬兩



から四千萬兩であつたらうと思はれるから、魏源の説は、首肯すべきであらう。

**撤亦反し不撤亦反す** 種々なる論議、種々なる異論、前途に横はる戦亂より招致する危険を犯して、大帝は、三藩回撤の命令を下した。清朝の歴史によると、清廷の多数は、疑惧の間に在つたので、撤藩の建議者某々を斬りて、吳藩に謝せんとまでいひ出したものもあつたが、帝は斷然としてそれを斥ぞけ、藩鎮にして、久しく重兵を握るは、尙ほ人體に癭を養ふごとし、今若し早に及びて之を除かざれば、何を以てか後を善くせん、況んやその勢の已に成るに於てをや、撤するも亦た反し、撤せざるも、亦反す、若かず先發して之を制せんにはといつて、立ろに移藩令を與へたといふ。康熙大帝には、定めて、西漢に於ける吳楚七國撤藩の亂を想ひ起したことであらうが、彼れは當時の獻言者、明珠、米思翰を擬するに厠錯を以てするの、愚を學ばなんだ。大帝は實に景帝の徳を行ふに、絶代の明智を以てしたのである。大帝は、吳三桂の機先を制し得た。

**八旗兵力の強疑はし** 吳三桂の兵威が、一時燎原の火の如くして、西南六省雲南・貴州・四川・湖南・廣西・福建は、繼いで敵手に陥つた。彼れ三桂は、四川・湖南の豊富な糧餉を採り、雲南の銅で通貨を鑄、貴州の木材で巨艦を作らしめ、洞庭湖東西の地を占領した。滿洲兵は、その東進を阻止せんとして、第一線を荊州・宜昌・武昌に進めたけれども、何人も揚子江を渡りて、敵の根據地たる長沙を衝かうとするものなく、あべこべに、三桂大舉東すと聞いて、その新式の武器であつた大砲を荊州城内に埋めて遁出したこともあつたといふ。清兵は、北人から成つて居るので、南方の澤國には、不得手であつたこともあらうが、康熙十二年から二十年まで、大約七八年の久しき、滿洲軍は三桂の死ぬるまで、一步も湖南の内地に踏み込むことを敢てせなかつた。そのことは、戦終へてから、大帝が滿人

の諸將を資付した上諭でも、想像するが、此の事實を基礎としていふことになる。八旗の兵力といふものは、明國の内亂に乗じて、疲弊した人民と、困憊した軍隊とを壓服するには、十分餘りあつたが、吳三桂のやうな訓練を経た兵との對戦には、卓越して居ないといふ結論になる。吳藩の失敗は、兵力の不足ではなく、戰略の罪であつたことは、彼れ三桂が、長驅して北京を衝くの正攻を採らず、徒らに江西や、四川の北部を争ひ、自ら湖南一隅の地を保守して居つたのでも知ることを得よう。果して然らば、三藩の亂を平定した原因は、何れに在りとするか、魏源は、それらの質疑に對して四個の要點を指摘し、第一は、首に撤藩を議せし人々を咎めなかつたこと、第二は西藏なる達賴喇嘛の居仲調停に従はなかつたこと、第三は諸王貝勒の罪を寛貸せなかつたこと、第四は、漢人を激勵したことの數端に在るといつて居る。いづれも重大な理由があるが、吾人は最後に指摘した漢人激勵の一節は、大帝の戰略の極めて巧妙な手段で、又た最も重大なる原因であつたことと觀察する。

**趙良棟は偉男子なり** 清廷が、康熙の初年に於て、漢人排斥の傾向を示したことについて、吾人は、徒らに漢人の集團をして結束を強めしむるに過ぎないといふことを願慮したが、さて愈々開戦となつて、兩軍砲火の間に相見ゆることとなつて視たら、更らにその内面即ち八旗兵力の不十分なことを呈露して來た。八旗は、常勝であるとの評判は久しいものでもあつたらうが、鋭敏な大帝は、早くも、此點に注意して、一段の考慮を費したのであつた。吾人は、かつて下の意味を公にしたことがある。

滿洲兵力の柔懦に赴きて、何人も、正面より吳藩を討たんとするものあらざりし以上、何等か別に思慮するところなかるべからず。康熙帝は、茲に於てか、綠旗を激勵するの論文を發したり、曰く古より漢人の叛亂は、たゞ漢



兵を用ひて勦平せり、豈滿兵の助戦するあらんと。此巧妙なる辭令は、一面に彼等滿人の缺點を彌縫し、一面には、大に漢人より成れる綠旗の將卒を奮興せしめたり。一代の名將趙良棟・王進寶・孫思克の陝西に奮へる、蔡毓榮・徐治都・萬正色の湖廣に奮へる、揚捷・施琅・姚啓聖・吳興祚の福建に奮へる、李之芳の浙江に奮へる、傅宏烈の廣東に奮へる、何れも漢人激勦の効果に外ならず。雲南を陥れしに當り、諸將の鹵掠太し、獨り趙良棟は、所部の一騎をして、掠奪するあらしめず、藩軍の簿籍を編じて、朝廷に上つりし如き、眞に歎賞に値す。帝が歎じて趙良棟は偉男子なりとせしも、宜ならずや(拙著清朝全史上卷四七二頁参照)。

この事實を基礎として、考察すると、大帝は、清朝の建國の大方針であつた滿漢箝制といふ上に一步を進めて、漢人相互に箝制せしむるといふ政策を採つたので、吳三桂が擧兵の目的も手段も、爲めに畫餅に歸することとなつた。吾人は、この政策を名づけて假りに以漢制漢策と呼びたいのである。

**貝勒尙善吳三桂に檄す** 當時、貝勒尙善といふ滿洲將軍が、吳三桂に檄して、その擧兵の口實が無いといふことを論告した滿漢兩様の文字がある。内閣文庫の藏本で、徳川時代に、編纂された華夷變態といふ明清變革當時の外交文書には、吳三桂が、福州の耿藩に寄せたと思はるゝ征清の檄文がある。この檄文は、從來日本のみにあつたもので、近く支那へも傳播したらしい。吾人は、此等兩面の文字を讀んで見ると、各々の主張とするところ、理由とするところが視えて、餘程面白い。吳三桂は、こんな肩書で檄文を出して居る。

原鎮守山海關總兵官、今奉旨總裁天下水陸大元帥興明討虜大將軍吳、天下文武官吏軍民人等に檄して、知悉せしむ、本鎮深く明朝の世爵を叨りにし、鎮を山海關に統べし時、李逆亂を倡へ、賊を聚むる百萬、天下に横行し、旋ち京師に寇せり。痛い哉殺皇列

后の賓天、慘なり東宮定藩の顛踏、普天の下竟に義に仗りて師を興し、勤王討賊するなし、傷いかな、國運、夫れ何ぞ言ふべけんや。本鎮獨り關外に居り、矢盡き兵窮り、涙乾いて血あり、心痛みて聲なし、已むを得ず血を敵りて訂盟し、虜に藩封を許し、暫く夷兵十萬を借り、身、前驅をなす。將を斬り關に入れば、李賊逃遁せり。夫れ君父の仇は共に天を戴かず、誓ひて必ず親ら賊帥を擒にし斬首して太廟に獻じ以て先帝の靈に對せんとす。幸にして、賊の巨魁首を授けたれば、正に擇びて嗣君を立て、封藩割地、以て夷人に謝せんと欲せり、意はざりき、狡虜遂にしかく天に逆ひ盟に背き、我が内虚に乗じて、燕都に雄據し、我が先朝の神器を竊み、我が中國の冠裳を變ぜんとは、方に拒虎進狼の非を知れども、抱薪救火の誤を挽するなし。本鎮刺心嘔血、追悔及ぶなし。將に反戈北伐して腥氣を掃蕩せんと欲せしに、適々二皇親の太監王と先皇の三太子を奉抱せしに會せり。太子年甫て三歳、股に刺して記をなし、寄命託孤、宗社を是れ頼めり。姑らく泣泣隠忍し、未敢て輕舉せず、故を以て窮壤に避居し、養晦時を待ち、選將練兵、密かに恢復を圖る、蓋し三十年なり。茲に彼の夷君の無道なる、道義の儒、悉く下僚に處り、斗符の輩、咸な顯職に居る。山慘に水愁ひ、婦號び子泣き、以て群星流隕、天、上に怨み、山崩れ土裂け、地、下に怨むを致す、本鎮仰ぎて觀、俯して祭するに、正に伐暴救民、天人順應の日なり。爰に甲寅の年、正月元旦を卜して、恭く三太子を奉じ、天地に祭告し、恭く大寶に登らしめ、元を周咨と建つ(華夷變態)。

魏源は、此の檄文を讀んで居らなかつたので、三桂が、最初から興明討虜といふ大看板を掲げたとは、思惟せない。たゞ自己の位置保護や、野心やらで以て、擧兵したかのやうに書いてあるが、それは間違ひであつて、彼れ三桂は、不用意にも、朱三太子といふ明の宗室を奉じ、周咨元年なる年號を創建して兵を擧げたのであつた。朱三太子といふものの眞偽は、何れにせよ、かれが興明を以て標榜したことは甚しい失策であつたことと思はれたが、果してそれは貝勒尙善の檄文に現はれて居る。尙善は、定めて、以上の檄に答へたものであらう。乃はち尙善は、蓋し聞く殿下、勝國(明朝を云ふ)を以て口實となすと、果して然らば、亦人臣の當さに然るべくして、舊君の忠を忘れざるもの、設し果して勝國の舊君に忠を納れんとならば、殿下(吳三桂を云ふ)宜しく我清朝の爵土を受くべからず、宜しく永曆(永明



王を云ふ)の干戈を倒すべからず。既に已に舊君をして噓類ならしめ、而も自ら利達を求めて、我朝に臣僕し、恩寵を疊承せり。今復た回心轉慮、忠を舊君に納れんとする。果して何の心ぞや(清朝全史上卷四六二)、といつて、興明討虜なる彼れの看板は、薄弱なる一片の口實に過ぎないといふことを冷笑し、且つその行動の矛盾を痛撃した。一部の傳説ではあるが、吳三桂が、永明王即ち永曆帝を雲南から以西に追撃したときに、同じく、明の降將で清廷に重用されつゝあつた洪承疇が、人をして三桂にいはしめたのに、公と我とは、今相共に滿洲に附屬しては居るが、それは一時の手段である、公の永明王を追ひ廻はすことは、必ずや寛大なるべきであらう、我等は、曠日彌久、以て天下の變を待たざるべからずとあつたが、三桂は、粗心にも、之を用ふることを得ず、遂に緬甸の役があつたといふものもある。信疑は、今断定し難いが、三桂が、耳を掩うて鈴を盗むの陋態は、支那奸雄の常態とはいへ、たしかに清朝の術策に陥られたもので、吾人をしていはしむれば、緬甸の役たる、清廷が漢人を以て漢人を制した政策を認めざるを得ぬのであれば、康熙大帝の採用した漢兵を以て漢人を討伐せしめ、滿人は、自らその圏外に立ちて、別に優勝な位置を占めんとする政策は、太宗の漢人操縦に手心を覺えた時代から、既に發源して居つたものといはねばならぬのである。

**漢人利用は契丹人の故智** 支那を統治するには、漢人を利用するといふ方法の、この民族に、有史以來近接しつゝある東蒙古の民族間に早くから會得せられつゝあつたことは、吾人が慕容氏の創業に預つた漢人や、蒙古帝國の支那統治に最初から加はつた支那人やの位置の、重要がられて居つたことでも、推知するを得るのであるが、滿洲の君主をして、此種の政策に、縱横の手腕を發揮せしめたる直接の源流は、定めて、遼即ち契丹人のそれに負ふことの至大

なるものがあるであらう。契丹人は、その太祖阿保權の時代から、韓知古とか、韓頴とか、王郁とか、王奏事とかいふ漢人を手馴けて帷幄に與らしめた。阿保機が、その八部併呑の手段も、それから漢人の知識に聽いたこともあるほどで、愈々その國が、南方支那に手を著けてからは、一倍に漢人利用をやつたものである。遼の官制には、歴代に無い制度があるが、その中に、官術を二分して、一を北面といひ、一を南面といつて居る。この南面は、中國人招徠の目的のために設けられたのであつて、北面が専ら兵機武詮羣牧といふ工合に、あらゆる契丹の軍馬を掌握し居るものとは全然面目を異にして居る。尤も、後になつてから、南面にも、漢人から成り立つ兵馬を司らしめたことがあつたが、大體に於て、契丹は、南方漢兒を取り扱ふには、漢人の力を利用するといふ政策でやり來つたことは、明瞭なので、太宗が後晉の天福八年中に、兵をその國に加へた時に、趙延壽といふ漢人をして、漢人の兵を集めて、敵地に向はしめた。彼れ太宗は、延壽に中國經略の重任を委ねて、若し之を得れば汝を立て、王となすべしといひ、晉人に延壽を指して、之れが汝等の主人であるといったことである。宋の司馬光は、此の事實を指して、延壽は、契丹主の言を信じ切つて、遂に契丹の爲めに、中國を畫取するの策を爲したといひ、胡三省といふ史家は契丹は中國之將を用ひ、中國之兵を將ひ、以て晉を攻めた、まるで、寇に兵を藉し、盜に糧を齎らしたもので、中國はこれから、夷となつた。延壽は契丹主に愚弄鼓舞せられ、死に至るも悟らなかつた。嗜欲の深いやつは、天機が淺いものであるといつて居る。これらは、清の世祖が、吳三桂を煽て、明の最後の帝を緬甸まで追ひ込めたと同じの筆法であつて、康熙大帝の綠營鼓舞も趙良棟や張勇等から視れば、愚弄されたものといふことも出来る。趙延壽といふ惡玉を縱横に使ひこなした契丹の太宗の手腕は、前節についても知らるべきであらう。



## 第七 滿洲交通大系の變遷

### 一、 滿洲の道路と季節

滿洲の交通路は、若し現狀を以て、その上代を推測し得べしとすれば、大體に於て不良であつたといはざるを得ない。滿洲の道路は、今日の如く季節によつて變化が著るしいとすれば、その上代に於ても、同様の事實を認めざるを得ない。滿洲の旅行に實査を遂げたものの報告には、下の記事がある。

滿洲の道路は、季節によつて著しい變化がある。一年中、十一月より翌年三月に至る大約五箇月間は、全地面凍結し、江河は至る所、自然の橋梁となり、道路に泥濘なく、道路外の地、又た悉く赤裸々の空地であるから、地盤凍結して、隨意に進徑の方向を定め得べき便宜がある。滿洲に一年の交通運搬の、悉くこの季節に行はるといふことは、全くこの事情に因るものであらう。滿洲は、又た降雪量が極めて少く、平地に於ては四五寸を出づること稀で、偶々山地に於て、尺餘の積雪を見るも、交通上殆ど障害とならざるのみならず、却て櫓の運行に便せられるのである。右の如く滿洲の冬季は、一箇年の交通期であるから、大小道路共に頗る交通頻繁で、貨物滿載の火車を見ざるの地がないといつてよろしい。之が爲めに各要路の沿線には、大小旅宿を開設し、各地の市場は、此半箇年を以て、一箇年の生計を立つるの狀態に在るを普通とする。

之に反して、三月に至り、解氷期に際すれば、降雨により、道路は忽ち破壊し、六、七、八の三箇月は、雨季に入り、一年中、交通最も不便であるが、九月に乾燥期となれば、漸次往來を容易ならしむる。道路は、降雨後著るしく破壊して、殆どその舊態をといめない。唯だその起點と終點とは、以前の狀態を存するけれども、その中間の道路は、新に開通せられることがある。故に時として、其の一部或は方向を改變し、今年往復盛なるものと雖も、道路上、若干の崩壞、その他、種々の原因により、次年は、變



道となることがある。又た往々夏季とは、車道を殊にするところがあるから、それは注意を要する。概して、冬季は、土地の性質上夏季に於て深く轍痕を印せられたる凹凸の道路も、漸次土塊を破碎して、自ら平坦な良道に化するに至るので、他季節中通過し得ない地方でも、運動は容易になることもある。

以上の記事は、過去の滿洲に起つた大行軍、大遠征といふやうな出来事の、何れも秋晩か冬季か、否らざれば、春初に行はれたことを併せ考ふべきであらう。かの魏の將軍母丘儉が渾河の河孟から鴨綠江の上流を横斷して遠く朝鮮の東海岸に出でたことや、近いところで、清の太祖の松花江上源地方を繞つて、東海岸に遠征軍を送つたことの、凡て秋冬もしくは春初を擇んだことは、主として滿洲の交通路が、その季節によりて、司配さるゝといふ原則に重きを置いたもので、反對に、唐の太宗の、高句麗遠征軍の失敗に歸したのは、種々の原因の數へらるゝにせよ、主なるものは、滿洲の雨季に出會して、行軍道の自由を缺いたといふことにあるであらう。

## 二、遼西道及び其の變遷

燕人に開拓せられし最古の道路 滿洲の開拓が、最初に直隸人によりて經營されたといふことは、支那本部と滿洲とを連接するところの道路について、豫め考量せらるべき問題である。直隸人即ち燕人の首都は薊（北平）に置かれ、新開拓地たる遼東方面には、襄平を今の遼陽附近に設定したが、兩者の連絡の遼西に由つたことは、これ又たいふを須ひざるところである。吾人は、この間の道路を綜括して遼西道といふ。然らば、今日の如く、海岸道を辿つて、山海關から、天津方面に出づるものが、本道の幹線であるかといふに、それは全然殊つて居るのであつた。古の遼西道

は、北京から、東北向し、喜峯口あたりより、熱河の南方に出で、恐らくは、今の平泉を経たであらう。何とならばそこには燕人により、創建された右北平郡の首府たる平剛といふ城があつた。彼等は、これから、尙東北向して、建昌を横ぎり、東、大凌河の上流に到達したのである。大凌河といふ河は、上代には渝（楡）水として知られたが、後にはその上流だけが白狼水と呼ばれたことがあつた、白狼といふのは、バイランといふ北語楡樹の音譯であると思はれないでもない。大凌河の上流で、今の大城子ヤト羅尺、太平房などいふところは、當代必經の順路であるであらう。かくして彼等は、今の朝陽に到着する。前漢代には、その附近に、遼西郡の首府たる且慮縣と、後代に至るまで著名なる柳城縣とが設定せられつゝあつた。彼等は、此地點より大凌河に沿うて下だり、今の義州から、錦州に出づるか、さもなくば、直に今の廣寧に出で、遼河の下流を横斷して、襄平に到着する、以上は實に遼西道の幹線で、漢人の開拓された最古のものであつた。

然らば、上古に於て今の山海關による遼西道は、使用されなかつたかといふに、一二の特別の場合の外、一般の通路たる性質は、かつて發見されたことがない。特別の場合といふのは、後漢の末期、公孫氏の襄平（遼陽）に據つて霸を唱へた時に、北京方面から曹操によりて派遣せられた將軍母丘儉は、碣石を越えて遼河の右岸に到着した。この碣石といふのは、今の深河の下流海邊に在つた石山のことであるから、此行軍が今の山海關に由つたと想像するを得るのである。吾人をして臆斷をいはしむれば、上代に於て、山海關から、今の錦州に達する地帯は、大紅羅山の山脈が直に海波に洗はれたので、旅行者は、それら山脈の脚痕を辿るに過ぎなかつたのであらう。母丘儉の用兵の如きは、正さに、奇兵を樵徑禽路に走らせたといふに過ぎないのである。更めていふが、支那の記録の上で、此地帯が用兵の



要路として、散見するに至つたのは、西晉の末期から、東晉時代に始まるのであれば、この時期に入つてから、狭長なる土地が海岸に沿うて幾分なりと積成したと見ることも出来る。

**柳城道梗塞せらる** 遼西道は、一に柳城道とも稱せられる、それは、この道路の幹線が、柳城を經由するに因つて得たことであらう。本道が、支那人にとりて滿洲方面に對する唯一無二の交通路であることは、右の次第であるが、後漢代の初期よりして、烏丸といふ東胡の一種族がシラムレン方面から南下して今の長城以北に割據した結果、大凌河の上流は、忽ち彼等に占領せられ、遼東方面の拓殖は陸路によつて、直隸方面との連絡を支持するに甚しい艱難に陥つた。後漢の光武帝は、それらの缺陷を補はんとて、遼東をば、山東の行政區域に收めたといひ、後になつて、再び直隸方面に復歸したといふが、果して、どの程度まで實現したかは、寧ろ怪まざるを得ぬのである。漢代といはず、支那人が此方面を恢復するに努力した形迹は、斑々として窺ふことを得る。一例をいはず、曹操が後漢の末に於て、北京方面から、親しく烏桓征伐に向つたことがあつて、その兵は、遂に今の朝陽附近に到達するを得た。烏桓は、たしかに、甚しい打撃を受けたらしい。然れども、それは一時であつて、漢人と北族との疆界は、盧龍塞道に限らるゝこととなつたのである。盧龍塞は即ち今の喜峯口一帯に外ならぬ。

柳城道が、北族の發達につれて、全然漢人の手を離れたことは、再びこゝにいふまでもない。鮮卑の一種なる慕容氏の如きに至りては、唯だに交通路を占奪せるのみならず、柳城一帯に於て、首都を創建し、著名なる和龍宮は、今や東西種人會同の衝と化した。柳城道の喪失は、長へに遼東放棄の宣言であらねばならぬ。遼河流域は、かくして數世紀の久しき、北人の占領に歸したのである。

**唐の太宗の行軍路** 支那は、隋・唐の時代に入り、再び柳城道を收むるを得、唐の太宗は、親しくその六師を此の交通路の上に輝かしたのであつた。太宗は、臨榆關から大凌河の上流に兵を進めたと傳へられるが、これは漢代や三國の代に比して稍々東方の豁谷を擇んだものといふことが出来る。臨榆關といふところは、今の山海關の四十里ほどの地點に在つたので、太宗は、それから東北向し、松嶺山脈の一部を通過して、大凌河の上流に出でたのである。臨榆關は一に榆關とも書かれ、唐代では、契丹來寇の門戸であるかのやうにも思はれるから、その要衝であつたことは、想像される。松嶺山脈の一部を通過するといふことも、容易ではないが、太宗の何故に此道を選んだかといふことは、依然山海關方面の道路が、大軍を遣るに不十分であつたことに原因せざるを得ない。五代史の一節に「幽州(北京)を距る北七百里に榆關あり、關の東は海に臨めり、北に兎耳・覆舟山あり、山皆な斗絶す、海に並び東北に路あり、狭くして僅に車を通ず」とあるので、當代尙ほ海岸道の孔道となすに足らなかつたことを會得するであらう。太宗は、かくて柳城に到達した。これより以東は、大凌河を下ること略ぼ前代と相違はないが、遼澤を渉るに於て、ひどく艱難に陥つたのである。唐書によれば「遼澤に至りしに、泥淖二百餘里、人馬通すべからず」とある。唐軍の渡河點の何處であつたかは、明白でないのを遺憾とするけれども、太宗が、行軍の季節を誤つたことは、此遠征の効果を減殺した第一の事情であつた。

### 三、山東・遼東及び朝鮮との交通

**漢人益、東出す** 既に遼河流域の沃土に根據地を置いた漢人に、その東方への進出は當然であらねばならぬのであ



る。燕人が襄平を置いたのは、昭王の時代であると思はれるが、彼等は、大摩天嶺の山脈を越え、鳳凰城あたりから鴨綠江に到着し、その河名をば、馬警水といつて居る。支那人のコロニーであつた箕子朝鮮が、此時を以て襄平（遼陽）方面を脅かしたことも想像され、燕人は、その名將秦開の統帥の下に、長驅して半島に報復戦を試みたらしい。燕人の當時に剽取した疆界の、何處であつたかは、多少の議論の今に決定せざるにせよ、公平な史家は、その鴨綠江を越えたことに一致するであらう。遼東と半島との陸路は、この時代に於て十分に開拓されたといふことが出来る。遼東以東北、即ち吉林の方面はどうであるかといふに、これ又たその地方の民族の漢人への貿易やら、朝貢やらで、著しく開拓されたことと思はるゝが、肅慎人とか、その後たるべき挹婁人とかの記録が、不十分なので、戦國人や秦人との交通の何様であつたかは、明確に指摘するに由なきを遺憾とする。之れに反し、支那本部では、漢の武帝の代になつてから目覺しい朝鮮への進出が行はれた。

**商人に開拓されし遼東道** 武帝が、箕子朝鮮の後を繼げる衛滿朝鮮を併はせた次第は、別に言ひ及んだが、此の征伐の動機が、滄海郡といふ屬郡をば、朝鮮の東海岸に設定したことに始まるから面白い。一寸考へて見ると、武帝のこの處置は、餘りに突飛であらねばならぬ。漢は、未だ鴨綠江の上流や、大同江の流域さへ、征服し終はらざるに、突如として、江原道や咸鏡道の南半に屬郡を設けるといふことは、殆んどあり得べきことでないといふものもあるが、吾人をしていはしむれば、それは、漢人の從來の政策を知らざる誤想からの見解である。吾人は當時の記録として推重されるところの史記や漢書によつて、下の如きの事實を探り得た。それは、武帝が滄海郡なる屬郡を置いたといふ次第は、外ではない。漢には、彭吳といふ賈人があつたのである。彼れは、遼東方面から、濊人や靺鞨人の據りつゝあ

つた地方に、行商を試みたのであつた。賈人といふことについて、一言を挿みたい。支那では、漢代に於て、天下の百姓を四民といはないで、五民といつて居る。五民とは士・農・工・商・賈をいふので、商と賈とを區別し、併に他の四民と同様に指別さるゝところを見れば、賈即ち行商が、當時いかに勢力をもつて居つたかが想像されるのであらう。然らば、賈人が、いかにして、漢威のかつて及ばない地方にまで侵入したかといふに、史記や漢書に明文はないけれども、それは賈人が齋らすところの財物が、土人の慾望を吸引したこと、及び賈人等の組織するところの隊商が相當の兵力をもちつゝあつたことに因るであらう。吾人は、かの張騫の西域に使したといふことにすら、幾分賈人の色彩を認めざるを得ないのである。賈人彭吳のこの旅行は、いふまでもなく、靺鞨人や濊人の漢へ對する歸向心を促がした。酋長南閭といふものは、かくて、その戸口の名簿を遼東に齋らしたといふが、これが即ち滄海郡設定の緣由であるのである。

**樓船將軍の航海路** 武帝の朝鮮征伐には、尙ほ一の、新たらしい事實があつた。それは、支那人が、東方進出に、かつて利用したことの無い海師をば、これに應用したのである。史記によるに、この海師（海軍）は、山東の登州あたりを根據地としたもので、多分はそれから、廟島列島を飛石つたひにやつて来て、朝鮮海に向つたのもがなあらう。樓船將軍とは、統率者荀彘に與へられた名である。武帝の戦略は、その昔、燕人が、遼東方面の陸路のみを使用したことに比較して、一段の進歩であるといはざるを得ない。衛滿朝鮮の根據地は、大同江以南にあつたと思はれるが、武帝は、海師をば、列水の河口に向はしめ、同時に陸兵は、鴨綠江方面から、行く／＼その沿道を陥れたのであつた。海陸兩軍の間には、意志の疎隔やら、行動の不一致といふことやらで、長い間、包圍のまゝであつたが、首都王險城



は、遂に陥落した。武帝のこの戦略は、後世支那人の模範を示して、西紀六一二年代に、隋の煬帝に計畫された平壤攻撃でも、六四五年代に開始された唐の太宗の高句麗征伐でも、たとへ十分の効果は、奏せざりしにせよ、全然同一の徑路を辿つたものといふことが出来る。

**賈耽道里記に現はれたる海路** 唐の太宗初度の高麗征伐は、成功せずには終はつたので、太宗の子の高宗は、西紀六六〇年代に、再び遠征軍を起した。もとより、これは、雪辱戦であるが、唐の方では、先づ高麗を措いて、百濟襲撃を始めたのである。この戦は、新羅の應援が、その國の背後に現はれたので、唐軍の成功に歸したのであつたが、右の襲撃の徑路の、いかやうであつたかは、新たに注意すべき問題であらう。唐書によるに、唐の海軍は、成山から、海を渡つたと書いてある。成山といふところは、今の山東角をいふのであるから、一直線に朝鮮海を乗り切つたこととも思はれたが、その兵船の得物島についたところを見れば、依然遼東沿岸を辿つて來つたことを知るのである。得物島とは、日清戦役に、兩國の海軍の最初に衝突した豊島の西北、徳積島をいふので、唐の貞元の宰相として知られた賈耽の道里記には、山東から朝鮮に行く道程の終點であるとして、此島を擧げてある。道里記の道筋を調べて見ると、山東の登州から東北方、大謝島・龜歌島・淤島・烏湖島を渡る三百里とあるが、今の廟島列島で、それから北、烏湖海を渡る二百里とあるのが、即ち旅順水道として、今の旅順と思はれる所の都里鎮といふのへ到着する、それから沿岸を傳つて、烏骨江とかいてあるのが、鴨綠江の口で、此處までは海路八百里と書いてある。後の威化島は、烏骨の轉音であらう。それから、南方に廻り烏牧島に達する、今の鐵山沖の身彌島に相當する。烏牧島からは、貝江口即ち、大同口の口に至り、次ぎに椒島を経て、さて新羅の長口鎮に到着する、長口鎮といふのは、漢江と臨津江の合

流して長い水道を造つて居るところでがなあらう。それから次は秦王とか石橋とか、麻田とか古寺とかいふ諸島を経、得物島に至り、やがて唐恩浦といふ今の唐津あたりに到着するのである。吾人をしていはしむれば、賈耽の指示したる右の地點は、唐軍來襲の徑路を語るに外ならぬもので、爾後新羅と唐との交通路をなした。今の牙山灣の一角唐津といふ地名は、必ずや唐代からの航海の、起終をなしたといふの緣由に基するものである。

#### 四、渤海國の五大交通路

**扶餘の四出道** 以上は、主として漢・唐代に於ける支那人の東方への交通路を擧げたものであるが、滿洲族に於ても、その發達につれて、自ら整備した交通路を有するに至つたのであつた。前漢の末から後漢の時代に、一時の盛を稱へた夫餘といふ國は、今の長春附近に都したのであるが、此國には四出道あつて、牛加とか狗加といふ諸君長がそれぞれ一道を管領しつゝあつた。白鳥博士は、この四出道は、馬・牛・豬・狗の四加に分擔せられたので、馬牛諸加の名號は、その方面によりて得たものであるとする。若しこの説に従へば、馬加は、夫餘國の西北面、牛加は、その西南面、豬(豕)加は、その北面、狗加は、その東北面を主るといふことになるが、果してかゝりしやは、疑はざるを得ない。何とならば、動物を方角に配當するといふ八卦の思想が、夫餘の人心を支配するに至つたといふことは、當時四圍の情況から推して何等の決定を與へない。よし又たこの傾向ありとするも、當代の夫餘人に西北面と北面との區別西南面とか東北面とかの、間位の思想の明瞭であつたかどうかは、疑はざるを得ない。吾人は、諸加の解釋は、乾隆帝が司牛・司馬の官をいふのであらうとするのを以て、寧ろ妥當の見解とする。名稱の詮議はとまれ、夫餘人が



その國都より四出の道路を劃定しつゝあつたといふことは、やがて滿洲族の、國家組織の思想に胚胎するところの現象と視るべきであらう。同種族もしくは、同部族とも思はるゝ渤海人は、その國家を經營する上に於て、五大交通路を劃定しつゝあつた。

**日本道と新羅道** 渤海五京の一たる龍原府の、今の豆滿江左岸、渾春あたりにあつたことは、前にもいひ及んだ。府は一に柵城といひ、その地は豉といふ豆の産地であると傳へられるが、唐書の記事によると「龍原東南海に濱す、日本道なり」とあるから、ポツシエト灣あたりを、その港灣に擇んだことであらう。唐書は又た「南海は、新羅道なり」とあるが、その府は、沃沮(咸鏡道)の故地に置かれたといふから、今の北青あたりに設定せられたものと思はれ、その地方は昆布の産地として數へられる。新羅道は、この地方から、南して咸興の平野に出で、尙ほ東して新羅の泉井郡(德源)に達するので、三國史記といふ書物に引用した賈耽道里記は、右の交通路を計算して新羅の泉井郡から柵城に至る間に、三十九驛が置かれたといつてある。南海府は、勿論その驛上に位置したことであらう。三十九驛が幾何里數であるかは、寧ろ興味ある問題であらねばならぬ。唐書によるに、その時代では凡そ三十里(唐里)毎に、一驛を設けるといふ制度であつたといふから、渤海國でも、それに模倣したといふことが出来る。然らば、三十九驛は約千七十里(唐里)を計上するので、今の咸鏡道の沿岸には、驛館がそれぞれ設定せられたことを想像し得るであらう。渤海と新羅との交界は、今の德源の東方なる泥河に於て劃せられたらしい。

**鴨綠府は朝貢道** 唐書は、又た鴨綠府は朝貢道であるといつて居る。朝貢道といふことは、渤海の首府上京(寧古塔)から、唐の國都長安に赴くべき交通路をいふので、鴨綠府は、恰もその通路の要點にあつて居ることを示すもので

ある。鴨綠府が何處に在つたかといふことには、多少の疑があるが、吾人は、今の輯安縣即ち洞溝の平野に在つたものと想定したい。そこで、渤海人は、いかなる順路をとつたかといふに、今の寧古塔附近から、松花江の輝發河の本流を合する左岸にあつた中京顯德府に至り、それから湯河の流域にあつたところの湯州を経て、今の帽兒山に出で、やがて水路を下りて鴨綠府に達したものと思はれる。鴨綠府から唐の國都へ赴く交通路は、依然鴨綠江の水路を利用して、その河口に至つた、河口より上流大蒲石江の、鴨綠江に合する江口の泊泊城といふのがあつたが、その地點を賈耽道里記では、渤海の境であるといひ、鴨綠江口より右の地境まで百三十里(唐里)を計上する。尙ほ序であるからいふが、道里記は、泊泊口から上流五百里にして丸都といふ高句麗の故都に、又た東北溯江二百里にして神州に、それから陸行四百里で、中京に、それから正北や東して六百里渤海王城に至るといふから、鴨綠江口より寧古塔までを一千八百三十里(唐里)と計上して居る。さて前へ立ち戻るが、鴨綠江口を出てから、どの方向を擇んだかといふに、彼等は、遼東沿海の島嶼を辿り、旅順の沖から、廟島列島に由り、さて登州に上陸したのである。吾人は、幸にも吾人の説の誤らざることを證すべき唯一の左券を今に旅順なる黄金山下の鑿井碑文に求むるのである。碑文は、唐の開元二年(七一四)中、勅持節宣勞靺鞨使鴻臚卿崔忻が、渤海國に使した途中、今日の旅順に立寄つた時に記念のために鑿井したところの文字に外ならぬのである。崔忻等一行が、何が故に遼西道を通過しないで、かゝる迂路を経たかといふことは、契丹人の營州即ち今の朝陽を奪取して、遼東方面との交通を遮斷したことで想像される。

**營州道と契丹道** 唐書は、次に長嶺府は營州道であるといひ、扶餘府は契丹道であるといつて居る。長嶺府は、今日の興京の北、約百二十清里なる英額城の附近に在つた。賈耽道里記は、安東都護府(遼陽)から蓋牟(奉天の西南)



及び新城(奉天附近)を経て長嶺府を過ぎ、而して後、渤海王城に至るとあるから、大約そ渾河流域を往來したものと  
いふことが出来る。渤海人は、右の如き通路に由りて遼陽に出て、それから、遼澤を渡つて義州附近に在つた汝羅守  
捉に出て、大凌河の谷地を辿つて營州(朝陽)に到達したのであらう。扶餘府と上京との交通は、今の張廣才嶺に由り  
吉林に達し、かくて、扶餘府(農安)に出でたことと思はるゝが、それより以西は、多分今の懷徳・奉化の線に沿ひ鄭  
家屯に至り、法庫門から彰武臺門に達したものであらう。契丹は、當時この一帯をば、その根據地としつゝあつたの  
である。渤海國は、右五大道路の外に、尙ほ幾多の交通路を開拓したことが想像される。さしあたり、吾人の知ると  
ころを以ていへば、此國の北方には、黒水靺鞨の大集團があつて、渤海に附庸となつたこともある。此國の酋長はか  
つて、自ら唐の營州に参觀したこともあるといふから、渤海の營州道を経たことであらう。それらの場合に於て忽  
汗水(瑚爾哈河)は、兩間の交通路をなしたもので、渤海人は、やがて松花江を下り、黒龍江に浮ぶことを得た。渤海  
の鐵理府は、今のハバロフスク附近に創建されたく思はれる。以上の外にニコリスク附近にあつた率賓府、烏蘇  
里江流域にあつた定理府などは、いづれも、それら、交通路の開拓を想像せしめ得るのである。

### 五、東蒙古の諸道路

勿吉及び失韋の旅行者 南北朝時代に勿吉といふ國は、長白山の北方、琿春附近から、黒龍江方面に互つた一大集  
團であつた。勿吉といふのは、靺鞨と同音異字でがなあらう。後魏の延興・太和中乃ち五世紀末に、その國の使者が、  
和龍との間を往復した記事がある。それによると、和龍即ち今の朝陽から程を起した使者は、北してナラツト河の流

域に出で、尙北行して如洛瓊水といふ河を渡つた。如洛瓊は、饒樂の轉音で、今の西拉木輪(遼河)をいふものであら  
う。使者は、之よりさらに北行して太魯水に至つた。太魯とは、今の洮兒河のことで、古くは它漏又は滔爾と呼ばれ  
て居つたのである。洮兒河よりは、路を東北にすること十八日、その國に到着する。國に大水あり、濶さ三里餘、速  
末水と名くとあるが、速末は、粟末ともいひ、松花と同一音の訛である。反對に勿吉から出發した使者のいふところ  
には下の如くであつた。初めその國を發してから、船で難河を廻り西して今の洮兒河に出でた。そこで船を沈めて、  
南方に陸行し、洛孤水を渡つて契丹の西界から和龍に出たといつて居る。難水は、捺水ともいつて、黒龍江のことだ  
といふ説もあるが、今の嫩江をいふのであるまいか。吾人の所見では、勿吉の使者は黒龍江より松花江に出で、さら  
に嫩江を溯りて洮兒河に出で、今の洮南府あたりから陸行し、開魯縣に由り、奈曼部に出で、かくして朝陽に到着し  
たものであらう。同時に失韋といふ國が、黒龍江の上流地方に在つた。朝陽を出發した旅行者は、北して西拉木輪を  
渡り、又た洮兒河、綽兒河、嫩江等を過ぎ、さらに北行して、齊齊哈爾に出で、墨爾根に由り、愛琿もしくはブラゴ  
エスチエンスク附近に至つたものと解せられるから、勿吉の行程と比較して洮兒河附近まで、同一交通路を経たこと  
を想像し得るのである。これ恐らくは、東蒙古縦斷の交通路として最古のものの一たるを失はぬ。そして、それらの  
出發點が、いづれも、今の朝陽で、洮南府附近が、その北方の分岐點であつた。いふまでもなく、幾多の枝線は、  
この幹線の處々から發せられたことと思はれる。

契丹の遼東道 契丹といふが、こゝでは九一五年代のことをいふのであるから、この部族が、一大強國として、シ  
ラムレンの上流に、その首都を置いた時代をいふのである。神冊四年(九一九)といへば、太祖阿保機即位の四年に當



るので、此年に契丹は、今の遼陽を漢人の手から、奪ひ取つたのである。そこで以てシラムレン上流にあつた上京（臨潢府）及びラオハ河上流の大名城に置かれた中京と、此府（南京）との間の交通が頻繁を加ふるに至つた。遼陽から興中府（朝陽）までは、大體唐代のそれと異るところがない。宋の曾公亮の武結總要に由るに、遼陽から遼河の岸までは百五十里（唐里）、それから八百八十里で中京（大名城）に至ると計算して居る。驛館として擧げられたものは先づ遼陽の西六十里に鶴柱館、又た九十里に遼水館といふのがある。こゝで遼河を濟つたらしい。次ぎに七十里で閭山館、これは醫巫閭山中にある。又た九十里で獨山館、又た六十里で唐葉館、又た五十里で乾州・微北六十里にして楊家砦館、又た五十里で遼州に至り、北六十里で宜州に至るとある。宜州は即ち今の義州をいふ、宜州から百里にして牛心山館、又た六十里にして、霸州に至る、霸州は今の朝陽である。又た七十里にして建安館、又た五十里で富水・會安に至る、中京（大名）城に至るには、三驛程で、各相距ること七十里であるといつて居る。以上の行程の外、中京より幽州（北京）中京より錦州、中京より黃龍府に至る里數を示してあるから、それ〴〵驛館の設備があつたものと思はれる。かくて、遼末五代になつて、山海關道は、大に開通するに至つた。

## 六、宋金の交通路

初期の宋金交通路 北滿洲に起つた女真人（金）は、久しく契丹に妨げられて、直接の交通を支那本部に求むるを得なかつたが、宋の徽宗が、政和七年（一一一七）八月、高藥師といふ使者を、金國に派遣するに至つて、兩地の交通が開始せられ、ついで、翌、重和元年（一一一八）宋は再び馬政といふ使者を發遣した。藥師の時でも、馬政の時でも共

に山東の登州から、旅順にし到着した。藥師は、どの地點までいつたか、或は十分に上陸が出来なかつたかと思はれるが、馬政は、深く金國の内地に侵入した。北盟會篇の記事では、閏九月九日に下海、二十七日に女眞の居所なる阿芝川、凍流河に至つたとあるから、旅順から、約そ十五六日目でハルビン地方に達したことがわかる。女眞でも、十月にその答禮使を宋に派遣し、國書の外に、北珠、生金、貂皮、人參、松子を禮物として持参したが、この時は、十二月二日に登州に上陸したといふから、同じく海路に因つた。宋・金の初期の交通の、かく海路に由つたことは、當時契丹人が、尙、僱として遼西道を扼しつゝあつたところから、宋は、已むなく此の通路を擇んだのであつた。宋人の交通は、その與國契丹をば、女真人と夾撃しよう、否な女真人を指嚇して、與國を亡ぼし、自らは、そのかつて蠶食された北京附近の土地を取り回へさうとするのであつたから、その私交たるはいふをまたない。ともあれ、此計畫は、その後、歳を逐うて發展し、一一二一年、女真人が、契丹を、その根據地から驅逐してより、宋金兩國の交聘は、さらに頻繁を加へたのである。

許亢宗の行程録 宋は種々なる外交の手段を弄して、今の北京附近を、金國の手から受取ることを得た。それらの交権やら、何やらで、宋からは、宣和七年（一二二五）を以て許亢宗といふ人を、金の首都なる上京會寧府に派遣することとなつたが、その名目は、金の太宗の即位を賀するためだといつてある。右の許亢宗には「奉使行程録」といふ當時の旅行日記があつて、その日記が、從來東西の史家に研究された。西洋では、東洋學者の權威を以て知られた佛國のシ・ヴァンヌ氏により、アジア協會學報に發表せられ、ついで本邦では、松井等氏により「滿洲歴史地理」で、詳細な研究が公にせられ、シ・ヴァンヌ氏との異見の相違をも加へられてあるが、何故に許亢宗の行程録に、かくは格



段の注意の拂はれたかといふに、元明以前の記録で、此日記ほど、長距離に比較的精密なる地名と里數とを收めたものは、滿洲方面に見當らない、これが一つ。此の行程録は、今の支那本部から北滿洲に通ずる道程に大なる一致を示すといふことが二つ。それや、かれやで、多大の趣味が加へられた。右の行程録の外、同じ宋代には、張棣の金虜圖經に收められた行程表、洪皓の松漠紀聞に收められた行程表、及び趙彥衛の御寨行程といふのがあつて、それぞれ支那本部と北滿洲なる金都との交通路を指して居る。今はその詳細を語ることを避くるが、許亢宗のそれは、文字の秀麗なる、當代の文學としても、蓋し上乘なるのみならず、一面國際間の儀禮や、國境の形式を窺ふことが出来るのである。

國境形式及び儀禮 請ふ少しくき彼れの行程録を語らしめよ。彼れは、玉田（今の玉田）から韓城鎮に至り、さらに五十里にして、清州に至つた際、下の如きを語つて居る。

第十程、韓城鎮より五十里、北界の清州に至る、鎮を出で東行十餘里、金人の立つるところの新地界に至る、並びに溝壑なし、唯だ兩小津城を以てす、高さ三尺許、其兩界の地、東西闊さ約一里内、兩界の人戸、耕種するを得ず。行人並びに奉使契丹條例に依り、至る所の州、車馬を備へ、護送して界首に至る。期に前つて國信使副の職位姓名を見して、虜界に開導し、車馬人夫を備へ、以て待つ。虜中亦た期の如く、接伴使を差し、界首に副ひて伺候す。兩界各幕次あり。行人先づ引接せしめ、國信使副の門狀を齎らして、彼れに過らしむ。彼れ亦引接せしめ、接伴使副の門狀を以て回示し、仍て界を過ぎんを請ふ。例に於て三請し、方に馬に上り、各々兩界の心に於て馬を對立し、引接して、互に門狀を呈し、各々鞭を擧げ、虚排儀の如し、次を以て行く。

右は、定めて宋と契丹との國界通過條例に依つたものであらう。後世の例でいふと、兩界内の空地約一里といふは、寧ろ狭窄に過ぐるやうに思ふ。百里の空地を置くことは、通則であつたらしい。

許亢宗行程録	松漠紀聞・金虜圖經	御寨行程	許亢宗行程録	松漠紀聞・金虜圖經	御寨行程
羅州 六十里	(前略)	(前略)	六十里	下店 三十五里	七十里
新城縣 六十里			邦軍店 三十里	薊州 三十里	
涿州 六十里			羅山鋪 四十里	薊州 三十里	
良鄉縣 六十里			玉田縣 四十里	玉田縣 四十里	八十里
燕山府 八十里	燕京 三十里	燕京 六十里	玉田縣 四十里	沙流河 四十里	
	交亭 三十里		韓城鎮 五十里	永濟務 四十里	永濟務
潞縣 七十里	潞縣 三十里	潞縣 九十里	清州 九十里	榛子店 四十里	九十里
三河縣 四十里	三河縣 四十里	三河縣 四十里			



溧州	四十里	望都縣	六十里	營州	百里	涿州	八十里	遷州	九十里	(晉州)
七箇嶺	四十里	赤峰口	四十里	平州	四十里	雙望店	四十里	新安	三十里	榆關
七箇嶺	九十里	平州	八十里	新安	六十里	涿州	四十里	遷州	八十里	南新寨
來州	九十里	來州	四十里	石家店	四十里	臨州	五十里	楊家館	四十里	桃花鵝
來州	四十里	來州	四十里	石家店	四十里	臨州	五十里	楊家館	四十里	桃花鵝
來州	四十里	來州	四十里	石家店	四十里	臨州	五十里	楊家館	四十里	桃花鵝
來州	四十里	來州	四十里	石家店	四十里	臨州	五十里	楊家館	四十里	桃花鵝
來州	四十里	來州	四十里	石家店	四十里	臨州	五十里	楊家館	四十里	桃花鵝
來州	四十里	來州	四十里	石家店	四十里	臨州	五十里	楊家館	四十里	桃花鵝
來州	四十里	來州	四十里	石家店	四十里	臨州	五十里	楊家館	四十里	桃花鵝

錦州	八十里	劉家莊	百里	顯州	九十里	兔兒渦	六十里	梁漁務
新城	四十里	茂州	四十里	楊隱寨	四十里	軍官寨	五十里	顯州
新城	八十里	梯已寨	六十里	倉官寨	三十里	廣寧府	三十里	顯州
遼河	六十里	遼河	五十里	廣州	八十里	沒咄寨	八十里	廣寧府
大口	六十里	大口	七十里	廣州	六十里	沒咄寨	八十里	廣寧府
大口	六十里	大口	七十里	廣州	六十里	沒咄寨	八十里	廣寧府
大口	六十里	大口	七十里	廣州	六十里	沒咄寨	八十里	廣寧府
大口	六十里	大口	七十里	廣州	六十里	沒咄寨	八十里	廣寧府
大口	六十里	大口	七十里	廣州	六十里	沒咄寨	八十里	廣寧府
大口	六十里	大口	七十里	廣州	六十里	沒咄寨	八十里	廣寧府







が故に、四方の聯絡を站赤の周到に待つ。元の經世大典は、左のごとき站赤記録を示す。

站 赤 一 覽 表 (元經世大典所載)

遼陽等處行中書省所轄		直隸省三路所轄 (廣寧路・東寧路・瀋陽路)		大寧路所轄	
站	馬	站	馬	站	馬
一百二十處	六千五百一十五匹	二十七處	二千九百九十四匹	陸站	二千三百五十四匹
	二千六百二十一輛		二百九十四輛	牛	二百八十七輛
	五千二百五十九隻		一千七百二十九隻	車	一千六百五十九隻

19	16	13	10	7	4	1	站
在	寬	豐	賈	大	甜	大	名
京	河	臺	道	樹	水	姑	馬
牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	幼車馬	牛車馬	牛車馬	車
百七	一十一	五五	六一	五	六一	六一	牛
十四	百	百	十一	十九	十	十	戶
七十	十	十	十一	十	十	十	
隻輛	隻輛	隻輛	隻輛	隻輛	隻輛	隻輛	
20	17	14	11	8	5	2	站
岔	神	灤	高	恩	信	辛	名
道	山	陽	州	州	營	店	馬
牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	車
七十一	百一	一十一	五八	五	六一	六一	牛
十五	百	百	十一	十九	十	十	戶
五	七十	十九	十二	十九	十	十	
隻輛	隻輛	隻輛	隻輛	隻輛	隻輛	隻輛	
21	18	15	12	9	6	3	站
西	雷	柳	狗	黃	城	朱	名
部		樹	群		子		馬
瀑	崑	部	落	妃	頭	四	車
牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛
七十	六十一	七十一	六十六	三七	六一	六一	車
五	百	百	十二	五	十	十	牛
十	十	十	十二	十三	十	十	戶
隻輛	隻輛	隻輛	隻輛	隻輛	隻輛	隻輛	



22	19	16	13	10	7	4	1
阿	木	石	阿	散	忽	信	慶
尖	羅	迪			烈		
吉	火	開	刺	迭	出	州	雲
牛車馬 九九九	牛車馬 二二二 十十十	牛車馬 三三三 十十十 九九九	牛車馬 三三三 十十十 八八八	牛車馬 四四四 十十十 三三三	牛車馬 六六六 十十十 九九九	牛車馬 四四四 十十十 六六六	牛車馬 五三五 十十十 十十十
隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四
23	20	17	14	11	8	5	2
舍	希	市	韓(魯)	阿	迭	大	夾
			木	也		水	
	賢	丹	火	忽	市	泊	道
牛車馬 九九九	牛車馬 二二二 十十十	牛車馬 二二二 十十十	牛車馬 四四四 十十十 五五五	牛車馬 四四四 十十十 四四四	牛車馬 四四四 十十十 三三三	牛車馬 四四四 十十十 九九七	牛車馬 四三四 十十十 八五九
隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四
24	21	18	15	12	9	6	3
南	開	祥	桑	禪	石	十	韓
						八	
京	元	州	吉	春	敦	里	州
牛車馬 二二二 十十十 五五五	牛車馬 二二二 十十十	牛車馬 二二二 十十十	牛車馬 三三三 十十十 八八八	牛車馬 四四四 十十十 四四四	牛車馬 四四四 十十十 五五五	牛車馬 五四四 十十十 七七七	牛車馬 四四五 十十十 六六六
隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四

遼東路所轄脫駝禾孫		遼東道宣慰司所轄	
牛車馬站	牛車馬站	牛車馬站	牛車馬站
一千四百九十七隻	一千五百一十七隻	三千五百三十隻	四千二十一隻
四十七處	四十七處	九十三處	九十三處

以上は、熱河方面よりして、遼陽・奉天に至る間の站赤である。

28	25	22
本	在	喬
州	城	頭
馬	牛車馬	牛車馬
四	四	七十一
十	十	百五十四
四	隻輛四	隻輛四
29	26	23
崖	彰	鹿
頭	義	營
馬	牛車馬	牛車馬
三	三	七十一
十	十	百五十四
四	隻輛四	隻輛四
27	24	
(總濟州府)	(總安撫二府)	
馬	牛車馬	
七	七七七	
十	十	
四	隻輛四	



13	10	7	4	1
奴	牙	香	字	海
		納	牙	
連	落	忽	迷	吳
牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬
四四四	四四四	三三三	四四四	四四四
十十十	十十十	十十十	十十十	十十十
隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四
14	11	8	5	2
迭	碾	胡	撻	鹿
		帖		魯
隣		干		吉
牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬
三三三	三三三	三三三	三三三	四四四
十十十	十十十	十十十	十十十	十十十
隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四
15	12	9	6	3
海	苦	吉	令	市
里		落		丹
温	隣		散	迷
牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬
三三三	三三三	四四四	四四四	四四四
十十十	十十十	十十十	十十十	十十十
九九九	九九九	六六六	六六六	六六六
隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四

女直水達達路所轄脫脫禾孫

牛車馬站  
十八處  
七百四  
七百四  
七百九隻

右は、開原以東北より朝鮮の北部に及び、さらに嫩江流域の站赤に及んでゐる。阿也忽は豆滿江上流の名、輝泰は琿春方面、幹木火は會亭、南京は間島の局子街、毛良吉は朝鮮の鏡城、青州は北青、合刺府は咸興であらう。

46	43	40	37	34	31	28	25
大	泰	趙	幹	合	端	木	登
			木	刺			出
安	州	州	火	府	州	吉	温
牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬
二二二	四四四	四四四	四四四	八八八	十十十	十十十	十十十
十十十	十十十	十十十	十十十		二二二	四四四	五五五
隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四
44	41	38	35	32	29	26	
離	塔	祥	濱	青	迭	蓬	
怕							
令	魯	州	州	州	市	苦	
牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	
四四四	四四四	四四四	四四四	十十十	十十十	十十十	
十十十	十十十	十十十	十十十	二二二	四四四	五五五	
隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	
45	42	26	36	33	30	27	
迪	胡	幹	第	洪	阿	毛	
石	里		四		刺	良	
吉	迷	母	舖	寬	可	苦	
牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	牛車馬	
四四四	四四四	四四四	四四四	十十十	十十十	十十十	
十十十	十十十	十十十	十十十	四四四	二二二	五五五	
隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	隻輛四	



阿	16
余	
牛車馬	
三三三	
十九十九	
九十九	
隻輛四	

增訂 滿洲發達史

本文の海吳は、海古勒即ち金の上京に相當する、松花江の流に沿うて東行したものと考へる。多分は、今の依蘭縣の東邊に至るものであらう。

彰	4	在	1
義		城	
牛車馬		牛車馬	
九九九		六六九	
十十十		十十十	
隻輛四		隻輛四	
頭	5	驛	2
館		安	
牛車馬		牛車馬	
六六六		百十百	
十五五		四十四	
隻輛四		隻輛四	
連	6	嶺	3
山		頭	
牛車馬		牛車馬	
六七六		九九九	
十四四		十十十	
隻輛四		隻輛四	

遼陽路所轄脫脫禾孫

牛車馬站  
 一千三百四十二匹  
 一百三十輛  
 一千三百八隻

靈	7	安	4	洞	1
州		定		仙	
馬		馬		馬	
四十一		三十九		四十四	
匹		匹		匹	
		雲	5	生	2
		興		陽	
		馬		馬	
		四十九		五十三	
		匹		匹	
		宜	6	林	3
		州		原	
		馬		馬	
		三十九		七十三	
		匹		匹	

東寧路所轄馬站

馬站 十四處  
 四百六十二匹

洪	13	湯	10	龍	7
州				鳳	
牛車馬		牛車馬		牛車馬	
五五五		六六六		六六六	
十十十		十四十五		十二十五	
隻輛四		隻輛四		隻輛四	
寧	14	東	11	斜	8
				驛	
昌		昌		列	
牛車馬		牛車馬		牛車馬	
五五五		六六六		六七六	
十十十		十四十四		十五十五	
隻輛四		隻輛四		隻輛四	
益	15	慶	12	開	9
州		寧		州	
牛車馬		牛車馬		牛車馬	
十一十		七七七		六八六	
		十十十		十八十八	
隻輛四		隻輛四		隻輛四	

以上は共に、遼陽より朝鮮方面への站亦である。



狗 站

13	10	7	4	1
卓里眞	撥兒濱	幹孫	末里合温	末魯孫
狗戶 二二 百 隻十	狗戶 二二 百 隻十	狗戶 二十 百 隻九	狗戶 二二 百 隻十	狗戶 二二 百 隻十
41	11	8	5	2
可烈兒	趙斤	別烈可	胡憐	撥魯温
狗戶 二二 百 隻十	狗戶 二二 百 隻十	狗戶 二二 百 隻十	狗戶 百十 百 隻九	狗戶 二二 百 隻十
15	12	9	6	3
末末吉	佛桑火	哈刺馬苦	胡魯八興	甫打伶
狗戶 二二 百 隻十	狗戶 二二 百 隻十	狗戶 二二 百 隻十	狗戶 二二 百 隻十	狗戶 二二 百 隻十

末魯孫等十五站・元設站戶三百・狗三千隻  
 絕亡站戶十・狗一百隻  
 倒死站狗二千六百七十二隻  
 實在站戶二百八十九・狗二百十八隻  
 關報站戶一・狗十隻

交通網の大記録 經世大典所收の站赤は、さらに左のごとき貴重資料を吾人に提供するのである。この資料は、明

代の初期の交通系を考へる上には、さらに必要缺くべからざるものであり、滿洲開闢以來の最大記録ともいつてよい。

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
豐潤	玉田	北京	富峪	神山	寬河	富民	灤陽	遼化	薊州	夏店	通州	大都
	正東 八十里			一 百里	一 百里	百 二十 里	六 十 里	九 十 里 東 北	一 百 二 十 里	一 百 里	六 十 里	西 東 四 十 里
四路に分る、一路、正東遼化に至る。一路、東北に轉じて北京に至る。一路、東南に轉じて北京に至る。一路、正北に轉じて北京に至る。												
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
大寧	北京	大部落	城子	家店	甜水	木思	新店	大姑	上灤	建昌	永平	七箇嶺
正北 八十里			八 十 里	七 十 里	六 十 里	六 十 里	七 十 里	九 十 里	八 十 里	四 十 里	正北 五十 里	八 十 里
此に至り二路に分る。一路、正北、阿木奇大王府に至る。												



40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
寧	洪	驛	驛	柳樹部落	鹿	橋子站	西部部落	又	大阿木府	高州	狗群	花道	恩州
一百二十里	十一里二	五里	東	一百二十里	一百二十里	東南七十里	七十五里	一百一十里	正東一百里	正北	東北三十里	八十里	八十里

此に至り路二分す、一路東北行西、一路南行東南に轉じ

55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41
迪	離	泰	塔	肇	幹	西	胡	十八里	大水	信	韓	賈	成	慶
失	怕	州	魯	州	母	洋	里	里	深	州	州	道	平	雲
吉	合	州	魯	州	母	洋	里	里	深	州	州	道	平	雲
正北一百里	一百里	一百二十里	東北四十里	正東北三十里	百二十里	正北	東北百二十里	九十	正東百二十里			正東微北一百里	正北一百十里	正東偏南

一路、東北、塔海萬戸に至る。一路、正北、肇州、東北に轉じ、吉、魯、洋

70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56
謀	香	吉	尖寶赤萬戸	阿余站	捏	海	和	失	奴	苦	慈	牙	吉	吉
丹	憐	荅		來	里	倫	憐	迷	伶	站	刺	荅	荅	
		正		一	百	百	百	八	百	百	百	正		
		西		百	十	十	十	十	十	十	十	東		
				里	里	里	里	里	里	里	里			

此行、東に至り、二路に分る、一路、奇阿木西、

86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71
海	上	幹	口	賓	西	香	忙	回	桓	移	納	峻	斜	啖	招
奇	京	木	韋	州	州	溫	刺	引	端	里	的	吉	魯	魯	安
		百	百	一	正	共									
		十	十	百	東	西									
		里	里	十	東	阿									
		里	里	里	東	木									











肇州今の伯都納東——龍頭山——哈刺場——洮兒河——台州今の伯都納の西——尙山——札里麻今の海拉爾河流域  
 寒寒寨——哈塔山——兀良河滿洲里附近?

以上は、珠家城子出發後、伯都納附近を過ぎ、松花江を越えて、洮兒河下流に出て、北に向つて雅兒河に至り、それより以西は、今の東清鐵道と略ぼ同じくして、滿洲里驛に達したものであらう。

海西より東方への水陸城站 海西から東方への水陸城站は、元明時代に於て、最も異彩を放つた交通路といはざるを得ない。遼東志に收められた城名や站名は、五十五個の多きに及んで居るが、それらの中で、今日に尙ほ指稱されるものを挙げれば、左の如きものがある。

阿朮河今の阿朮河——海胡站今の海胡河邊——尙京城今の尙白城——韓采里今の三姓對岸——托温城今の屯河口附近——可木今のケム  
 ——乞列迷城今のケレミ——滿涇站今のマンガチマン

以上は、珠赫店から東に進み、阿勒楚喀を経、東北に向つて、松花江左岸に出で、それから、東もしくは東北に向ひ、松花・黒龍二江の沿岸を通過して海に至つたものである。遼東志は、今の烏蘇里江の黒龍江に合する他方より下には、狗站ハクシヤンが置かれた、一にそれは水狗站スイコウシヤンともいひ、夏月には船に乗り、冬月には扒犁ハキリに乗り、大概二三人を載せてそれをば狗に曳かしむる、疾きこと馬の如しといつて居る。この狗站は、元代の遺物であるが、明人が、幸にも右の驛站を利用し得たのは、十五世紀の初頭であり、明國の衰勢とともに、早くも放棄せられた。

## 第八 滿洲の封禁及び其の價値

### 一、明代の拓地荒廢す

滿洲存亡の關節 明清戰爭の滿洲に及ぼした影響に就て、吾人は、今や、十分の回顧を拂はねばならぬ。戰は、一六一七年以來、二十餘歳の久しきに亘つたので、明の防禦戰も、一と通りや二た通りでない、戰費濫出といふやうなことは、認められるが、或る意味からいふと、政治と道德とは、困憊と支離不安とに驅られて、假令滿洲人の侵略がなくとも、北京朝廷は晏然たるを得ない、否な識者の間には、その運命すら既知數であるといはれたものであつた。然らば、滿洲側は、如何であるかといふに、これ又決して樂觀することを得ないのであつた。若し試みに諸葛亮の言を適用せしむるならば、漢と賊とは兩立せずで、滿洲は、明國を倒さざる以上、その自存の道さへ疑はざるを得ないほど、危急存亡の秋に瀕しつゝあつた。尤も、太宗は、民衆の心理を利用する上に、巧妙な手腕のあつた人であつたから、容易にその缺點を暴露するといふやうなことはない。反對に、今でも北京乗込みの成立するやうなことを夢に託してなど吹聴したこともあつたのであるが、その内面には、頗る焦慮したことの疑はれない。吾人は、敢て危急存亡の秋といふ、蓋しその原因には數端あらう。

土地の荒蕪は自然 吾人は、その主なるものとして、第一に、土地の荒蕪を挙げざるを得ないのである。何處でも同じいことで、繁榮な土地も、一旦鐵火の衝と化すれば、自ら敗退に歸することの免かれないのであるが、滿人と漢



人とは單に交戰國であるといふ以外、人種競争が手傳つたので、太祖の治世中には、明人と視たら斬殺するか、格別の恩典でも、奴隸に取り立てたほどのものであつた。奴隸は、諸王の旗下に分屬して、それぞれ農事にも親ませたのであるが、戦時のことであるから、耕作に専らなることも出来ない。且つ又たその數も僅少で、かつて、明朝の遼東都司がその遼河流域に開拓した三百萬餘畝は愚ろか、その十分一すらも、耕地として保有することを得なかつた。遼東の明人が、此悲惨な戦争に逢着して逸早く逃亡したことは、朝鮮の平安道北部に非常に多數なる支那人部落の現はれたことや、戦争の行はるゝ都度、難民の大集團が、山海關内に逃げ込んだといふ事實でも知るを得るのである。北方支那の漢人は、北人から劫掠されたことの歴代頻繁なるに拘はらず、巧みにその繁殖力を維持して行くのは、それらの漢人が兵亂に慣れて居るといふこと、又た主としては、農業に忠實であるといふことに與らねばならぬのであらう。かの孫承宗が、山海關外に守備をした時の記事を檢すると、僅々三四年の間に、幾んど完全に近いほどの兵備を整へ得たる外、五千餘頃土地を開いたとあるが、これは、孫承宗その人の技倆といふよりは、却て漢人の農業に對して、いかに忠實なるやを證するに外ならぬのである。滿洲人は、それに反して居る。吾人は、彼等が、果して、どの程度まで農民として成功しつゝあつたか、またそれらの習慣なり智識なりが、いかなる程度にあつたかについては、怪まざるを得ない。太宗は、かつて朝鮮王に蒙古人と漢人との數名を贈り、前者には牧畜を、後者には農事を學ぶべしといつた。搗てて加へて、彼等は軍國の壯丁である以上、彼等は擧りて、その戰場に馳驅せざるを得ないのである。

**滿洲兵力の集注と間空地**

右は、單に明代の遼東についていふのであるが、滿洲の他の地方は、如何であらうか、

吾人は、遼東のそれと同一状態であつたことをいふに憚らぬものである。清國兵力の計數は、これに關連した問題であらねばならぬ。記録の示すところでは、太祖が今の興京シヤンキヤンに旗上げをした時代に於て、既に八旗の完整されたことをいつてある。一旗は、七千五百人であるから、全八旗總數、六萬人である。滿洲が、長白山下に覇を稱するに甘んずるならば、それでも不足はあるまいが、彼等は、今や明國と對戦し、沫よけば、北京を乗取らんとしつゝある場合であるから、兵力は、單なる八旗で、十分とすることを得ない。彼等は、又た數十回の大小戦で、兵力の補充といふことも、切實に感じつゝあつたのである。彼等は、その隣人に蒙古モンゴルと朝鮮とのあることを知つて居る。そこで彼等をさへ征服して、徵兵を自由にしたらば、これ又た補充の一法であるといふ思慮もあり、且つそれに着手したのであるが、國軍の基礎をなすところの滿洲八旗なるものは、同族同種の人の間より徵發せざるを得ぬといふ思慮のあつたので、益々滿洲部族を驅り集めるといふことに腐心したらしい。そこでもつて、太祖太宗二代の政策は、一面に明國と交戦しつゝも、その他面には、頻りに、その兵力を北滿洲の一帶に差向くることに傾注し、殆ど間斷なく、その地方の壯丁を俘虜としつゝ、之を奉天の朝廷に送付するのであつた。之れが、滿洲八旗補充の方法である。これあるにより、幸にも所謂滿洲の勁旅は、他の畏憚を買ひ得たのであるが、然らば、それら壯丁を徵發された地方はいかに成行きしやと考ふるに、その地方の農業の衰退し果てたといふは、想像をまたす、往々にして、無人の野すらも出現した。吾人は、今、それらの煩瑣なる事例を擧ぐるを避くるが、豆滿江邊では、茂山の谷地、東間島及び西間島（鴨綠江）の如き、原始的開墾地帯を見るに至つた。茂山といふところは、今では朝鮮の領地であるが、明末には、瓦爾喀ワカカ（又は老土ラウ）といふ女真の一種族が居つたので、朝鮮は、従前、それらの種族を防禦するに、多大の犠牲を咸鏡南北道



に費したものであるが、それが偶然にも空地となつた。いかにして空地になつたかといふに、建州の老哈赤（清の太祖）が、その民戸を悉く引き上げ去つた結果に外ならぬと、朝鮮の記録は、いつて居る。滿洲は、古より許多民族の足跡を印したところであつて、之を處女地といふを得ないが、清朝の兵力集注策は、偶然にも、人爲的の處女地を將來に提供するに至つた。それ然しながら、従來自國內から徵發し得たところの物力は、爲めに著しく減殺したのである。

**民族の大移動** 次ぎに考慮すべきは、清國が北京を占領したことによりて、從來遼東一帯に在つた滿洲人が、先きを争つて支那本部にその脚尖を向けたことであらう。吾人は、今、移動の幾何であつたかを精確に計上することを得ぬのであるが、幸にも、吾人の同胞は、その引き越しの光景をば目撃して、下の如く語つて居る。

韃靼の都（奉天）より大明の北京迄、道中平にて御座候、山の有所も御座候、道の幅七八間斗つ、結構に作り候、道中宿々日本の結構には無之候へ共、大形能候、三十五日の間、海邊通り申候、一日路程御座候、小川は候へ共、船渡程の河無御座候、北京より少し前方「モクテヨ」と申所二町程の川御座候、舟橋をかけ申候、道筋の脇に大名の居城いか程も御座候、日本の者北京へ參候時分、韃靼（奉天）より引越候男女三五六日か間、引も不切候、荷物杯はるとう（路駝）に付申候韃靼にて馬を被申候、鞍は置不申候、背中に物敷せ筋こふの脇繩をかけ、下腹へ廻はし括り候て、荷物をつみ申候由、是は見不申候、象は澤山にみえ申候。

以上は「韃靼物語」として知られた漂流譚の一節であるから、多少の斟酌も加へられるであらう。然れども、滿洲人が、その三十年の憧憬を満足せしめんとて、老若男女の北京行きが、道に相屬したといふ光景は、眼前に髣髴たらしざるを得ない。滿人からいへば、北京は、眞に天國であつた、彼等は、今や顧みて故土の方向から吹き來るところの風すらも嫌焉たらざるを得ないのである。ともあれ、以上の事實は、疑ひなく、滿洲全土の開拓を退化せしめた最大

原因に外ならぬのであつた。

## 二、招民例の効果顯著ならず

**順治初年の勸農** 幸運なる滿洲人は、遂に北京に乗り込むことを得たが、何分にも、北京そのものは、闖賊に劫掠せられ、京外は、いかにといふに、これと同じ悲境を呈しつゝあつた。滿人の南方討伐は、北京遷都を以て、一段落を告げたのではなく、寧ろ大戦役の一階段であるとも解せられ、戦費は益々増加して、度支繼がずといふ始末、そこでもつて、清國新政府は、順治元年（一六四四）に法令を出し、全國の地方官に、勸農開墾の急を説かしめた。記録によると、右は無主の土地をば、流民や官兵に分給し、有主のものは、原主を招いて開墾せしむる、そして、政府は、牛具籽糧といつて、耕作の農具や、種子を施給するといふことにしたらしい。これも、戦亂の間のこととて、どの程度まで行はれたかは知るに由ない。反對に遼東などには、何等これらの法令の適用されたと思しきことを認めないのであるが、順治八年になつて、山海關外に荒地が多い、開墾の希望者には、山海關道の保證の下に、居住分地を許すといふ法令も出た。遼西地方は、これで多少の効果の擧つたことも認められ、中央政府が、漸次その祖宗發祥地の荒蕪になりゆいたのを顧念するの兆向は、窺はれた。果して、その政策は、順治十年（一六五三）に現はれて居る。中央政府は、先づ命じて、遼陽を府となし、これに海城・遼陽二縣をば附屬せしめ、ついで著名なる遼東招民開墾例を公布した。

**遼東招民開墾例の内容** 招民開墾例の内容を検すると、政府は第一に招民をば、招頭といふ世話人に請負はしめ、



それに報酬を與ふることとしたのである。報酬は、金錢でも何でもなく、それは、官吏たるべき資格を與ふることであつた。右の例（規程）には、下の如きものがある、**招頭**が、文官を希望するときは知縣を、武官を希望するときは守備を授くる。そして又招民の數の多寡によつて、任官の階級が區別される、乃ち六十名以上、百名未満を招き得たものには、文官ならば、州同、州判、武官ならば、千總に任官する、五十名以上は、文官は、縣丞、主簿、武官は百總を授け、さらに多數を招き得たものには、農民百名を加ふる毎に、記録一級を加ふるものとした。任官の手續は、下の如くである。**招頭**は、先づ移民農民の姓名と數目をば、戸部に通知し、移民を引率して、山海關を出で、移住地遼東各府縣官に引き渡したる後、該府縣官から發給した移民人引受證明書を携へ、文官を望むものは、吏部に、武官を望むものは、兵部に赴き、その官職を受くるといふこととしたのである。第二には、招民そのものの給與規定である。それによるに、移住農民は、一人について、毎月食糧一斗（我が五升七合餘）開墾耕地一晌（我が六反餘）毎に、種子六升、毎百名に農牛二十頭を貸與する、但しその食糧と種子は、秋穫後に返還することとした。大體から見ても、この招民例の、過大なる報酬を拂つたことを知るであらう。然らば、その成績は、いかゞであつたかといふに、吾人は、必ずや、不結果に陥つたことを斷言せざるを得ない。

**成績不良の根由** 官爵を懸けて、招民の効果を求むるといふことは、一面からいへば、賣官制度と同一の徑路を辿るものといはざるを得ない。清朝の賣官は、康熙朝の三藩平定に始まるが、全くの拙策であつた。何ぞ拙策であるかといふに、政府は、それによつて、財政の融通に何等の満足を得なかつたからである。康熙十六年（一六七七）代に、宋德宜といふものが、下の如き獻言をした、曰く、頻年、内帑を出して、兵餉を辨ずれども、度支は繼ぐを得な

い。そこで、已むなく捐輸（賣官）の例を開いたが、計るに、三年間に得るところは、二百萬兩に過ぎぬのである。そしてその捐納（賣官）の多いのは、知縣で、それも五百人の多きに至つた、請ふ戸部をして期を限りて停止せしめようとする。三年で二百萬兩といへば、一年に六十萬兩内外にしか過ぎぬ、而もそれが、康熙十六年代のことであるを思へば、順治十年代に於て、いかに官爵の報酬を懸ければとて、その成績の擧らざるは、自明の理であるといはざるを得ないのであらう。大約そ賣官の功過は、その政府の信用なり權威なりに正比例するもので、滿人が北京遷都の後、幾くもあらずして、かやうの態度に出でたといふのは、聊か世間知らずといつてもよいやうである。況んや、南北の交戦は、尙ほ紛々として、歸着の未だ決せざるものあるに於てをや。果せるかな、**招墾令**は、一六五五年代に追加されて、開墾の面積の多寡により、授官の進級を與ふるといふことや、扁額を賜給して、門閭に旌表するといふことや、らを公示したが、五八年、五九年、六三年、六七年代には、それぞれ格外の恩典を追加された。招民の不結果は、これに想像することを得るであらう。一六六八年に至り、康熙大帝は、遂に**招墾令**を撤回した。

**列邑の殘破依然** 一六六八年の招民例撤退は、その内面に種々なる理由もあつたらしいが、第一には、その効果の擧がらなかつたことに歸すべきもので、或る一部の見解に、康熙以降、農民の移住は、漸次多きを加へ、今や又た招墾の必要なきに至つたとあるのは、甚しき誤謬であるであらう。若し果して説者の如くんば、恩典の追加は、斯くも頻繁に加へられなかつたはずである、吾人は、以上の推測に關して、一六六一年即ち康熙大帝即位の歲に提出されたといふ奉天府尹長尙賢の意見について、次ぎの事情を聽くことを得る。

盛京の形勢、興京より山海關に至る東西千餘里（清里）開原より金州に至る、南北亦た千餘里、又た河東河西の分あり、外を以て



して言へば、河東は、北、開原に起り、西南より黃泥窪・牛莊に至る、乃ち明季昔日の邊防、牛莊より三岔河により、南、蓋州・復州・金州・旅順に至り、轉じて而して東し、紅嘴・歸復・黃骨島・鳳凰城・鎮江・鴨綠江口に至る、皆な明季昔日の海防、此れ河東邊海の大略なり。河西は、山海關より以東、中前所・前衛後所・沙河・寧遠・連山・塔山・杏山・松山・錦州・大凌河に至る、北面皆邊、南面皆な海、所謂一條邊のみ。獨り廣寧一城、南、開陽驛・拾山站・右屯衛の海口に至る。相去る百餘里。北、我朝新挿の邊に至る。相去ること數千里。東、磐山驛・高平・沙嶺に至り、以て三岔河の馬圍に至る、此れ河西邊の大略なり。河東河西の邊海を合して以て之を觀るに、黃沙滿目、一望荒涼、儻、奸賊の暴發、海寇の突として至るあらば、猝に捍禦に難んず、これ外患の慮るべきものなり。内を以てして言へば、河東城堡多しと雖も、皆な荒土と成る。獨り奉天・遼陽・海城の三處、稍々府縣の規を成せり。而も遼・海兩處、仍ほ城池なし。蓋州・鳳凰城・金州の如きは、數百人に過ぎず。鐵嶺・撫順・惟だ流徒諸人あり。耕種する能はず、又た生聚なし。隻身なるものは、逃去ること大半、略ぼ家口あるものは、僅に此處に老死し、實は地方に益なし。此れ河東腹裏の大略なり。河西城堡、更らに多く、人民は稀少なり。獨り寧遠・錦州・廣寧・人民湊集すれど、僅に佐領一員あり。地方の如何か料理すべきや知らず。これ河西腹裏の大略なり。河東・河西の腹裏を合せて之を觀るに、荒城廢堡、敗瓦頽垣、沃野千里、土ありて人の全く恃むべき無し、此れ内憂の甚しきもの、臣、朝夕思惟するに、外患を弭めんと欲す、必ずや當きに隄防を籌畫すべし、内憂を消せんとすれば、必ず當きに根本を充實し、以て久遠之策を圖るべし。

右の意見書は、遺憾なく、清初に於ける遼東の光景を叙述したものと視ることが出来るであらう。張は、遼河以東に、城堡は多いが、それは、皆な荒土となつた、奉天・遼陽・海城の三處は、稍々府縣の形をなせども、遼・海二處には、何等城池の設けすらないといひ、さらに駭くべきは、蓋平・鳳凰城・金州の三要地が、區々數百人の居住あるを見、鐵嶺や撫順を充たすものは、流罪の人々のみであるといつて居る。彼れは、又た、遼東・遼西を通過して、荒城廢堡、敗瓦頽垣、沃野千里にして、而も人の恃みとすべきものがないとの歎息を發して居るのである。吾人は前にも述べた如く、彼れの意見書は、康熙大帝即位の春であるから、順治十年の招撫例が公示されてから、約そ八年の久

しきを経たものと解せられるに關はらず、遼東・遼西列邑の殘破は、依然として、目もあてられぬ光景を呈しつゝあつたといふ、果して然らば、順治年代の招撫例が、幾何ほどの効力をも顯はさなかつたといふことを明白に想像し得るのである。かくて、吾人は、康熙初年に於て、頻りに、右の招撫例の上に格外の恩典の追加せられた事情に思ひ及ばざるを得ない。一六八八年、康熙大帝によりて發せられた招撫例停止は、別に甚大なる政策の意味に於て考察せざるを得ないのである。

**傳説の移民原地に對する吾人の解説** 吾人は、滿洲の舊慣調査に従事しつゝある人々によりて、遼東現在の舊戸が、その原籍地について、一種共通の傳説あることを知つた。それは、彼等が、自己の祖先は、皆な順治の初に於て山東・直隸及び小雲南(貴州)大雲南(雲南)等の他省から撥遷移住されたものであるといふ傳説である。そこで、解釋するものは、山東・直隸二省の民の撥遷は解すべきも、雲南や貴州の、人民の、順治年代に撥遷されるといふは、年代に相違がある、何とならば、吳三桂の叛亂は、康熙十三年で、その平定されたのは、約そ七年の後であるではないか、且つ當時の俘虜は、擧げて臺丁に編入したもので、官莊の壯丁に採用されたことは斷じて無いといつてあるが、吾人は、此解説に對しては、遽かに同意し難いものがある。いふまでもなく、解説者の見の如く、遼東の雲・貴移住者といふものを、吳藩平定後のものとすればこそ、さる疑ひも起るのであるが、若しその以前に於て、右の機會があつたとすれば、解説者は、それを否定するを得るであらうか。吾人の見解では、清軍の愈々雲南府に入つたのは、順治十六年代で、その前一年を以て貴州に進入して居る。當時の將軍には、吳三桂も加はつて居つたが、郡王、貝子の滿洲貴族も、ともどもに兵を進めたのであつた。雲南平定の際には幾何の俘虜やら、投降者やらを收容したか、その精確を知



らぬのであるが、滿洲貴族が、それらを引率して北京に凱旋し、やがては、自己の官莊の壯丁として、遼東に撥遣したといふことも、道理ある想像とせざるを得ないのであらう。舊慣調査の人々の報告によると、官莊旗丁の、皆な北京遷都後、清朝に歸服したものであるといふことは、この想像と併せ考ふべきである。

三、如何に帶地投誠を見る

**帶地投誠とは何ぞ** 帶地投誠は帶地投充とも書かれてあるが、いづれにしても、漢人が自己の所有地を携帶して權威ある滿人に降服するといふ意味に外ならぬのである。帶地投誠は、投誠者が、獻地を行ふと雖も、その耕作權の依然たることは、吾人の豫め知るべき要件であらう。清の太祖・太宗は、兵力を以て遼東を取つた、すると、その地方に在つた漢人は、土地を所有したまゝ投誠する。古の所謂國君が、その社稷を奉じて降るといふ形を行くのであるが、被投誠者たる清廷は、喜んで之を受け、安じて之を愛撫するのであつた。尤も右に關しては、例外も行はれたであらう。されど、大體に於て、投誠地は、原狀のまゝ、地主の料理に一任するを便宜としたのである。何故に、清廷は、投誠者の耕作權を剝奪せず却つてそれを利用したかといふに、これは、吾人の前節に指摘した如く、清國それ自らが久しい交戦の結果、自らの糧餉に缺乏を告ぐる、糧餉缺乏は、種々な原因もあるが、第一には耕作力の缺乏から來るといふので、成るべくだけ、農民を招徠することとなつた、そこでもつて、帶地投誠者は、争ひて、新興國たる清廷に走るといふことになる。

**田産攘奪の奸手段** 帶地投誠は、北方支那に於ける漢人の如き、歴代戦亂の間に浮沈する百姓にとりては、寧ろ當

然であると思はれざるを得ないのである。兵革の衝に、生死する人民が、自ら干戈を採りて捍衛するといふ武力に缺如する限り、南人來れば南人に附し、北人來れば北人に附して、保身の道を講ずることは、これ又た必由の徑路と考へられ、その帶地投誠の一法こそは、永久にその自家を保有する名案であると認められるが、かかる場合に於て、不逞無頼の徒は、多く他人の財産を指して、自己の所有産業であると強辯し、その結果は甚しい紛争を醸すに至つた。不逞無頼の徒が、帶地投誠に混じたといふよりは、帶地投誠が殆ど不逞無頼の徒によりて滿たされたといふことは、これ又た吾人の知らざるべからざるところである。彼等は、始めよりして、此の名目をば、田産攘奪の活手段とするのであるから、その剝害は、寧ろ到らざるところ無しといつてよい。彼等には、地租又は差役を廻避するがために、親貴の門に投誠したのもある。官命を拒否するものもある。進んでは賊巢をなすほどのものもあつた。投充漢人に剝害された結果、自らも憤慨し、投誠して、争證をなすものもあつたといふに至りては、沙汰の限りであらう。大約そ、これら漢人の所業は、北方支那に限らず、一般不良漢人の性格でもあるから、免れぬところであるが、その、ここに至らしめたことについては、尙ほ吾人の思念すべき原因がある。

**清室諸王の跋扈** 吾人は、右の主なる原因として、清室に於ける諸王の跋扈を、指摘せざるを得ない。清朝の初年は、太祖の時代を考ふるに、諸王の財産は、即ち太祖の財産で、その間に何等の賤離を見なかつたのであるが、太祖没後に於ける清廷は、實に、諸王の聯立内鬩ともいふべきものであつた。吾人は、かつて小著（清朝全史上卷）に於て諸王の不和を縷述したことがある。

金國諸王の不和



太祖の概未だ冷かならざるに、早くも宮廷に、一種の悲劇を演ぜしが、太宗即位して、一時の靜平を買ひ得たるは、前に言ひ及べり。いふまでもなく、こは太祖が明確に汗位承繼者を指示せざりしに原因すれども、實は諸王の勢力の各々相持して下らざるに基く。太祖には十六子ありけるが、長子褚英の萬曆中に罪を獲て殺されし外、何れも健在せり。加之、金國には、太祖が遺子の外に、弟舒爾哈赤の遺子の存在せることを知らざるべからず。彼等の多くは、實に太祖の下に在りて千軍萬馬に馳驅せる百戰の將軍にして、且つ又た強勢なる兵力を掌握せしなりき。左表は、天命十一年即ち太祖死没の際に於ける諸王の年齢を表出す。

名	別	年	齡 (天聰元年)	卒	去	年	月	備考
褚英	(一)	未	十六	萬曆四十三年	正			法
代善	(二)	四	十六	順治八年				
阿拜	(三)	未		順治十年				
湯古	(四)	未		崇德五年				
賽古爾	(五)	四	十	天聰六年	追			削
塔拜	(六)	未		順治十年				
阿巴泰	(七)	三	十九	順治三年				
太宗 (皇太極)	(八)	三	十五	崇德七年				
巴布泰	(九)	未		順治七年				
德格類	(一〇)	三	十一	天聰九年	追			削
巴布類	(一一)	未		崇德八年				
阿濟格	(一二)	未		崇德八年				

額慕布	(一三)	未		順治三年					
多爾袞	(一四)	十	五	順治八年					
多鐸	(一五)	十	三	順治六年					
費揚古	(一六)	未		順治六年					
(以上太祖諸子)									
阿敏	(一)	四	十二	天聰十四年				死	
濟爾哈朗	(二)	三	十一	順治十二年					
(以上舒爾哈齊の諸子)									
杜度	(一)	未		崇德六年					
尼堪	(二)	未		順治七年					
(以上褚英の諸子)									
岳託	(一)	未		崇德四年					
碩託	(二)	未		崇德八年				誅	
薩哈璘	(三)	未		崇德元年					
瓦克達	(四)	未		順治九年					
滿達海	(五)	未		順治九年					
祐塞	(六)	未		順治三年					



(以上代善の諸子)  
阿 達 禮 — 未 詳 — 崇 德 八 年 — 誅 死  
(以上薩哈璘の諸子)

以上の中、代善は最年長者たりしを以て大貝勒といひ、次に阿敏を二貝勒といひ、次ぎに莽古爾泰を三貝勒といひ、太宗はその次位にありしを以て四貝勒と稱したり。總じて此等の名號は、太祖が生時に定められしものにて、金國開創の四本柱とも視るを得べし。然れば、太祖死して、彼等が自立の念に驅られしは、寧ろ想像するを得べく、但た明國に對する交戦の必要に迫られ、繼に國內の一致を贏ち得たるものと解すべし。吾人は此等の諸點より觀取して、太宗の即位は、幾んど有名無實にして、實は、彼等四大貝勒の合議政治に外ならずとす。天聰元年一月の記録によれば、金國の寶位は、必ずしも太宗が獨占ならずして、代善・阿敏・莽古爾泰の三人は、兄行を以て太宗の左右に列坐して拜を受く。「凡そ朝會の儀例此の如くありき」とあるに徴すれば、吾人の想像は寧ろ誤らざるを信ずべし。あり體に告白すれば、太宗の天聰朝は、何等絶對の君位を占めしものあらずして、諸王の暗闘は久しきに亘りて持續しぬ。太宗にして内、金國を統御せんと欲せば、自から此等の問題に對して一大考慮を費さざるを得ざりき。

右の如き、諸王の暗闘は、太宗が清國の國號を掲げ、自ら帝位に即いた時を以て、一時終熄したかに思はれたが、その實際は、然らずして、順治・康熙の二代を経、雍正代に至りて、漸く諸王の跋扈を禁遏することを得たのであつた。然らば、この諸王の跋扈が、帶地投充に、如何の關係を有するかといふに、諸王は、皇室の利益といふことよりは、先づ自己の莊園を擴大せんことを企圖するの念が熾烈である。眼底に皇家なく、唯だ私財のみこれ圖るといふ諸王の態度は、清初でも清末でも同じことであるが、これが即ち不逞漢人の利とするところたらざるを得ない。皇室といふものの滿洲人で成り立つことは、いふまでもないことで、滿洲本位といふことも、十分に看取さるゝが、北京

遷都後の清廷といふものは、既に他の一面を包容した。奉天に、その昔、小朝廷をなしつゝあつた時代に、金・漢(金人と漢人)の權衡を得るといふことも、時には低聲で唱へられたが、今日では、滿・漢包容の大旗を掲げて進まざるを得ないのであつた。清廷の滿洲本位なる偏見も、かくて調節され、殊には、内治行政に關して、その萬曆(明代)の初政に復するといふ誓約も提倡されたる手前、朝廷は、手厳しく不逞漢人の行爲を取締まらざるを得ないのであつた。諸王貝勒等親貴は、いつもこれに反對する。

**帶地投充の禁止令出づ** 吾人の想像は、違はずして、朝廷は、一六四七年(順治四)を以て、愈々帶地投充を永遠に禁止するの命令を公示した。公示された上諭の大意には、多數の漢民が、貧富を論ぜずして、相率ゐて投充し、投充後は、横暴至らざるなく、官命に服せないものがある。かゝるは、窮民を軫恤するの初意に反するといふのであつた。政府の意思の、如何やうであつたかは、これで、明白であるが、さてその實際の十分に行はれたといふ保證は無い、否な或る時期には、却て投充の激増したこともある。畿輔通志によるに、順治・康熙・雍正の三朝で、八旗に投充した直隸一省の莊園は、總計三百三十六萬三千二百畝の巨額に達し、内務府官莊は、尙ほ此外に在るといはれてあるに徴し、順治代の禁止令の効果なかつたことを想像し得るであらう。そして、同書の記事によると、これら投充は、右の三朝以降に互りて、尙ほ續行し、光緒年間に至りても、その影迹が認められた。勿論、その分量は、國初に比較して減少したことであらう。されど、その根絶の不可能は、證せられる。吾人を以ていはしむれば、これやがて、支那人氣質の一斑を語るに外ならぬので、清代以前にも、そのことの認められ、また同様の事實の、將來に繰り返へさるべきは、拒否するを得ぬのである。



## 四、封禁政策の初期

封禁政策の意義 封禁とは何ぞやといふことは、第一に、吾人の前に發せらるべき問題であらねばならぬ。封禁は文字の示す如く、滿洲の疆界を嚴にして、外人なり、外人の勢力なりを防禦するといふことであるが、要するに滿洲人は、その祖宗の發祥地を、長へに保存するといふ用意の下に採用された政策であるといつてよい。右の政策は、唐の太宗や、明の永樂帝や、元の世祖などと匹敵するも、遜色を見ないといふ康熙大帝の畫策であるとも附言されよう。たゞ吾人をしていはしむれば、事の成るは、成る日のに成るに非ず、必ずや幾何かの順序を経て、その大成の域に達するものである。例へば、萬里長城は、秦の始皇によりて創建されたといふけれども、實際は、その前代戰國の時に、燕趙諸國の、北狄防禦の必要から、築造して置いた長城を連接して、それに一大修繕を加へたもので、彼れによりて創建されたのではなかつたのである。長城創建といふことは、前代にも必要なりし如く、秦代にも必要、又たその後代にも必要であつた。いはゞ北狄を防禦するには、長城の形で行くといふ一貫した思想の、秦によりて大に成就されたと解せられ、歴史の表面には、此の一大功業は、始皇帝であるといふことに記載せられるのである。吾人は、滿洲封禁といふを以て、同様に解せざるを得ない。それを大成したのは、康熙時代ではあらう、但だこの封禁の濫觴は、之を前代に求めざるを得ないのである。勿論時代により、意識されたこともあり、意識されざることもあつたが、女眞人(滿人)の立場は、かくあるべきを要求したのであつた。封禁の字面を特定地域にのみ認めんとするの說もあるが、今は従はない。

山海關と漢人免票制度 吾人は、第一に支那本部と滿洲とを連結するところの山海關について、吟味せざるを得ないのである。滿洲人が、北京遷都以後、直ちに此關門を把握して、往來を觀察したといふことは、これ又た容易に首肯さるべきことである。彼等は、絶對に漢人の滿洲侵入を拒絶せんと欲したらしい。されど、それは、不可能であつた。何とならば、彼等には、帶地投充の漢人もあれば、漢軍旗人のそれもあつたのである。そこでもつて、彼等の政府では、山海關道に命じて、路票を出さしむることとし、それを所持せないものは、法に問ふといふことにした。路票の形式は、本人の貫籍や職業の記載は、いふをまたず、その行先地點の記入を要するのである。路票下付には、徵税があつた。當初の税額は一票につき制錢十七文の定めらしく思はれるが、果して定制の如く行はれたか、どうかは、疑はざるを得ない。かくして、漢人は、その目的の旅行を終へて、再び山海關に指しかゝるや、そこで、所持の路票を關吏に返還して、やがて自由の身となるのである。山海關には、「天下第一關」といふ扁額をかゝけてある。それは、清初も清末も渝りがないが、この關上で試みられた漢人禁遏法は、やがて、設定された柳條邊牆の各邊門に適用さるゝのであつた。

蒙古防禦の劃界行はる 次ぎに、蒙古人の、滿洲侵入に對する防禦が講ぜられた。吾人は、この時代の初期を以て、順治五年(一六四八)より同七年(一六五〇)前後に定めたいのである。清朝の會典事例は、吾人に下のことを語つて居る、曰く外藩邊外(蒙古)の地畝の丈量は、順治五年に行はれたので、蒙古人をして、各々その疆界を守らしめ、境を越ゆることを許さない。同じく順治七年には、この規程が詳密にいつて、外藩蒙古は、每十五丁に、廣さ一里(清里)縱二十里の土地を給與することとなつたとある。蒙古人は、彼れが如く游牧の民で、所在に青草を逐うて轉徙す



るのであるから、それらの上に、土地を限定するといふことは、事實上、非常の艱難であるとともに、その當時に果して實行されたかどうかといふことは、始めより疑はざるを得ない。然らば、此法規は、どの點まで信を置けるかといふに、滿洲と蒙古との境界線は、此分地の施行の結果として、自ら劃定せらるゝに至つたのである。記録には、錦州の新臺邊門は、順治十一年（一六五四）に創建されたことを報じて居る。吾人は、以上の觀測の下に、滿蒙境界の第一期は、遼西に行はれた、即ち土默特及び喀喇沁蒙古と滿洲との地界は、略ぼ限定されたものとする、第二期に至りては、科爾沁の西部と滿洲との地界のそれであらう。法庫邊門の康熙元年に建設されたことに徴すれば、劃界のことも、此年の前後に行はれたことを想像し得る。

**滿蒙劃界吉林に及ぶ** 第一期と第二期とに於て、山海關から遼西の北邊を繞り、法庫門に達する一線の、略ぼ劃定され、而も開原以北は、尙ほ自然に放任されつゝあると觀測されたが、一六八一年には、巴彥佛羅・伊通・赫爾蘇・佈爾圖庫巴爾罕の四邊門が、遽かに創建されたのである。右、四邊門の位置は、吉林の北、馬當溝といふ松花江の沿岸から、今の長春の東にある石碑嶺の西を過ぎ、殆ど南滿鐵道に併行し、開原の威遠堡門外に達する線上に設けられ、それを連接した一線は、滿蒙の境界であるといふことに定められた。清朝が、何故に、この一線を限定したかといふに、それは、多分、松花江の支流と東遼河との分水嶺を基礎としたものであらう。馬當溝即ち松花江の對岸には法特哈門といふのが設けられ、殆ど一直線に、五常廳の界に一線を劃せられた、線内は乃ち吉林、線外は蒙古といふことになつて居る。法特哈に駐防八旗を置いたのは、やゝ後であるけれども、打牲烏拉の設定に、國初（太祖）されたことを思へば、この一線も他の四邊門と略ぼ前後して劃定されたことを想像し得るのである。尙ほ附言すべきことは、遼

西の如き山地であるならば、邊門は、獨立して先づ設定せられ、然して後に劃界の標識も議せられるであらうが、開原以北の如き地方では、境界の多くが平地に設けられたのであるから、邊門設定といふことは、直に劃界を語るゝとするを得るのである。以上吾人の所説にして、大差なしとすれば、蒙古人防壓の警戒線は、一六五〇年代から着手せられ、一六八一年代で略ぼ決定を見たといつてよいのである。然り、それらの警戒線は、略定であつて、必ずしも不動であるといふことを得ない。

**朝鮮防壓の劃界** 鮮人の侵入に對する防壓は、國初（太祖・太宗）以來屢、講究せられたことを想像し得るのである。一六三八年代に、太宗は、靉盤といふ鴨綠江下流の地方から鳳凰城を經、今の嶺場邊門に達する一線に於て防壓工事を施したことがあつた。當時戸部のいふところを見るに、新界は舊界に比して、各、五十里を展出して居る。そこで工事に費すところの釘梢やら繩索やらに、鳳凰城一地だけでは、不足を告げた云々とあるに徴して、舊界にも、それらの工事の施されつゝあつたことを推測し得るのである。吾人は、此地點に防禦工事を施したといふことについて多少の疑問を抱かざるを得ない。朝鮮と滿洲との間には、鴨綠江といふ大河がある、それにも關はらず、太宗は、何が故にかゝる地帯に於て、邊界を劃したであらうか、清朝側でも、朝鮮側でも、右に關しては、何等の記録も徵證されぬのである。靉盤から嶺場邊門までといへば、略ぼ、鴨綠江の側面を防禦するに足るのである。然らば、それより以北、旺清邊門より、進んでは、長白山地帯に出て、尙、東して豆滿江の流域に出る一帶に於ては、如何の状態であつたであらうか、これ又た吾人の知らんとするところであるが、兩國の記録は、聊かもその實相を傳へぬのである。果して然らば、太宗の用意は、遂に右の地域には及ばなかつたであらうかといふに、吾人には、それを打ち消すに足る



べき左券は、何程も提供されるといはずを得ない。左券とは何ぞや。それは、清國と半島の王廷とは、明の萬曆以降無窮の葛藤を重ね、半島は太宗によりて、前後兩回ほど大兵を加へられたが、その問罪の主題の一として、毎々犯越といふことが標榜せられるのであつた。

**空間地帯の設定行はる** 請ふ吾人をして、犯越問題の一端を語らしめよ。清朝では、天聰元年（一六二八）を以て、江都會盟をば、朝鮮の宰臣との間に訂約したのであるが、右の盟文には相互に封疆を嚴守して、相犯かさずといふことが認められてある。既に封疆嚴守といふことの盟府に載せられてある以上、兩國使臣の間には、それぞれ意見の交換も行はれたであらう。假令今日の如き精確な地界を指定する能はざりしにせよ、相當の疆界線は、決定せられたであらう。吾人は、斯く解するを以て、妥當の見解であるとするのである。朝鮮は、爾後その約束を守らずして、やがて外交上の紛議を起したことは、下の文書で證するを得るのである。

今年（天聰五年）五月内、貴國（朝鮮）の十人九馬、我國の卜兒哈鬼地方に至りて獵を行ひ、札怒に捉住せらる。四人九馬は、放ち回す。その六人は逃散せり。九月内、貴國人、灰扒地方に來りて空參（人參採掘）し、その人と對戦し貴國人殺さる。又九月内に於て、貴國人、島人（毛文龍）と同じく寬典に來りて空參し、我人に一名を捕へ得らる。平壤の官、反て東南明（董納密）に對して説ふ、此人逃れて、我國に在りと。盟好より以來、只だ貴國人の屢、界を越えて、事を生ずるあり、我國會て一人の界を越えしものありや否や。（下略）

この文書に卜兒哈鬼地方とあるのは、今の東間島の地方をいひ、灰扒とあるのは、今の輝發をいひ、その寬典とあるのは、寬甸縣をいふのであるから、その地方が、當時清國の領土であつたといふことを得るのである。ともあれ、

この紛擾は、依然繼續し、一六三七年に、再び戦端が開かれた。前役の後、正さに十年にして、半島は殆ど蹂躪され、その國王は、面縛して、太宗の脚下に哀を乞うた。此際の和約にも、越界逃人の送附のことの認めてあるところより察して、境界といふことも重ねて約定せられたと想像し得るのであるが、これ又た何等兩國に於ける當時の文献の徴すべきものがない。然るに、佛人デユ・アルドのデスクリプション・ド・ラ・シーヌといふ書中には、滿洲方面の實測圖があつて、それによるに豆滿江外に於て、鹿屯を包括し、黒山山脈から、寶巖山に互り、鴨綠江の上流に入る頭道溝より十二道溝に至る諸水と、松花江の西大源諸水との分水嶺たる長白山の支脈から、佟佳江本流の稍々西方を経て大小鼓河の水源より、鴨綠江と鳳凰城の中間に至る線を、その圖上に劃し、そして之が説明としては、

鳳凰城の東方には、朝鮮國の西方の分界標がある、蓋し滿洲は、支那を攻むるに先ちて、朝鮮と戦ひ、之を征服したのであるが、その際、長柵と朝鮮の國境との間に、無人の地帯を置くことを議定した。此の國境は、圖上點線を以て表出したもの、これである。

と認められてある。此記述は、一七〇九年（康熙四十八年）に於て、聖祖（康熙）の命を奉じ、清・韓の國境實測に従事した西洋人レージ（雷孝思）の備忘録より引用したものであるから、決して根據のないものではないと思ふ。無人地帯は、即ち間曠地域であるが、何故にこの方法をとつたかといふに、それは鮮人の頻繁なる竄入に對して、かくするところが、最上の防壓策であると思惟しらしい。雍正九年中、朝鮮からの咨文には、此邊柵及び空間地帯が、太宗朝に設定されたものといつてある。



五、柳條邊牆とは何ぞ

劃界上に置かれたる邊牆の形式 以上吾人の所説によりて、滿洲とそれに隣接した國々との境界が、略ぼ順治・康熙の間に取り決められたことを知るであらう。境界は、單なる境界ではない、實に外人防壓の意味で劃定されたことであれば、その形式には、格段な意義の加はつたことを知らざるを得ないのである。清廷は、熟慮の末、愈々邊牆をその境上に設定するといふことに決意した。邊牆なるものは、これまで支那人によりて支那本部にも滿洲にても採用せられた外敵防禦の形式であるが、彼等支那人は漸次にその組織を改め、明代になつて、長城の多くの部分は、堅固なる磚で、築き上げられ、その要衝には、砦やら、燧燧やらが配置せられた。長城の上には墩臺といふものもある、それらは圓形の磚體で、繩梯子で上下したものである。長城も、多くの場合は、邊牆の名で呼ばれた。滿洲に於ける明代邊牆の形式について、吾人は、かつて、次ぎの八種を挙げたことがある(明代遼東の邊牆參照)。

- (イ) 劈山牆。此種類の邊牆は、天然の地形乃ち山脈を利用し、それに多少の人口を施したるを指す。開原の東北、及清河城等の外邊は大方此種類に屬せり。
- (ロ) 石牆。此種類の邊牆は、天然の地形を利用し、その上に石造の短牆を施したるもの如し。錦州の虹螺山附近、鳳凰城附近は、大方此種類に屬せり。
- (ハ) 石塚牆。石を積み上げたものなり。
- (ニ) 山險牆。此種類は、全く天然の地形を利用したるものにて、大山脈或は險阻なる峻壁に據れり。寧遠の西北の一帯のごとき即ちこの種類に屬すべし。
- (ホ) 土牆。此種類の邊牆は、土を用ひて築造したる厚き壁なり。主として遼河の沿邊を包圍せり。廣寧の東北にては、其

高一丈二尺なりき。遼東にても大方此丈尺を越えざるべし。土牆の内外には各一條の壕を穿てり。

(ヘ) 柞木牆。此種類は、一種の木柞なり。清河城附近の太子河谿谷には、此種の邊牆を施せり。

(ト) 木板牆。此種類は、木板を用ひて作りたる障塞なり。清河城の外邊に間、使用せらる。

(チ) 磚牆。磚にて築造せらる。海城・遼陽の西邊に於て、此種のものありき。

右の八種邊牆は、支那本部のそれと接続すべき近似の組織で支持せられて居る、そして、どちらといへば、支那人が各種の地方、各別の時代に於て採用した形式を雜然として一處に併設したかの觀がないでもない。邊牆なり長城なりが、絶對の効力あるかどうかといふことは、これまた疑はざるを得ないので、内外の形勢次第、その効果のほども測度せられるのである。清廷はいかなる意向で、その形式の標準を定めたか、明文の徵すべきものを發見せぬのであるが、大體に於て、柳條邊牆のそれを選んだことは、現存の形式で知ることが出来よう。

樹柵と邊濠 柳條邊牆は、二個の部分から成立ちつゝあるのである。邊牆は、その外面に邊濠を穿ち、邊濠の内側に沿うて土堆を置き、土堆の上は柳樹の柵を植列するを以て、通例としたらしい。それは、乾隆十年中、御史和其衷といふものが、向來各邊、木を編みて柵を爲し、以て内外を限り、柵外に濠を竣ひ、以て越度を禁ずとあるので、知ることが出来る。いづれにしても、柳條邊牆は、邊濠と樹柵とを必要なる條件とするものなることは、いふをまたない。清末遼西の旅行者は、彰武臺邊門の邊牆修理に關し、邊門吏から、奉天將軍に呈出したといふ見積書を、吾人下記の如く報吾する。

西三臺邊柵例式程途里數清單

邊濠 深八尺、底寬五尺、口寬八尺、

第八 滿洲の封禁及び其の價値



邊柳 一步三棵粗應四寸、高應六尺、塗土埋二尺、降剩四尺、邊外大路二丈六尺寬、區內馬道一丈一尺寬、  
 首臺 自彰武臺邊門西邊牆一起、至雙臺子封堆、計五十四里半  
 中臺 自雙臺子四封堆一起、至王莊屯封堆、計五十三里半  
 西臺 自王莊屯封堆一起、至白土廠門東邊封堆、計五十里半  
 以上自彰武臺邊門至白土廠門、計程一百六十二里半

以上の外、旅行者の、親しく邊吏に就いて聴取したところを綜合するに土堆は、高さ三尺、幅三尺、濠は、幅五尺、深さ五尺、といふのだから、土堆は濠を合せて、高さ八尺幅八尺である。牆の一説には、土堆を中央にして、内部に幅七尺、深四五尺の濠を、外側にも幅八尺深四五尺の濠を穿つたとも傳へられる。土堆に植ゑられた樹柵について、旅行者は下の如く觀測する。柳樹は、長さ六尺の材を地中に二尺、地上に四尺を現はし、之に横に柳木二本を以て栓ひ、或は柳枝を以て編條をつくる。柳樹の間隔は約一尺七寸、即ち五尺の間に、三本を植ゑるといふ割合であると、吾人は、大體に於て、此の旅行者の報告に聽從せざるを得ない。然らば乃ち今の柳條邊牆なるものは、柳樹で成立つところの長柵に外ならぬので、柳樹は、容易に、それらの地方に根づくところから、年月を経るにつれて長大し、やがて千里の長林を形成した。若し柳邊柵略の著者が稱するところの、柳樹を挿邊しつゝあるといふやうな文字に拘泥して、始めより、柳を植ゑつけたものと解することは、吾人の首肯する能はざるところである。

予が見たる現時邊牆と邊門 明治四十年中、吾人は開原なる威遠堡門を訪うて、その邊門外に、柳條邊牆を踏査した。後數年、長春から石碑嶺にいつた時に、ゆくりなくも、再び柳條邊を通過した。柳邊に對する吾人の智識は、以上二回の實見によるのであるが、不幸にして、兩處ともに、千里の長林を見ないで、徒らに、截斷せられた無數の老株を望むに過ぎなかつたのである。之を邊門の老吏に質せば、それは三十七八年役に、日・露兩國兵によりて切り取られたのであるといつて居る。それらの事情は、たしかに、今日の落窠を致したであらうと思はれるが、久しく馬賊や金匪の横行に委ねた滿洲のことであれば、必ずしも、此戰役の影響といふを得ない。邊濠そのものについて視ても、或る部分などは土堆と併行して、何等の深さも、痕跡も、今日に留めないところが多い。滿洲旅行者の實査によれば、西柵は、概して猶ほ原形を認むところあるも、東柵は殆どその痕跡を留めない、往時關門の設けあつた村落の名稱で、僅にその方面を搜り得るのみといつて居る。

邊門は、邊内外の交通路に設けられた關門で、俗に門上又は邊上といつてある。それらの地には、下の如き邊門が置かれたのであつた。

長城(山海關東)より開原威遠堡に至る間

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 明水堂門 (寧遠州)   | 白石嘴門 (同)      |
| 梨樹溝門 (同)     | 新臺子門 (寧遠州及錦縣) |
| 松嶺子門 (錦州及義州) | 九關臺門 (義州)     |
| 清河門 (同)      | 白土廠門 (廣寧縣)    |
| 彰武臺門 (新民府)   | 法庫門 (法庫廳)     |
| 科昂門 (開原縣)    | 山老大門 (昌圖府)    |
| 馬千總大門 (同)    | 布爾圖庫門 (同)     |



半拉山門 (昌圖及奉化縣)  
 伊通河門 (長春府)  
 法特哈門 (吉林)

赫爾蘇門 (奉化)  
 巴彥俄羅門 (同)

開原より鴨綠江口に至る間

威遠堡門 (開原)

英額門 (同)

旺清門 (興京及通化)

雄廠門 (興京及懷仁)

靉陽邊門 (鳳凰城及寬甸)

鳳凰邊門 (鳳凰城及安東縣)

右邊門について、滿洲旅行の實査者は、下の如く語つて居る。各邊門の官吏は、規定によると、蘇喇(間散)章京一人、筆帖式一人、披甲十名の定めてあるが、實際に於て章京(防禦)一人の下に、部下三十人乃至四十人の旗兵がある。是等の旗兵は、通常十人を一班とし、交代に邊門を守備する。その任務は、關門の開閉、交通往來の看視などである。されども、遼西地方の關門は、廢頽せるもの多く、全く門扉をすら缺けるものもあつた。然り、今日では、有名無實ではあるが、關門は皆要衝であるから、地方官は、大抵此等邊門の所在地に税局を設けて、徵稅を掌りつゝあると。但だこれらは、清朝末期の光景であつたのであらう。

### 六、封禁政策の三大因

漢人竄入の防壁 吾人は、今や清廷の、何が故に滿洲全土に對して、封禁政策を施したかといふことについて、適

當の批判を加ふべき順序に到着した。吾人は、その第一原因として、漢人竄入に對する防壁といふことを擧げざるを得ないのである。漢人の國家即ち明國と女真人とが、互互にその國界を嚴守して、苟くもせなかつたことは、實は今日に始まる問題ではないのである。清の太祖實錄によるに、今の開原の東南から、清河城方面に亘つて、遼東の漢人と、太祖との間には、かつて界標を立て、苟くも越界者あらば、その何國の人たるを問はず、直に死罪に處するといふ約束の結ばれたことがあつた。太祖は、之れを遵奉し、自國人の犯罪者をば見出して、之を界石のほとりで斬殺した。明人には、始めより遵奉する意志がない。そこで、毎年竊かに竄入して、攘奪を肆にするから、自分は、捕へて之を死罪に附したところが、彼等は、却て、我が態度を否認し、遂に我が使者を界上に殺したといつて居る。太祖の後年獨立旗を翻した時に、右の事實を告天七大恨の一として數へつゝあるに察して、その、いかに漢人竄入を重大視しつゝあつたかといふことを了解するを得るのである。然れども、吾人をしていはしむれば、太祖が告天の恨事とするのは、漢人竄入によりて生ずるところの軍事上や、國防上の損害をいふのではなく、全くそれにより滅殺さるゝところの經濟上の影響をいふのである。經濟的影響とは何ぞや、外ならず、人參私掘事件即ちこれである。

人參採採は國家の致命 野生人參の採掘と、その貿易によつて得るところの利益の滿洲唯一の財源であつたことは、今更らに吾人の叡々を要せぬのであらう。柳邊紀略の著者は、遼東野人の諺語として「遼東に三件の寶がある、貂皮、人參、護臘草のそれである」といふが、同じく、寧古塔人の間にも、寧古塔に三様の寶がある、人參と烏臘と貂皮とをいふといつてある。いづれにしても面白い諺語である。貂皮が珍重され人參の同じく貴ばるゝことは、自ら明かであるが、護臘草(烏臘)の尊重さるゝといふ意味は、前二者と自ら異なる性質を帯びて居るのである。護臘草とい



ふのは、一種燈心草のやうな草である。滿洲人は、それを採收して、乾燥し、冬の活動期に入つてから、凍傷を免るために、その草を用ひて脚先を包み、その上に牛皮で作つた粗大なる靴を穿つ。奉天の宮殿には、昨今までも、太祖や太宗の穿たれた靴と、この草との保存せられてあつたことを記憶するのであるが、吾人は、それに對して、清朝祖先の生活のいかやうであつたかを想ひ出さざるを得なかつたのである。彼等は、護臘草あるによりて、得意に山野を跋渉して、貴重な天産物を採收し得るのであつた。ともあれ、人參そのものの採取權を保護するといふことが、女真人の急とするところであり、それや、かれやで、太祖は、遂に擧兵の已むなきに至つたものと觀測されるのである。説をなすものには、太祖の時に於ては、或は然るべし。順治・康熙の時代は、既に支那本部に君臨したるに非ずや、國家の資源を索むる、何ぞ曩時の陋態を學ばん、封禁の意味を這般人參問題に求むる、亦た誤らずやといふものもあるが、吾人をしていはしむれば、順治・康熙の際であればこそ、一層この問題に接觸したるなれといふの一語を以て回答せんと欲するのである。

**人參の價值** 貿易市上に於ける人參の價值について、吾人は、尙ほ二三の説明を要するのである。支那人の記録によると、黃參一兩(我一〇匁一七強)が、五千文乃至銀十兩といふ相場は、康熙五十年代のことであつた。それが乾隆十五年代になると、銀一兩六錢で人參一錢(一匁一七一)に易へ、同二十八年代には、三兩二錢乃至五錢の相場となつた。乃ち、康熙時代に、一分(我一厘〇一七二)十錢といふのが、是に至つて、二倍乃至三倍となつたわけである、それが又た道光年代になると、十餘倍に上り、中人十家産、不<sub>レ</sub>滿<sub>二</sub>一杯味<sub>一</sub>といふことになつた。諸種の記録を綜合すると、太祖や太宗の時代で、朝鮮人の、明人に賣りつけた北京相場は、一斤大概二十五兩内外であつたらしく思はれる。

から、彼等の平和時代には、大約その見當で取引したもので、彼等に十萬斤の收穫あつた場合には、その價值は、二百五十萬兩を計上することとなるのである。人參が、從來、國家の至重政策を以て視られたことは、自ら明白であるであらう。新に北京に遷都したばかりの滿洲朝廷の財政は、滿洲より得るところの利源に對して、彼等は、注意を拂はぬまでに、その度支が、潤澤を告げたであらうか。これは、何人も、想像し能はざるところである。かの康熙大帝が、その即位の翌歲(一六六三)を以て山海關で從來發行して來つた滿洲出入許可票を取り上げて、之を中央の兵部で發給するといふことに更改したことは、此間の眞消息を説明するものではあるまいか。

**山海關の人參夾帶取締** 人參とのみ限らない、貂皮でも、東珠でも、約そ滿洲方面から徴せらるゝところの天産物に對して、康熙初年の朝廷が、いかに神經を鋭敏にしたかといふことは、下に摘録するところの柳邊紀略の記事で知るを得るのである。

山海關……額して天下第一關といふ、今、和教大<sub>一</sub>員、佐領八員、騎騎八員、兵三百六十四名を設け、永平府通判一員を移す。過客を識して、藩(人參)貂(貂皮)を搜るのみ。凡そ出關者(滿洲への旅行者)は、旗人は、須らく本旗固山額真より牌子を送りて、兵部に至り、滿文票を起すべく、漢人は、兵部に呈請するか、或は、隨便の印官衙門より漢文票を起す。關に至れば旗人は、和教大の北衙に赴きて、記簿驗放(人名票號の登錄簿)し、漢人は、通判の南衙に赴きて、記簿驗放す。……進關者(支那本部へ入るもの)は、出時に檔案(臺帳)に記有する、あれば、藩・貂を搜驗せられし後、查銷放進(登錄記號銷除)せしむ。否らざれば、漢人は、關衙門(山海關道)に赴いて票を起し、かくて南衙より驗進せしめ、旗人は、北衙に赴きて即進す。蓋し外より入關するに、旗人は必ずしも、部票を起せず。人藩(人參)に至りては、惟だ朝廷及び王公の歲額のみ入ることを得、餘は皆な入るを得ず、入るものは死せしむ。こゝを以て、藩(參)買は、敢て公行せず、或は守關者に贈賄し、或は、夜間、城を踰えて入り、或は晝間草車糧車を壓するに托して詐入す。康熙己巳庚午の間(一六八九—九〇)天子屢々守關の吏を責め、或は死罪に或は流罪に充て行へり。贈賄乃ち



行はれず、やがて、他口より入り亦た海に浮びて、天津・登州より来るものあり。貂皮の禁は、稍寛なり。然れども、その一等貂(貢貂は三等に分つ)を携へて来るものは、必ず査問に遇ふ。その數量の少にして醜ければ則ち已み、多くして且つ住なれば、中央部に送解し、一等貂は抜いて内務府に送り、その餘は、官より價を給するものとす。(下略)

之によつて見れば、人參の採掘權は、全然滿洲皇室及び王公の獨占に屬するもので、一般人民は、旗人でも許されなかつたことが、明白である。況んや彼等漢人に於てをや。人參の貴重さるれば、さるゝだけ、それだけ、一般漢人の慾望を刺激し、これと同時に、政府の禁令の布かるれば、布かるゝだけ、それだけ秘密の行動が累加するのである。吾人の想像では、順治年代に於て滿洲旅行票は、山海關道で、隨意に發行して居つたものであつたが、請托やら收賄やらで、一向その効をなさぬところから、康熙年代に至つて、直にその發行權を中央に收めたものがなあらう。柳邊紀略の著者は、帝の累次の禁令と執法とで、贈賄の行はれなかつたことをいつて居る。然れども、これは極めて暫らくのことで、何時まで効力あつたかは、寧ろ疑はざるを得ない。山海關の防壓の嚴重なる結果、反對に天津や山東から旅順口や鴨綠江方面の海岸に上陸するものが續出したといふが、これも信ぜらるべき事實であらねばならぬのである。若しも、かやうの事柄を、際限なく考ふるときは、吾人が前に指摘した康熙七年の招民例停止は、或は人參問題と、何等かの交渉あるやも測りがたいのである。

**朝鮮防壓も人參問題** 人參問題は、同じく鮮人の防壓に對しても、適用される。野生人參の產地については、前にも言ひ及んだが、概して長白山彙から、沿海州の西部を走るところの完達山彙を主とするので、それらの土地が、朝鮮に接續して居るといふことは、吾人の知らざるべからざるところである。人參に關する記録によるに、野生人參は朝鮮の東北部、乃ち長白山の東南山谷にも發生する。然れども、その產出物は、山の西北部に生じたものに比して、勝るといふことはないといふのが、定評であつた。そこでもつて、韓人の脚先は、絶えず、滿洲の内地を犯して、彼等の寶庫とするところを蠶食するのである。江都會盟(一六二七)の結果に成つた國境貿易の不結果について、滿洲側から、半島の王廷を詰問した文書には、下の如き一節がある、

和好より以來、朕原と一歲中四季に互市せんことを欲せしも、爾が國、允さず、定むるに春秋二季を以てす。後止だ義州に在りて互市すること二次、仍ほ約に負いて中止せり。曩きに、薑價(人參の價)一十六兩と定む、爾が國云ふ、人參は我國用なしと、たゞ九兩を給す。既に用なしといふ、乃ち毎年爾が邊界を出でて我が疆土に入り、罪戾を顧みず、此の無用薑のを採る、何を爲すや、爾が國の、市を閉づるは、我國衣服の需なるを以て、相困めんと欲するか。知らず、我が、爾が國と未だ市せざる以前、何ぞ管て服御に缺かん。遼東原と自ら棉を産す、我國義に仗りて兵を興し、諸國を臣服す、篋篋の貢、絲粟相繼ぐ、故と織布を以て意と爲さざるのみ云々。

この文書は、吾人が、かつて、趙翼の所説として引用したものと、併せ見るべきものである。滿洲人が、唯一の人參販路たる支那本部方面の交戦の結果で、閉鎖されたところから、已むなく、朝鮮の國境貿易によりて、その満足を補はんとしたことや、反對に、鮮人が、それらの弱點に乗じて、參價を減給したといふことは、これで明かであるが、滿洲側の主として詰問するところは、鮮人が稱するところの減價の口實であつたのである。鮮人は、人參などといふものは、本國に不用であるといふ、そこで、北京で一斤二十五兩もするものを滿洲から十六兩といふことで引き取らんと約定し、愈々となると、九兩を仕拂ふのみであつた。果して鮮人の口實の如くならば、九兩又た不廉とせずであ



るが、かゝる不用な人參を何故死罪を犯してまでも、我が長白山地帯に侵入して私掘するかといふことが、滿人の憤るところである。吾人は、今その詳細を語るの邊はないが、兩國の國交が、這般年々の私掘者捕縛によりて破壊せられ、遂に一六三八年の兵禍を醸すの一大動機を與へた。吾人は、この觀測の下に、鳳凰城一帶の長柵は、鮮人の人參夾帶を取締る關門であると解し、それより以東は、大摩天嶺の谷地に侵入するところの鮮人防壁に對して設けられた長柵であると解釋したい。乾隆年代にあつた空閒地の會哨制度などは、自ら別個の問題とせざるを得ない。

**漢人東限の政策** 漢人と視れば、惡玉であると信じ切つて居つた滿人に於て、彼等のその發祥地たる滿洲に出入するの自由を東限するといふことは、寧ろあり得べきことと認められるのであつた。この政策は、吾人が前に指摘した經濟問題といふやうな當面の利害ではない、どちらといへば、滿洲の民族精神ともいふを得べきもので、康大皇帝でも、雍正帝でも、恐らくは、これらを以て、國家最高の政策として採用したのであらう。滿洲の國俗が、北京遷都以來、月に歳に、文弱に流れつゝあつたことも、此政策を攷究する上に於て思念せざるを得ない。かつて太宗の奉天に居つた時に、金史の世宗本紀を讀んだ感想として、下の如き論文を示したことがある。

此書の言ふ所は、爾等、宜しく審かに之を聞くべし。世宗は、蒙古・漢人の諸國にて聲名顯著なる賢君なり、故に後世有識のもの、咸な稱して小堯舜となすといふ。朕、滿文に譯述せしめ、自ら此書を讀みて、嘆賞に勝えず。それ太祖阿骨打、太宗吳乞買が創意せる法度は、熙宗及び完顏亮の君となるに至りて、盡く之を廢し、酒色に耽り、般樂度なく、漢人の所爲に效へり。世宗位に即くに及び、惟だ子孫の漢人に模倣せんことを恐れ、預め禁約をなし、屢々諭して祖宗の舊制を忘るゝなからしめ、女直の服を服し、女直の言を言ひ、時々騎射を練習せしめたり。垂訓此の如くなれど、而も後世の君、皆な漢俗に染み、其騎射をも忘れ、哀宗に至りて社稷傾危し、國遂に亡びぬ。乃ち知る、凡そ君たるもの酒色に耽りて亡びざるものあらざるを。先時儒臣大海榜式・庫爾遜

榜式、屢々朕に勸めて、滿洲の衣冠を改め、漢人の服飾に效ひ、漢人の制度を學ばしむ。朕の從はざるを見て、輒はち以らく朕は諫を納れずと。然れども、朕試みに身を以て之を諭ふるに、汝等假りに寬衣大袖、左に矢を佩び、右に弓を挟みつゝありて、こゝに會すとせよ。今、忽ち勞薩春科落巴圖魯の如き勇者に突入されたらんには、我等能く之を禦ぐべきか。騎射を廢して、寬衣大袖を學び、他人の肉を割くを待ちて、後、食はんは、左手を尙ぶの人と何を以て異ならんや。且つや朕の此言をなすは、一世の計を爲すに非ず、恐らくは後世子孫の舊制を忘れ、騎射を廢し、以て漢人に效はんことを、故に常に此の慮に切なり。

以上の論文は極めて簡明に、女真人自からの國粹保存を宣じたものである。彼れは、此意義の下に、國語を獎勵し、國俗を主張し、漢人から來るところの一切の影響を排斥せんとした。彼れは、かく思惟し、かく努力するを以て、滿洲族の武力を安固にするを得ると考へたのであつた。彼れは、「朕の此言をなすは、一世の計を爲すに非ず、恐らくは、後世子孫の舊制を忘れ、騎射を廢し、以て漢人に效はんことを、故に常に此慮に切なり」といつて居るが、太宗の深慮は、思想文化に根底乏しき女真人に取りては、寧ろ當然であらねばならぬ。太宗には、かつてその武力に因つて漢地(支那本部)を占領するも、その土地に遷住することの幾分考慮を要するものであるといふ意向、それについて、却て危惧を抱きつゝあつたことの窺はれるが、北京占領の今日となりて、さる回顧の、いかに處置すべきやは、太宗の承繼者たる人々の胸底に新らしき注意を喚起したものと想像せざるを得ないのである。滿洲封禁の第二因は、恐らくは、右の如き意義に於て發動した國家の至上政策に基因するであらう。附言するが、後世乾隆朝に行はれた移民禁止は、此政策と關聯するも、而も亦た別個の問題として、取り扱はるべきものである。

**圍場(狩獵地)の防護** 第三の原因は、蒙古人に對する狩獵地の防壁である。狩獵地として、指定せられた地域が、光緒初年に於ても、その南滿洲に於ては今の東平・西豐・海龍・輝南・磐石の各境を包括しつゝあるに見て、その國



初に於ける範圍のいかなりしやを想像し得るのであらう。吾人をしていはしむれば、山海關附近より法庫門地方に至る一線は、主として、漢人の、蒙地を迂回して竄入するを防禦するもので、それより以北は海龍一帯の圍場を蒙古から防護するの目的で創設せられ、開原から興京の東北に折れて、鳳凰城の一線に接続する邊牆も、同じく圍場防護の目的で延長されたことを斷言し得る、右の邊牆の創造年代は、明白でないが、一六八二年、康熙大帝の遼東巡幸の時に英額邊門あたりで、柳邊を越えたといふのであるから、或は開原以西のそれと同時に着手せられたものではあるまいか。盛京通志によるに、鳳凰城から開原に至り、西して山海關に至る邊牆は、周圍一千九百餘里(清里)で、之を老邊といひ、開原から吉林北方に至るものは、長さ六百九十餘里(清里)挿柳結繩して、内外を定むる、之を柳條邊といひ、亦た新邊と名づくとあるが、こゝで指すところの老邊は、明代の邊牆をいふのではない、柳邊の築造年代に新舊の別あることをいつたものである。

人蔘山、採捕山、及び圍場の區別に就ても、吾人は、一言を費したい。人蔘山といふのは、長白山東西の人蔘産地をば、八旗に分別して貸與し、各々その地界を侵犯せぬやうにしたものである。採捕山も、これと同一に、貂鼠とか黄狐とか、水獺とか虎豹とかを採捕せんがため、それぞれ八旗に分屬する。海龍の圍場には、一百五圍ほどある、そして、御園即ち巡幸に備ふるもの、王多羅東園即ち内務府の直轄に屬せるもの、鮮園即ち奉天の八旗などが献上の乾肉を作るために設けられたものなどの區別があつた。吉林なる打牲烏拉にも、略ぼそれと同一の規制もあつたが、外に松花江を採捕場とした珠軒といふのが、凡そ五十九戸ほどあつた。珠軒は乃ち東珠を採收する八旗で、康熙年代には、歲額五百二十八顆を徴したこともあつた。北滿洲からの天産物は、尙ほ多く採收されたのである。

## 七、長白山の定界

長白山之神崇祀せらる 太祖・太宗時代に於て、かつて崇祀せられなかつた長白山が、康熙大帝に至りて、新たに長白山之神として、愛新覺羅氏の敬禮を受くることとなつたのは、依然女眞民族の勃興に與かりたる現象であらねばならぬのである。康熙大帝は、自己の祖先の發祥地の的確なことは知らなかつた。吾人は、かつて小著(清朝全史上巻九三―九五)に於て、次ぎの意見を公にしたことがある。康熙大帝は、その勅撰の皇輿表に、祖宗發祥の地として知られた俄菜里城をば、興京の東千五百里に在りとはいつたが、「その四至は考ふるなし」といひ、遂にその的確なことは指示するに至らなかつた。然らば、東一千五百里(清里)といふ數は、いかにして推算されたかといふに、これは、實錄に祖先が、俄菜里から、西、一千五百里なる黒圖阿拉(興京)に遷つたといふを基礎となしていつたまでに止るものであらうと判斷した。帝は、たしかに、その所在を知るを得なかつたが、何とかして、その髣髴をだに知らんと欲するの念慮があつたらしい。長白山崇祀なるものは、この意味からいふと、帝の内心の慰藉とも解せられるが、帝は、尙もその山の實體を測度して、確實に之を版圖の内に包括せんとする希望を抱いたのである。

定界の經過 朝鮮との紛糾、乃ち越界に伴ふところの人蔘私掘や、流民の潛住や、それら瑣末の事件は、依然として、清國の視聽を鋭敏にしたので、康熙帝は、愈、松花・鴨綠兩江の水源地を實査せしめ、兩國の界址を確定せんとを命令したのである。帝のこの第一次計畫は、康熙十六年中、内大臣武木訥の松花江上源地の踏査に始まり、ついで、二十三年駐防協領勅出の鴨綠江通航となつたが、三道溝附近で、朝鮮人の狩獵者に銃傷を負はせられたので、こ



れ又た目的を達せなかつたのである。國境上の犯罪は、依然として、踵を絶たない。そこでもつて、康熙大帝は、一七〇一年（康熙五〇）を以て、烏拉（吉林）總管穆克登に國境審定の主意を授け、翌年の上諭で大要下の如きを公示した。

天上の度数は、俱に地の寛大と照合す。周時の尺を以て之を算するに、天上の一度は、即ち地下の二百五十里あり、今時の尺を以て之を算するに、天上の一度は、即ち地下の二百里あり。古より以來、輿圖を繪くもの、俱に天上の度數に照依して以て地理の遠近を推算せず。故に差悞するもの多し。朕は前に特に能算善畫の人を遣はし、東北一帯の山川地里を以て、俱に天上の度數に照して推算し、詳かに繪圖を加へて之を觀るに、混同江は長白山後より流出し、船廠（即ち吉林）打牲烏拉より東北に向て流れ、黒龍江に會し海に入る。此れ皆な中國の地に係る。鴨綠江は、長白山より東南に流れ出で、西南に向て行き、鳳凰城と朝鮮國の義州との兩間より流れて海に入る。鴨綠江の西北は、中國の地方に係り、江の東南は、朝鮮の地方に係り、江を以て界となす。土門江は長白山東邊より流れ出で、東南に向て流れ海に入る。土門江の西南は、朝鮮地方に係り、江の東北は、中國地方に係る、亦江を以て界となす、此處俱に已に明白なり。但だ鴨綠江・土門江二江の間の地方は之を知ること明かならず、即ち部員二人を遣はし、鳳凰城に往きて、朝鮮人李萬枝の事を會審せしめ、又た打牲烏拉總管穆克登を派出して、同じく往かしむ。伊等調旨を請ひし時、朕曾つて密諭して曰く、爾等此行併せて地方を查看すべし。朝鮮官と同じく江に沿ひて上り、若し中國地方行くべくんば、即ち朝鮮官と同じく中國所屬地方に在りて行け。或は中國所屬地方に阻隔通ぜざる所あらば、爾等俱に朝鮮所屬地方に在りて行け。此便に乗じて極盡處に至り、詳かに閱視を加へ、務めて邊界をもつて查明し來り奏せよと。想ふに伊等已に彼より起程前往せしならん、此番地方情形、庶くば明白なるを得ん。

同五十一年五月、穆克登は、既に此上諭の主旨を奉じ、興京の東北邊門より進み、十小舟を作つて頭道溝に出でて鴨綠江に入り、水陸並び進み、潮行して厚州に至り、朝鮮發遣の伴使及び監司等に相會し、更に進みて惠山に至り、ここにて舟を捨て、長白山にさしかゝつたのである。彼等は、險峻を排して登山した。山麓より山頂に至る約三百清里、遂に江源を窮めて、山上の潭水と鴨綠・豆滿二江の源とを實測し、石に刻して界碑を潭畔の東下十里許の地に建

立した。界碑の文字は、實に下の如きものである。

大清烏喇總管穆克登等、奉旨查邊至此審視、西爲鴨綠、東爲土門、故分水嶺上、勒石爲記、康熙五十一年

五月十五日、筆帖式蘇爾昌、通官二哥、朝鮮軍官李義復趙台相、差使官許樑、朴道常、通官金應濬金慶門。

以上八十三字、碑は、高さ凡そ二尺七寸、廣さ一尺七寸、石質は青く、琢して磨せざるものと知られてある。

此審界の結果、西は鴨綠江の本流を、東は、土門江を以て界となしたれば、多年の繫争は、是に至りて、全く一段落を告げたのであるが、碑文の所謂土門江は、名稱に疑似がないでもない。何とならば、滿洲には、豆滿江を指したること疑はれないけれども、土門と豆滿との區別は、後代に至りて枝節を生じ、二者がともに、女眞語 *Tumen* の譯字たりしを、朝鮮は、いつかな是認せない。遂に土門は豆滿に非ず、松花江の上源地のそれであると公言するに至り、所謂東間島問題は生起した。

## 八、露國南下の防壁

滿人は西へ露人は東へ、滿洲人が頻りと遼東を取り遼西を陥れ、漸次その馬首を西へ西へと進めつゝある間に、露西亞人は、駭くべき速度を以て、反對に、その馬首を、東へ東へと進めた。西伯利亞の第一植民地は、トボルスクに置かれたオストログをば、その東征の第一鎮とするのであるが、トムスク・エニセイスク・ヤクーツク・オコツクといふ順序で、早くも一五八七年から一六三八年に至る間に建造せられたといふから、西伯利亞全土は、僅々五十年内外で占領されたといふことが出来る。吾人は、オストログの内容を語るの邊はないが、その始めは、粗末な山寨で、



彼等コサツク人は、四方の土人よりの剝奪を防禦するの目的で築造したに過ぎない。つまり、このオストログなるものは、西伯利亞に於ける土人を誅求するところの策源地であるのであるから、オストログの数の増加すれば、するほど、彼等土人の受くるところの壓迫は、強大を加ふることとなるのである。彼等は、今や東西に離散するの運命に迫られた。彼等は西してコサツクに投ずるか、然らざれば、蒙古や滿洲に投ぜざるを得ない。尙ほ、これらの事情を適切にいふと、露國の兵力の東漸は、西伯利亞民族の一大動搖を馴致したので、清國の側からいふと、かつて北方に無限の領土を有するとしつゝあつた思念の上に駭くべき恐慌を來たすこととなつたのである。コサツクは、一六三九年代に、オコツク海に到達したといふが、その一隊は、トングス人から黒龍江の名を探知し、やがては、シルカ(失耳喀)河を發見し、こゝに於て、洋々たる一大河の南流することを確め得たのであつた。アルグン河とか、精吉里(ゼーヤ)河とか、それら黒龍江の上源地は、彼等コサツクの狩獵場と化し去り、その地方に居つて、滿洲人に貨物を出しつゝあつたダクルルヤソロン(索倫)人は、彼等の剝奪に苦まざるを得ざるに至つたのである。

**露清の接觸漸く迫る** 一六五二年に露人の先鋒は、今の尼布楚河の河口に一要砦を建造し、之をネルチンスクと命名した。ついでハバロフの一遠征隊は、黒龍江を下りて松花江に溯回し、その地方のホルカ寨を攻略した。清露兩國の葛藤の幕はかくて切り下ろされたのである。彼等は雅克薩にアルパチンの要砦を建造し、順治十年より十一年春にわたりて、警報は、頻りに至り、北京政府は、寧古塔の昂邦章京沙爾虎達をして、朝鮮の銃手一百名を帶同して、それに向はしめた。たゞこのハバロフの遠征隊は、微力でもあり、地理も不案内がちであつたから、三姓以東の江中の戦で散々敗北した。朝鮮には、當時派遣の武官邊岌の手記があり、かなり詳述されてゐる。順治十五年春に又々

衝突し、露人が、飽くまで、清國と戦を交ふるの決心あつたか、どうかといふことも、此際に考察せられねばならぬのであるが、いふまでもなく、かれらは、天産物(毛皮)を、西伯利亞の土人に徴して、その豊富を致したが、その輸出先としての何處を擇ぶべきかは、これまた眼前に横はるところの問題でなければならぬ。彼等は、十六世紀の初頭よりして、支那貿易に得た經驗を思ひ出さずには居られなかつたであらう。彼等は、やがて、北京へ貿易官を派遣し、伏地磕頭により、辛うじて通商を得たが、さればというて、黒龍江方面の侵奪は、依然として頻發する。極めての不統制である。康熙大帝が、一六七一年以來、滿洲の官吏に命じて、戦備を急がせたといふことは、寧ろ當然の措置であらう。露西亞の名稱について、清朝側の記録では、主に羅刹といひ、俄羅斯の對音をかくべつ不快文字に求めてゐるが、始めには羅禪といつた。朝鮮では羅先とも虜車とも書いてゐるが、特に面白いのは、車漢といつたことである。蒙語の Chaghan 白色の意味であらう。清の記録に察顔汗 Chaghanhan とあるが、近似音である。

**滿洲の戦備と交通** たゞ滿洲の防備は、本部の内亂に妨げられて、十分を得なかつたが、一六七八年に、雲南の吳三桂は死没し、八一年に臺灣の鄭經死し、これ又た版圖に入つたので、大體に於て小康を得た形に在る。そこでもつて、一六八二年、康熙大帝は、奉天なる太祖・太宗二陵、興京なる四祖陵を訪らひ、かたがた發祥の山川を見舞ふべく北京を出發した。帝は豫定の行程を経て、興京に至り、英額邊門から大圍場を横斷して、伊通州街道に出で、烏拉吉林に到着した。帝の此旅行が、單なる觀光ではない、全然露國の南下に對する防禦の畫策であつたことは、爾後帝の指示するところの方略で知るを得るのである。帝は、この年、將軍郎談、彭春、巴海、薩布素などいふ人々に、小戦闘を、ネルチンスクの官將に開始せしめつゝある間に、着々水陸の戦備を整へつゝあつた。吾人は、帝の戦略によ



つて新たなる教訓を得たのである。それは、帝は遼河の水運と松花江の水運との連絡を伊通河に由つた。帝は、物資の供給に乏せる吉林・黒龍江一帯に兵糧を輸送せんは、此戦争に於ける最も重要な準備であると考へたらしい。そこで、第一には、遼河の水運を利用して、新民屯の東、巨遼河の開城といふところに、第一兵站倉を置き、それから鄧子村(等色屯)といふ赫爾蘇河(東遼河)の上流に、第二兵站倉を設けた、鄧子村は、蓋し遼河水運の盡るところであらう。鄧子村兵站からは、蒙古人を利用し、陸運に由りて、伊通門(易屯)に至つた、この間百清里とのことである。そこには第三兵站がある。易屯門からは、再び舟運で易屯河を下りて易屯口に出で、やがて松花江に達するのであつた。記録によると、當時使用された船は、遼河に五十艘、伊通河に五十艘を置き、毎船六十石(清量)を積載するを率とした。松花江のそれは大船で、二百石を積載するを率としたとある。松花江を出でた船の、さらに嫩江を溯つて、齊齊哈爾に出で、尙、溯つて墨爾根に達し、それから黒龍江對岸の愛琿に輸送されたことは、想像するを得るであらう。驛站も同時に設けられた。それは、開原から、今の威遠堡を出で、柳條邊に沿うて、伊通州に由り、刷烟から、吉林に出でた。吉林から以北は、松花江の沿岸を傳つて、伯都訥に由り、かくして、愛琿に到達した。記録には、吉林から愛琿に至る一千三百餘里、十九驛を設けたとある。

**尼布楚條約の内容** 以上交通路の整頓によつて、清國の戰略を考ふるに、帝は、墨爾根に擬するに、黒龍江全境總括の地を以てし、愛琿をば、その前哨としたらしい。一六八五年以降同八九年、平和條約の決定さるゝに至るまで、清露砲火の交換については、更めてこゝに詳説せぬであらう。たゞ吾人の快感を以て報告するを得るのは、八九年九月七日の談判が、嘗て朔北の野に試みられざりし一大壯觀を、黒龍江上の山川に印したことのそれである。露國の媾

和使節は、特命全權公使陸軍大將フェオドル・アレキゼキツチュ・ゴローキン、同尼布楚知事イヴァン・ブラソフと知られたが、清國は、欽差内大臣索額圖、都統佟國綱等の外、トーマス・ベレイラ(徐日昇)ゼルピロン(張誠)といふ二人の佛國宣教師が参加するのであつた。宣教師の媾和談判に加はるといふことは、妙に思はれるが、そこが、康熙大帝の頭腦の卓越したところである。帝は、露國人に對するジェスイツト宣教師の感情の面白からぬといふことを、一六八二年露國使節のランケ放逐事件で理解するところあつた。帝の心事を忖度すれば、夷を以て夷を制する手段の、かゝる際にも、適用されたものであらう。談判は、清國側の兵力の露國使節に恐怖を抱かしたにもよるが、ともあれ、右の宣教師等の斡旋で異常の効果を收めたのであつた。決定された條約の大意は、大略下の如し。

- (一) ゴルビチ(格爾必齊)河及びスタノポイ山を以て、清露の境界とし、山南黒龍江に注ぐ濛河は、清國に屬し、山北は露國に屬するものとす。
- (二) アルグニ(額爾古納)河を以て、他の一方の清露兩國の境界とし、右岸は清國に屬し、左岸は露國に屬す。
- (三) シルカ、アルタン兩河合流の北方、烏特河一帯を保留して、公中地帯とすること。
- (四) アルハチン(雅克薩)城を毀ちて、兩國の平和を保つこと。
- (五) 猥りに國境を越えて他國領に入るものを處分すること。
- (六) 逃亡者を互に還付すること。
- (七) 滿、漢、蒙古、羅甸の四國語にて書かれたる界碑を立つること。

右によれば、露人が、過去六十年に互つた黒龍江占領の雄圖は、一旦にして、挫折した。彼等は、今や、その脚先をスタノポイ山脈の彼方に向け、氷山雪海のオコツク方面に向ふより外に、詮術なき始末に終つたのである。條約の全然空文に終はらなかつたといふことも、亦た吾人の知らざるべからざるところであらう。訂約以後、凡そ一七七年



間、黒龍江上には、正さに、露人の隻影を見ることが得なかつた。歴史の報するところでは、一八五〇年代に、新東部西伯利亞總督に任ぜられた露國の陸軍中將ムラウイヨフは、親しくアルバシン(尼布楚)の廢壘を、離々たる蔓草の間に憑弔して、その風殘雨折の悲哀に、追懷の涙を洒いたといふことである。

九、封禁の効力に對する短評

吉黒二省の大森林保有す 國初以來國防の必要もあり、將た經濟、利益の保有も考慮されて、封禁は、種々の形式の下に實施されたのであるが、その特別注意されるのは、漢民族の自由移植を禁止したことであらなければならない。滿洲は、滿洲人のものであるといふ主張は、大體に許容されたわけであり、この結果として、白山黒水の間に、廣大なる處女森林が、保有されたのである、康熙大帝の東巡に隨つて、親しくこの間を旅行した高士奇の記録には、「烏稽中皆な喬松及び樺柞樹、間、榆椴あり、鱗接虬蟠、山に纏し澗に帶す、蒙密紛糾し、白晝唵吟し、霜且葉凋して、略ぼ曠月を見るのみ。樹根亂石礫崦錯落し、道路なきやを疑ふ」といひ、この烏稽woohiは窩集とも窩稽とも書かれ、女眞語大森林の義である。柳邊紀略は曰く

混同江(松花江)より寧古塔に至るに、窩稽凡そ二、曰く那木窩稽曰く色出窩稽、那木窩稽は四十里、色出窩稽は六十里、各、嶺界あり。其中草木天に參し、排比聯絡し、間、尺を容れず、近の好事者ありて、伐山通道、乃ち天の一綫を漏せり、而も樹根盤錯し、亂石坑呀し、秋冬は則ち氷雪凝結し、馬蹄を受けず。春夏高處は泥淖數尺、低處は匯して波濤を爲し、或は數日、或は數十日にして達するを得ず、蚊虻の類、人馬を攢嘯し、馬之を畏れて前まず、死するものあり。乃ち青草を焚き、聚烟し之を驅す。夜は木石に據り燎火して自衛す。凡そ窩集に入る者、必ず一物を樹に掛け、言笑取て苟もせず、齋者のごとく然り、否らざれば踏躓多し、

或は曰ふ山神を崇なす云々。

と。寧古塔紀略には

寧古塔より救されて歸り、行く二日、石頭甸子を過ぎ、第三日、大烏稽に進む。松林千里際なし、皆な太古時の物、車馬横過六十里、天日を見ず、微風震撼し、濤聲澎湃し、啼鳥號譴、略ぼ人を畏れず。初め林に入るや、行人各々身帯の小物を取りて樹に懸け、以て神を敬し、夕に嶺下に宿す。滿兵、大樹皮二三片を取る、圓き丈餘、鋪して船篷のごとく、坐臥を容るべし。獵するところの獐鹿を取りて炙割して食ふ。夜半、忽ち怪聲を聞く、山掛け地裂くるがごとし、乃ち千年の枯樹摧折の聲なり、第五日、復た小烏稽を過ぐ、三十里、前狀のごとし。

とある。興味多い記事であると思ふ。朔方備乘の著者は、良維窩集考中に、吉林・黒龍江窩集woohiと題して左の四十八窩集を擧げてゐる。

- |        |       |        |        |       |       |
|--------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 納穆窩集   | 塞齊窩集  | 瑪爾瑚哩窩集 | 理托和高集  | 蕪赫窩集  | 蘇札哈窩集 |
| 勒窩窩集   | 烏蘇哩窩集 | 納泰窩集   | 色勒窩集   | 庫勒納窩集 | 納哈窩集  |
| 錫蘭窩集   | 和倫窩集  | 瑪延窩集   | 小窩集    | 佛勒亨窩集 | 畢展窩集  |
| 奇穆尼窩集  | 吉林窩集  | 亨庚窩集   | 敦敦窩集   | 都林窩集  | 阿庫窩集  |
| 僧庫窩集   | 畢切窩集  | 克呼穆窩集  | 畢呼根窩集  | 佛楞窩集  | 索爾和窩集 |
| 瑪爾呼哩窩集 | 阿勒哈窩集 | 屯窩集    | 瑪延畢爾窩集 | 巴爾窩集  | 溫登窩集  |
| 都爾窩集   | 喀穆尼窩集 | 畢爾窩集   | 和羅窩集   | 庫嚕窩集  | 明噶窩集  |
| 莊窩窩集   | 庫勒克窩集 | 海蘭窩集   | 畢爾窩集   | 庫穆窩集  | 呼瑪窩集  |

かゝる原始的大森林は、全く封禁政策の嚴守に待つたのであり、驚異をもつて見らるべきものである。見よ、一衣帶水の山東でも、隣接地の朝鮮でも、山岳は童禿化し、洪水は爲に頻發し、人々の生活を脅威し、田土は荒廢し、その受



くるところの禍害は、莫大である。漢民族の手に一任して山林保護は出来がたい。濫伐は、蓋し氣候風土に著大の影響を及ぼし、人をして、その心境を乾燥無味にし、苛烈一方に赴かしめる。契丹民族の割據しつゝあつた熱河、及びシラムレン水上流地方の旅行者は、沙漠中に、往々大木の切株を發見すといふことであるが、これらも、多分は、濫伐の證左であり、始めより、彼地方は、沙漠のみであつたといふのではないのである。長城附近にては、今は僅に清朝諸陵を護るところの森林を見るといふことは、何といふ悲哀であらう。

平和は白山黒水の間よりすこゝに述べるまでもなく、東洋全局の平和は、ネルチンスク條約によりて完全に獲保されたのである。清朝は近代まで、滿洲全土には軍政を施行して改めなかつた。乃ち奉天・吉林・黒龍江三省には將軍を置いた、八旗をそこに駐紮した。漢人出身には、その任を附與せなかつたのである。これらは、一として國軍親臣に非ざれば、封禁の重大任務は、委託されずといふ考慮によりなされたものである。かくて、滿洲の平和状態の影響は、自然的にも人文的にも著大であつた。朝鮮半島はいふをまたず、間接に之が利を受けたものに、海東日本の徳川時代であつた。東方諸民族の平和といふことは、白山黒水の間より發すといふ事實を、最も明白に示したものは、これら清代の封禁政策でなければならぬ。

## 第九 滿洲封禁の危機到る

上古から、今代まで、支那の四周にあつた民族にして、漢人征服の野心を抱いて、やがて、満足の結果を得たものは、少くは無いが、多くは支那本部に乗り込んでから、漸次にその特色を褪却し、遂に、漢人の色彩に包容せられざるを得ないことになる。漢人自らは、その過去を回想して、定めて、その同化力の偉大なりしを誇ることであらう。同化力といふことについても、種々に解せられるが、吾人は、先づ從來の漢人と漢人以外の種族との葛藤を以て農業國と游牧者との競争を以て見たいのである。支那が、古から農業本位の國であることは、こゝに更めていふを須ひない。それと同じく、漢人以外の種族即ち北方種族は、古でも、今でも依然として游牧生活を送りつゝあるのである。北族の最古のもので、又た今日に直系ありと信ぜらるゝ蒙古の祖先匈奴と、漢の天子との和信條約に、下の如き文字の挿入せられつゝあつたことは、吾人の注意を要することである。それは、匈奴をば引弓の國といひ、漢人をば、冠帯の國といつてある。引弓といふのは、射獵生活を意味するのであるから、匈奴の當時の發達が、尙ほ、游牧に親むことの、不十分であつたといふことも想像せられるであらう。いづれにしても、北人は、射獵游牧の生活を以て、得意として來たのであるが、やがて、長城を突破して、漢地に移住することとなると、忽にして城廓の人となるのである。城廓は、市井から成り立つ。北族は、假令その爽快なる氣象と、剛健なる武力とに於て、遂かに漢人を壓倒するにせよ、市井に俯仰するに馴れ、またその間に生死を送るに至りて、彼等の長處は、漸次にその得色を失はざるを得ないのであつた。近い話でいふと、深林や廣野に縱横の馳騁を恣にして居る野獸は、北人のそれであつて、一旦之を庭園に拘置すると、假令その食物に飽くことを得るにせよ、その澀刺の生氣や、色彩やは、漸次に銷磨するの免る能はざると同様、北人は正さに衰亡の結果に到着するのである。吾人は第二の原因として、農業を數へる。農業と游牧とは、絶対にその利益を殊にする。乃ち游牧者の活動區域の擴大すれば、するほど、農業者の勢力は、縮少され、農地の擴大すれば、するほど、游牧者は、その元氣を銷磨するのであるが、北人の、支那に君臨したものの多くは、漢地から租税を徵收することに慣れて、反對に、彼等同族の射獵を東限することになるのであつた。北人は、こゝに於てか、自ら亦たその元氣の根源を喪失せざるを得ない。納租といふことも、かく考ふれば、彼等北人にとりては、一種の鴆毒で



なければならぬ。

北族と南人との葛藤は、北族それ自らの氏族制と、南人が上古より繼續しつゝあるところの宗法(家族制)との一大衝突である。解することも出来る。氏族制というても、時代により、又た種族によつて、相異はあるが、北人が有するところの氏族には、大約ね貴種階級の兩様があつて、それらの階級制をば、あらゆる國家行政の上に適用せんとする傾向にある。而も顧みて、その階級の基礎をなすところの社會を見れば、何等整然たる組織を見ないのである。反對に、南人の家族制を點檢すると、吾人は、その根柢の牢固にして、且つ淵源の深大なるに一驚を喫せざるを得ない。そして國家といふものは、彼等の個々に有するところの宗法をば、天下に適用したに外ならぬのであつた。南人の國家は、脆弱であつた。それは、古へも今でも同じことであらう。されども、北人の衝突力は、その脆弱な部分を突破し得たるに止まつて、南人の根柢たる宗法の要諦は、依然としてその權威を認むるを得るのであつた。宗法といひ家族制といつても、要は、人種それ自らの繁殖力なり、弾力性なりで盛衰を卜するを得るのであるから、徒らに法制の繁簡を以て、歴史の興亡を解釋することも出来ぬであらう。

以上の事柄は、現に衰亡したところの滿洲人の上にも適用されるであらうか、否らざるか、これは、吾人の本章を叙述する上に見のがしがい要件であるのである。結論のいづれに到着するにせよ、滿洲開發といふことは、愛新覺羅氏が、從來把持しつゝあつたところの封禁の破壊を意味するのであるから、吾人の觀察は、先づ以て中央政府、即北京廷の盛衰に思ひ及ばざるを得ない。

### 一、滿洲八旗の生計困惑す

歴史の回顧 滿洲人の支那統一の、康熙時代に於ける吳三桂等三藩平定によりて遂行せられたことは、前に言ひ及んだ。愛新覺羅氏は、順治・康熙ともに、引きつゞいて冲主を戴いたに關はらず、その國運は、甚だ目出度かつた。ことには、康熙大帝の如き近古に比類ない明天子を出してからは、東征西伐、國運は、いやが上に發展するのみである。康熙六十年の後に、再び六十年の太平を贏ち得たのは、帝の孫乾隆帝で、支那は、その富源、その戸口の増加、

これ又比類ない盛運を現出したのであつた。右の康熙と乾隆との間に、雍正十八年の時代がある。帝の代は、割合に短かつたのと、帝のやり口の、いかにも緊縮主義にいつたものであるから、一般に謳歌されてないが、吾人をしていはしむれば、雍正帝にあらざれば、上、康熙の大規模を受け、下、乾隆の盛運を開くことを得ない。之を農家に譬ふれば、康熙には、開拓播種の功あり、雍正には整理區處の勞あり、乾隆には收穫銷費の幸ありと評して視たい。いづれにしても、乾隆帝(高宗)は、幸ち多き氣運に生れて、その光輝ある時代の扉を開いたのであるが、盈つれば缺くるは世の習とやら、その末葉は、甚だ凄凉たる光景に陥つたのであつた。吾人は、敢て凄凉といふ。何とならば、帝の末期に起つたところの民亂は、前後七年の久しきを経、八千餘萬兩の國帑を費して、漸く平定したといふが、その平定の力は、旗下たる滿洲人の武力でもなく、綠營といつて、雇入漢人の武力でもなく、全く民間の義勇兵によつて、辛うじて、金甌の朝廷を繋ぎ留め得たのである。康熙大帝が三藩平定の歳より、乾隆帝の殞落までは、一百二十餘年を経たるに過ぎざるに、さりとて情けない次第であつた。然り、この事實は、一面からいへば、滿洲朝廷の統束力の、薄弱になりゆいたことを證明し、他方からいへば、漢人の弾力性の現前したことを暗示するに外ならぬのである。統束力の基礎たる滿洲八旗の、腐敗、懦弱、概していへば、元氣の全く銷磨し去つたといふことは、乾隆の末に至りて、全く争はれざる事實となつた。

勁旅の實漸く鎖磨 八旗には、滿・漢・蒙の三種八旗があり、各、朝廷の爪牙を以て任じつゝあつたが、滿八旗の、特に世僕を以て視られたことは、我が徳川の旗下に酷似するものがある。滿八旗の數の歴代に、いかなる戸口を以て居つたかは稽查するに困難であるが、始めて北京に遷都した時代に於て、北京及びその附近に於ける駐在兵の定額が、



八萬、康熙の時代には、増加して十二萬といふことであつた。十二萬は、數たる必ずしも多くはないが、所謂京營八旗は眞に一騎當千と評すべきものであつたらしい。康熙大帝のかつて、言つたことの中に、滿八旗は一兵たりとも、眞に愛惜すべきものである、朕は、二十年にして漸くその一人を補充するを得るのであるといひ、その垂憐も格別であつた。雍正帝のいふところによれば、右滿八旗の中にも、自ら差別がある。帝は、上三旗（鑲黃・正黃・正白）と下五旗（鑲白・正紅・鑲紅・正藍・鑲藍）との間に、その性格の優劣がある、上三旗は、國初以來の親軍で、下五旗は、諸王の兵であつたから、自ら習性が異つて居るといつてあるが、そのいづれなるにせよ、滿洲八旗なるものが、武力に於て、遂に漢人を凌いで居つたことは、雍正五年中、彼等の武力を試験した時の記録に、親軍及び護軍の内、八人力の硬弓を挽くを得たものは、一萬八千餘人、間々十八人力、十六七人力の硬弓を挽くものもあつたが、普通は、十三人以上、十五人以下であると知れたので、帝は、ひどく満足したといふことが知れる。八旗の精銳力は、たしかに、此時代に至るまで、保證されてあるが、その名譽を呪詛するところの妖魔は、漸次に、その首を擽げつゝあつたのであつた。妖魔は、外ならず漢人趣味の蠹惑と、生活の窘迫との二者である。

**八旗の俸銀と物價** 吾人は、さしあたり、八旗生計の困惑と稱せらるゝ原因を考ふるに、物價の昂騰といふを以て指摘せざるを得ない。八旗の兵餉は、記録によるに、騎兵領催で、多きは毎月銀四兩、少くも三兩、その歳支米は、四十八斛とし、歩兵領催は、多きは毎月銀三兩少くも一兩五錢を給し、その歳支米は二十四斛であつた。領催とは、丁度我が軍曹位のところであるが、銀貨の高い時代、そして物價の凡べて低廉なる場合に於て、右の俸餉は、必ずしも薄給であるといふを得ない。順治や康熙の比に、物價の至廉であつたことは、内藤博士の清朝衰亡論に下の一節がある。

ある。

康熙年間には、聖祖皇帝が、大に西洋の實學が好きであつて、西洋の數學等を基礎にして、數理精蘊といふ本を作つて居るが、その本の數字の問題の中に、物の値段が書いてある。此の値段は、その數學の本を作つた當時の値段と大差がないものと考へて見ると、仲々興味がある。例へば、春秋二季に孔子の祭をするのに、羊を祭の犧牲に使ふのであるが、その羊の一疋の價は、康熙帝の時には、一錢八分、即ち一兩の百分の十八である、日本の金にすれば、二十四五錢になりませう。さういふ場合であつたのが、馮桂芬の時（道光咸豐）になつて、丁度六倍の高價に上つてるといふやうな例がある。それから、又馮桂芬は、韓桂齡といふ舊家に古い帳面があつたのを見たことがある。それは順治年間、清朝が始めて北京に遷入つた時代の帳面である、それに依つて見ると、當時大工左官等の手間賃は、大抵一日に二十八文であつた、さうして、小兒が、その半額といふことであつた。ところが、道光の初年、順治から約百七十年経つた時に、大工の手間賃が、八十四文になつて居る、一寸三倍の騰貴を來して居る。それから後、咸豐同治頃、即ち馮桂芬の時代までの間に、三四年経過して居るが、その頃の手間賃は、二百二十文になつて居る。それで、約そ清朝の初めからして、八倍の高價になつて居る。（顯志堂集參照）

右は、博士が、馮桂芬といふ曾國藩の友人であつた人の文集中から得た記事を基礎として述べられたのであるが、順治・康熙代の勞力なり、物資なりの低廉は、之を以て類推することを得るとともに反對に、この傾向は、遞次に變化して、物資なり、一般勞力なりが、遞次に昂上して來たことが、判知せられるであらう。定額の俸銀に據くせられつゝある兵の生活の、かくて、甚しい苦痛を感じたことは、當然であるといはざるを得ない。

**戸口の増加と間散旗人** 右の外に、兵の生活を脅威するところの重大原因がある、それは、八旗戸口の増加に外ならぬのであつた。八旗とは限らない、一般宗室や覺羅にも及ぼすを得るのであるが、滿洲の制度は、我が徳川時代のそれと同じく、八旗の戸口は、年々にその増加を告ぐるに關はらず、採用さるゝところの額數は、増加されるもので



ない。そこで、一家の内でも、領催なり、軍校なりにありついたものは、その官職から生ずるところの俸銀を得るが、その撰に入らざる次三男は、部屋住であらねばならぬのである。部屋住は、間散もしくは、滿洲語でスラ(蘇拉)といはれてあるが、その數は、一年に増加するのであるから、耐まらない。乾隆代に沈起元といふ人の、いつた言の中に下の一節がある。

定鼎(北京遷都)より以來、四聖(順治・康熙・雍正・乾隆)相承け、太平無事なるもの茲に百年なり。深仁厚澤、休養覆育、生齒日に繁く、天下の戸口曩昔に數倍す、而して旗人の繁衍之に視べり。竊に聞く、世祖(順治)の時、定甲八萬甲、受銀若干兩、米若干石、聖祖(康熙)の時に至りて、乃ち増して十二萬甲となす、蓋一甲の丁、今に至つて數十丁數百丁となるもの、比々として皆な是れなり。一甲の糧は、昔以て一家を贍らすに足る者、必ずや以て數十家數百家を贍らすに足らざる、勢なり。甲は、遍ねく及ぶ能はず、而かも、徒らに之をして、士せず、農せず、工せず、商せず、兵せず、民せず、而して京師數百里(清里)の内に環聚せしむ。是に於て、其生は日に蹙まり、而も計の爲すべきなし。旗人の愚の、生を爲す能はざるに非ず、干木陶朱の智ありと雖も、生をなす能はず、豈唯だに旗人の自ら計を爲す能はざるのみならん、堯舜の仁と雖も、之れが計を爲す能はざるなり。

右の文には、多少の説明を要することがある。沈起元は、一甲の丁、即ち國初に兵額一人と規定されたものが、今では、數十丁、數百丁の増加である、そこでもつて、一甲の糧は、能く數十甲を養ふを得るところでないといふのであるが、壯丁の全數の果して、幾倍の數に至つたかについては、何等明言を與へない。嘉慶代の戸部の報告によると、丁數は、滿洲旗人だけで二十二萬有奇とあるが、これは支那全土に、それぞれ駐在しつゝあるところの八旗兵額をい

ふのであるから、實際の壯丁數を以て見ることは出來難いのである。史家魏源の言も、頗る漠然たるを免れない。それによれば、八旗の丁冊を計るに、乾隆の初、已に數十萬、今は則ち數百萬とあるが、吾人の研究は、今のところ、この説に従ふより致し方がない。いづれにしても、京營八旗の戸口増加といふことが、間散旗人(散丁)即ち部屋住の増加をいたしたので、軍紀の弛廢といふことも、兵力の衰憊といふことも、今や已むを得ざる傾向であると、看取せらるゝに至つた。

間散宗室も亦増加 旗人の増加したと同時に、宗室覺羅などいふ親貴にも、同様の兆向が認められた。魏源のいふところによれば、滿洲人の北京に乗り込んだ時に、宗室の數が二千人であつた、ところが、道光の末年に調べて見ると、三萬人を超過して居るといつて居る。宗室戸口の増加は、いかなる結果に陥つたかといふに、これは、間散宗室の増加であつた。清朝の制では、親王の家柄でも、世襲には定數があるので、多くは、降襲といつて、一格を下すことになつて居る、嫡子と餘子との區別もあり、側福晉の子と妾の子との區別もあつて、容易に陞叙を許さないが、それは、皇室費の増加を防壓するといふ考慮から起つた制度であつた。そこでもつて、多くの宗室は、部屋住みとなつて、その待遇は、受くるを得るも、その手當には、何等均霑するところがない。之を間散宗室といつて居る。清末のことではあつたが、それら間散宗室には、月に四兩五兩を貰うて、外國人のために、北京官話の出教授をするものもあつた。それらは、まだしもで、甚しいのになると、宗室の子女でありながら、密娼に落ちぶれて、果敢ない生活をつゞけてゆくものも稀れではなかつた。宗人府即ち宮内省に相當する官衙もあるが、之を如何とも制し兼ねるといふ始末になつたのである。



**生活力の拘束** 八旗は、その家族を養育するの目的を以て、家屋田産を供給した。清代に旗地と民地との區別があるが、旗地は乃ちそれである。記録によると、清朝の北京を占領した時代に、京城附近には、明代の皇莊やら、功臣の封地があつて、その朝廷の滅亡とともに、自ら無主の形をなしたところから、新政府は、主にも、それを籍没して、宗室王公以下八旗の兵士に分給した。そして、その範圍は、近京五百里(清里)といふことに限られたのである。近京五百里を限るの原由については、種々に觀察されるが、第一には、八旗の居住を束縛して、埒外に逃げ出さぬといふ必要、第二には、滿・漢兩民の紛争を避くるといふ必要、第三には、北京を環衛するといふ必要を擧ぐることを得るのである。八旗の逃亡を防壓するといふことは、一寸妙に聞えるが、旗人には、例の漢軍旗人といふのがあつた。彼等は、一時の方便でもつて、清朝に投じたのであるから、一旦自己に不便なことが出来し、又は、旗人生活のそれよりも、他方に利益なことがあれば、何時でも逃亡する。そこで、朝廷では、逃旗の處罰を嚴重にしたものであつた。沈起元のいふところによれば、漢軍にして、外省に任官する場合、その子は、父に隨つて任地に到るを得ず、親友は訪問することを得ず、外任地で死した場合、必ず北京に歸葬せしむるといふ制もあつた。滿八旗に至りては、さらに嚴重なるものがある。第一は、居住の規程、彼等は、當初指定された區域外に移轉が許されない。第二は、營利事業の禁止で、絶対に商賣を許されない。第三は、土地の買賣を許さない。第四は漢人との通婚を許さない。右の内でも營利事業の絶対禁止といふことは、甚しく旗人の生活に影響した。さらぬだに、旗人は、武士である。生産の何者たるかは、會得せないことを以て寧ろ誇りとするが、その誇りは、清廷財政の豊富なる時に於てこそすれ、一旦その不如意を告ぐるに至りては、自ら銷沈せざるを得ないのであつた。

**濫費の習癖甚し** 國家の爪牙たる滿洲八旗に特別の保護の加はることは、當然の措置であらねばならぬ。そこで康熙大帝は、八旗の各大臣に、官設の金庫を、それぞれ管理せしむることとした。大帝の考慮では、彼等には生産の念慮が乏しいといふので、その生活から來る禍をば、未然に救済せんとしたものであらう。康熙四十二年、大帝は、多くもあらぬ戸部の銀庫から、六百五十五萬兩を支出して、之を該庫に貸付せしめたるのみか、同時に數百萬兩の滯租を免除した。帝の保護も亦た努めたりと謂つべきであらう。然れども、這般特種の救済策は、何等寸效もない。雍正五年中、發せられた論文によれば、從來、先帝には、兵士の戰功を軫念し給ひ、その負債を償還せんがため、内帑の銀五百四十餘萬兩を發し、一家平均數百兩を賜給した。然るにも關はらず、不幸、何等置産の事業は、聞くを得ないで、一二年を過ぐす間、既に蕩然として餘すところがないのである。先帝(康熙)は、その後、又た六百五十餘萬兩を賜給したが、亦も前日の如く立ろに消費した。朕は、即位以來、八旗の兵士に、毎回三十五六萬を賜給せること數次に及びたるが、彼等は、十日ならざるに、早や既に費ひ果して居るのである。彼等は、帑銀が百姓の膏脂たるを知らざるか、將來彼等にして、この惡習を改めざれば、加恩といふことも、畢竟、無意義に終はるであらうといつてある。さもありぬべし。吾人は、八旗の兵士の濫費といふことよりも、救済策の、無意義に了つたことを咎めざるを得ない。加恩は、實に八旗の濫費を助長するに外ならざるものであつた。乾隆帝の言によれば、滿洲旗人は、銀兩の入手次第に、徑ちに市上に赴きて、狡猾なる市人から綢緞を購ひ、自ら敢て愛惜することを知らぬとあるが、これは定めて實況であるであらう。いづれにしても、八旗の生活の將來の、如何に處置すべきやは、今や重要な題案をなしたのであつた(上諭旗務議覆參照)。吾人の知るところを以ていはしむれば、この問題の解答は、雍正帝の、旗人をば東



三省(滿洲)に移住せしめんとするの議に於て、漸次にその端緒を發いたのである。

## 二、旗地典賣の禁行はれず

旗民不交産例の失敗 吾人は、前節に於て、滿人には、供給せられた土地の、出賣の絶對に禁止せられつゝあることをいつたが、この法令は、順治七年に於ける旗民不交産例として、知られてゐるのである。然れども、禁止は、多くの場合、未然を防壓するといふよりは、既成の形跡の上に施された法例といふを得るのであるから、旗人が、これより以前、早く一般漢民に對し、その世襲さるべき土地を出賣しつゝあつたと想像するを得るのである。中央政府は、今や此種の光景に對し、自ら十分の警戒を加へざるを得ない。政府は、そこで、一方旗人の自由を束縛するとともに、他方漢人の購賣を禁止した。これは、當時に在りて、至極妥當の手段であると想像せざるを得ないのであるが、事實は、此禁止令に何等十分の効果あつたことを語らぬのである。何とならば、旗人でも、漢人でも、禁止令に違反せざらんことの手段として、さらに典地の方法を選んだ。典地とは、旗人の紅册地(納租地)をば、長年に互りて租借することである。典價には、累利の約束も結ばれてゐるのであるから、旗人は、それを贖回するの期を長へに喪失する。いはば典價は、賣價で、徒らに法令を免るゝところの手段たるに過ぎないのであつた。旗人は、何等の事情の下に典地に據くされたのであらうか、いふまでもなく、彼等の生計から起つた急要でもあるのであるが、吾人をして、いはしむれば、さらに根本上の事情が伏在する。それは、外ならず、滿洲旗人の生活は、蒙古のそれと同じく、農業そのものに親まざるの習癖が因を爲したのであつた。

農業に親みなき滿洲旗人 旗人が農業に親まないで、賜給された土地をば、漢人の小作人(佃戸)に一任し、それから、納租を徴しつゝあることの、宗室王公等の皇莊(莊園)と、その規を一にしたことは、疑ふに由のないものである。小作人は、もとより細民であるが、彼等なければ、糊口の資を得るの途がない。間々奸智に長けた佃戸に出會すると、地主が主であるか佃戸が客であるかは、顛倒せられざるを得ない。彼等は、又その地主の要求に應じて、約束以外の金帛なり、穀類なりを融通することになるので、佃戸は、寧ろ受典者たる形を取り、やがて、長租權を占むるといふ禍を馴致するのであつた。旗人からいふと、この種の小作人は、奸佃戸ともいふのであらうが、その罪の旗人側に在ることは、いふをまたないのである。乾隆十年代に、かつて雍正代に採用した典地贖回の方法を再び施行せんとして、近京五百里の圍地(旗地)を點檢したことがあつたが、その事業に關與した赫泰の言によれば、霸州等五十六州縣の民典老圍地は、僅に九千餘頃とあるが、これは民間の隱匿でがなあらう。何とならば、康熙二三十年代より、今日に至るまで典出した土地は、極めて多く、それを贖回したことは、甚だ少いから、數十年間に於て、かゝる僅少の數には止まらぬといひ、魏源の説に至りては、乾隆代に於て、近京の旗地は、大半漢民に典せられたと斷言して憚らないほどである。かくて、中央政府は、旗人の患は、土地の放棄に在ることを顧慮して、或は長租權の制限を與へ、或は典期の長短によりて典價償却に束縛を加へ、或は進みて、中央政府の力で、典價を支出して、土地を贖回したこともあるが、それらは、康熙代の加恩と一例で、徒らに旗人そのものの生活に放惰安逸を與ふるに外ならぬのであつた。いづれにせよ、滿洲人は、農民としての素質に乏しい、否な寧ろ不適當であるといふの評は、今や争ひがたい事實であるのであつた。



金人と滿洲人との比較 吾人は、以上の事實に對して、彼等の祖先であると信ぜられる金(女眞)人のそれを回想せざるを得ないのである。金人の、漢地占領後に試みた制度を考ふるに、清代に併觀するを得るもの、少くはないが、就中、猛安(千戸)謀克(百戸)の制を置いて、特種の權利を、それら同族人に與へ、以て漢人を威制せんとしたことは、旗人のそれと酷肖するものであつた。猛安・謀克は、その朝廷から土地を支給せられ、それによつて衣食する筈のものであるに關はらず、その農業に親まないことも、滿人のそれと、何等擇ぶところがない。金史の食貨志には、世宗によりて發せられた下の如き訓戒がある。

大定二十一年正月、上(世宗)宰臣に謂つて曰く、山東・大名等の路の、猛安・謀克戸の民、往々驕縱にして親ら稼穡せず、家人をして農作せしめず、盡く漢人に佃蒔せしめて、租を取るのみ。富家は盡く執綺を服し、酒食遊宴、貧者は、争ひて之に慕效す。家給し人足らんことを望まんと欲するも難し。近ごろ已に奴婢を賣るを禁じ、其吉凶の禮を約ならしむ。更らに當さに委官をして戸數を閱實し、口を計りて地を授け、必ず自ら耕力せしめ、贍らざるものは、方さに人に佃するを許し、仍ほ、その農時に飲酒するを禁すべし。(中略)

近ごろ使者を遣はして秋稼を閱視せしむるに、猛安・謀克の人、惟だ酒を是れ務め、往々田を以て人に租し、而して預め三二年の租課を借るものあり。或は、種すれども、耘らず、その荒蕪に聽かすものありと聞く、自今皆な閱實の上、等第科罪せん。

吾人は、これらの記事を點檢して、女眞人が、古より耕穡に親むところの習性の、養はれたか、どうかといふことについて、寧ろ疑はざるを得ない。彼等の後身たる明代の女眞人は、かつて、天産物たる松子や人參や、否らざれば、

深林の間に射落した黑貂を提供するの外、稼穡上の作物の、講究せられずに終つたことを思へば、滿人の、農業に、極めて不熱心であつたといふことも、自から彼等種族の個性に發するものたるやを思はしめざるを得ない。若し吾人をして、世宗の訓戒に對する清代のそれを求めしむれば、康熙大帝の、著名なる耕織圖一卷を以て答へねばならぬのである。

### 三、封禁の第二期經過

邊疆防範は具文 漢人の東出は、滿洲封禁の十分に行はれてない、否なその隄防の缺陷から、一層流出を促進するものであつた。清末ならば、いざ知らず、雍正・乾隆の盛時に、かゝることあるべしとも思はれぬといふ疑もあらうが、事實は、寧ろ吾人をして、その放埒と怠慢とに一驚を喫せしめざるを得ない。乾隆十年(一七四五)御史和其衷が呈出した根本四計の疏には、下の一節がある。

伏して査するに、山海關外、迤北迤東、一帶共に七邊を設く。邊門の外は、各蒙古部落に係る。七邊の東より、南、直に鳳凰城に接するは、六邊となす。乃ち奉天・寧古塔の方界、此れ盛京東北二面の屏藩なり。向來、各邊俱に木を編みて柵となし、以て内外を限り、柵外には濠を浚ひて以て越度を禁ぜり。該管各員は、巡防に勤め、隨時に修浚し、邊防實に嚴密と稱す。乃ち聞く、近年以來、總理の大官、漫に稽查するなきにより、該管各員、遂に之に因て怠玩す。附近の邊門數里は、尙ほ濠柵あり、邊門を離るゝ稍遠きものは、多く坦途を成す。惟に大夥の私參(密商人參)透漏し易きのみならず、亦た恐る違禁の貨物、任意に邊を出でんことを。近ごろ將軍の加意辨理を



經、前に較ぶれば、已に改觀を覺ゆと雖も、但だ積玩の後、大に整飾をなし、嚴に章程を立つるに非ざれば、誠に恐る、將來日久しうして視て具文となして、仍ほ廢地に復せんことを。

これによれば、柳條邊牆の制度は、略ぼ完備の状態に在つたのは、康熙一代で、雍正代より、乾隆朝の初期に互りて、その甚しき個處は、邊柵も邊濠も、まるで形を留めなかつた。封禁の主體たる邊牆の荒廢は、これで想像せられるであらう。和其衷は、この荒廢から來る禍害として、密商人參や、禁制品の密輸出を擧げて居るが、此場合に於て、それら商人と限らず、一般漢人が、自由自在に滿洲に流れ込んだことは、容易に推知するを得る。

**文藝排斥の企望** 封禁の第二原因たる國家至上政策に關する杞憂は、雍正代に入つて、早く既にその一端を呈露した。それは、雍正二年中、吉林の官吏趙殿最といふものが、該地方に文廟を建造し、學校を設立し、滿漢子弟に讀書せしめ、考試即ち文官の試験に應ぜしめんことを奏請したことによりて、滿洲の氣運のいかやうであつたかは、想像されるのである。雍正帝は、之を視て悦ばず、直に下の論文を發して、奏請を却下した。曰く

我滿洲人等は、漢地に居るにより、已むを得ずして本國の習俗と日に相違かれり。惟だ烏喇・寧古塔等の處の兵丁、滿洲の本習を改易せざるのみ。今、若し文藝を崇尚せば、子弟の稍々穎悟なるもの、俱に讀書に意を専らにして、心を武備に留めざらん。即ち果して能く力學するも、亦豈に能く江南の漢人に及ばんや。我滿洲人は、長上に事ふるに篤く、父母に孝にして、貨財を好まず、極めて貧困と雖も、無恥卑鄙の事を行はず、これ我が滿洲人の長所なり。讀書なるものは、即ち之を知りて而して之を行はんとするのみ。徒らに讀書して行ふ能はざれば、讀まざるに若かず。本朝の龍興して、區字を混一せしは、惟だ實行と武略とを恃みしのみ。並びに未だ嘗て虛文を恃み、粉飾を事とせるにあらず、然れば則ち、我が滿洲の實行は、漢人の文藝、蒙古の經典に勝らざや。今、若し、文藝を崇尚して、一概に學習せしめば、勢必一二十年に至りて、始めて端緒あり。恐らくは、武事既に廢れて、文藝又た未だ能く通ぜず、徒らに兩ながら無用の人を成さんのみ。學校考試の請の如きは、皆な流罪發遣人の内にて、稍々文字を識る

の匪類に搖惑せらるゝの致すところのみ。果して能く材勇卓越なるもの數人を得て、以て朕が股肱たるあらば、一二驚劣無能の生員を成就するに比して遠く勝れり。

帝の論文は、當時多少の效果を得たであらう。然れども、漢人東出の勢を禁遏するを得ずして、文藝を排斥せんとすることは、殆ど本末を顛倒すとせざるを得ない。乾隆一八年代に發せられた上諭には、滿洲に於ける不良書の禁止が示摘せられてある。不良書とは、滿文に翻譯された水滸傳・西廂記・金瓶梅の類をいふとあるが、翌々年には、さらに新滿洲人の漢文講讀を禁止することとした。勿論、それらの論文は、何等の効力も生ぜなかつた。

#### 四、旗人の滿洲移住問題

**清露界約及び實邊** 雍正帝の滿蒙に對する經營の父帝康熙の遺緒を繼ぐに在つたことは、いふまでもない。一七二七年、露國の女帝カタリンの要求を容れて、清國の使節は、外蒙古なる土拉河上に會見した、これが著名なる恰克圖條約である。この條約で、露國は、商隊を北京に派遣する權利や國境、貿易即ち庫倫ウルの通商權を獲得したので、一般には、この會議の要件が通商のみであると思惟さるゝが、その實は大に然らずして、多年の懸案であつた西伯利國境上の經界線が決定せられたのである。乃ち康熙大帝の代には、ネルチンスク和約によりて、黑龍江の上流の疆界が確定されただけであつたのを、恰克圖會議には、恰克圖を起點として、その東は、アルグン河の河堤に至り、その西方は、サビン嶺に至つた。この界約は、清末に至るまで何等の變更を來さぬものである。界約の内、今一つ注意すべきことは、ネルチンスクの東邊ウデ河一帯に、中立地帯を保留したことのそれであらう。實邊即ち東三省の内地